

大仙市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～12年度)



令 和 8 年 3 月

秋 田 県 大 仙 市

目 次

第1章 基本的な事項	1
1 大仙市の概況	1
（1）自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
（2）過疎の状況	3
（3）社会経済的発展の方向の概要	6
2 人口及び産業の推移と動向	7
（1）人口の推移と今後の見通し	7
（2）産業の構造	9
（3）産業別の現況と今後の動向	10
3 行財政の状況	11
（1）行政の状況	11
（2）財政の状況	12
（3）施設整備水準等の現況と動向	13
4 地域の持続的発展の基本方針	14
（1）将来都市像	15
（2）持続的発展に向けた基本目標	16
5 地域の持続的発展のための基本目標	17
6 計画の達成状況の評価に関する事項	18
7 計画期間	18
8 大仙市公共施設等総合管理計画との整合	18
9 本計画とSDGs	19
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	20
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	20
（1）移住・定住の促進	20
（2）地域間交流の促進	21
（3）人材育成	21
2 現況と問題点	21
（1）移住・定住の促進	21
（2）地域間交流の促進	22
（3）人材育成	23
3 その対策	24
（1）移住・定住の促進	24
（2）地域間交流の促進	25
（3）人材育成	25
4 計 画	27

第3章 産業の振興	28
1 産業の振興の方針	28
(1) 農林水産業の振興	28
(2) 地場産業の振興	29
(3) 企業の誘致対策	29
(4) 起業の促進	29
(5) 商業の振興	29
(6) 情報通信産業の振興	29
(7) 観光の振興	30
(8) コミュニティビジネスの振興	30
2 現況と問題点	30
(1) 農林水産業の振興	30
(2) 地場産業の振興	33
(3) 企業の誘致対策	33
(4) 起業の促進	33
(5) 商業の振興	34
(6) 情報通信産業の振興	35
(7) 観光の振興	36
(8) コミュニティビジネスの振興	36
3 その対策	37
(1) 農林水産業の振興	37
(2) 地場産業の振興	39
(3) 企業の誘致対策	39
(4) 起業の促進	39
(5) 商業の振興	39
(6) 情報通信産業の振興	40
(7) 観光の振興	40
(8) コミュニティビジネスの振興	41
4 計画	42
5 産業振興促進事項	46
6 公共施設等総合管理計画との整合	47
第4章 地域における情報化	48
1 地域における情報化の方針	48
(1) 電気通信施設の整備	48
(2) 情報化・デジタル化の推進	48
2 現況と問題点	48
(1) 電気通信施設の整備	48
(2) 情報化・デジタル化の推進	49
3 その対策	49
(1) 電気通信施設の整備	49
(2) 情報化・デジタル化の推進	49

4	計 画	50
5	公共施設等総合管理計画との整合	51
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保		
1	交通施設の整備、交通手段の確保の方針	52
(1)	市町村道の整備	52
(2)	農道、林道の整備	52
(3)	交通確保対策	53
2	現況と問題点	53
(1)	市町村道の整備	53
(2)	農道、林道の整備	54
(3)	交通確保対策	54
3	その対策	54
(1)	市町村道の整備	54
(2)	農道、林道の整備	55
(3)	交通確保対策	55
4	計 画	57
5	公共施設等総合管理計画との整合	63
第6章 生活環境の整備		
1	生活環境の整備の方針	64
(1)	水道、下水処理施設等の整備	64
(2)	消防・救急施設の整備	64
(3)	その他生活環境等の整備	65
2	現況と問題点	65
(1)	水道、下水処理施設等の整備	65
(2)	消防・救急施設の整備	66
(3)	その他生活環境等の整備	66
3	その対策	68
(1)	水道、下水処理施設等の整備	68
(2)	消防・救急施設の整備	68
(3)	その他生活環境等の整備	69
4	計 画	71
5	公共施設等総合管理計画との整合	73
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		
1	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	74
(1)	出会い・結婚の希望に対する支援	75
(2)	子育て環境の確保を図るための対策	75
(3)	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	75
2	現況と問題点	76
(1)	出会い・結婚の希望に対する支援	76

(2) 子育て環境の確保を図るための対策	76
(3) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	77
3 その対策	78
(1) 出会い・結婚の希望に対する支援	78
(2) 子育て環境の確保を図るための対策	78
(3) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	79
4 計 画	81
5 公共施設等総合管理計画との整合	83
第8章 医療の確保	84
1 医療の確保の方針	84
(1) 無医地区対策	84
(2) その他の医療の確保対策	84
2 現況と問題点	84
(1) 無医地区対策	84
(2) その他の医療の確保対策	84
3 その対策	85
(1) 無医地区対策	85
(2) その他の医療の確保対策	85
4 計 画	86
第9章 教育の振興	87
1 教育の振興の方針	87
(1) 公立小・中学校の整備等教育施設の整備	87
(2) 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等	88
2 現況と問題点	88
(1) 公立小・中学校の整備等教育施設の整備	88
(2) 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等	89
3 その対策	90
(1) 公立小・中学校の整備等教育施設の整備	90
(2) 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等	91
4 計 画	93
5 公共施設等総合管理計画との整合	96
第10章 集落の整備	97
1 集落整備の方針	97
2 現況と問題点	97
3 その対策	97
4 計 画	99
第11章 地域文化の振興等	100
1 地域文化の振興等の方針	100

(1) 地域文化の振興等	100
(2) 地域文化の振興に係る施設の整備等	100
2 現況と問題点	100
(1) 地域文化の振興等	100
(2) 地域文化の振興に係る施設の整備等	101
3 その対策	101
(1) 地域文化の振興等	101
(2) 地域文化の振興に係る施設の整備等	101
4 計 画	102
5 公共施設等総合管理計画との整合	102
第12章 再生可能エネルギーの利用の推進	103
1 再生可能エネルギーの利用の推進の方針	103
2 現況と問題点	103
3 その対策	103
4 計 画	104
第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	105
1 その他地域の持続的発展に関し必要な方針	105
2 現況と問題点	105
3 その対策	106
4 計 画	107
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	108

この大仙市過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第7条の規定に基づき、秋田県過疎地域持続的発展方針との整合性に配慮しつつ定めるものである。

第1章 基本的な事項

1 大仙市の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

本市は北緯39度27分、東経140度28分で秋田県のほぼ中央に位置し、東は岩手県、西は秋田市、由利本荘市、南は横手市、美郷町、北は仙北市とそれぞれ接している。東方に奥羽山脈、西方に出羽（笹森）丘陵が縦走しており、その間を南から北に流れる雄物川とその支流で東から西に流れる玉川を軸として、広大な仙北平野が形成され、県内有数の穀倉地帯となっている。

面積は866.79平方キロメートルで、東西約44キロメートル、南北約40キロメートルにわたり広がっており、令和7年度における土地利用の内訳は、山林45.9%、田畑33.7%、宅地4.3%、その他16.1%となっている。

本市の気候は、冬季は日本海沿岸に比べ気温が低く、夏季は比較的高温多湿となる典型的な内陸型気候となっている。積雪は最深値211センチメートル（平成25年2月：大曲地域）を記録するなど、豪雪地帯（一部特別豪雪地帯）に属している。

② 歴史的条件

本市は雄物川や玉川等の舟運が発達し、各地域に港や船着場が形成され、広大な仙北平野を背景に米を中心とした農産物の運搬等が行われてきた。特に、大曲地域の角間川地区や中仙地域の長野地区は、大型船の積荷の積み替え地として大きく発展してきたところである。

江戸時代に入ると街道整備が進められ、羽州街道や繋街道、角館街道、刈和野街道等が整備され、宿駅としても発展し、街道の結節点などには本陣、郡役所等が置かれたほか、良質な米と水を大量に確保できたことから、各地には造り酒屋が多く存在していた。

その後、鉄道の開通により港町は衰退し、駅を中心として都市化が進展、特に大曲地域は国や県の施設、商業施設が集積するなど、仙北地方の中心地として発展してきた。また、昭和30年代以降は、豊かな労働力を背景に積極的な企業誘致が進められ、農工一体の発展を遂げてきたところである。

しかしながら、過疎化や少子高齢化の進行、急激な社会経済情勢の変化、さらには地方分権の進展などを背景に、さらなる合併によってそのスケールメリットを活かし、自治体としての基盤強化を図るとともに、効率的な行政運営のもと、多様化・高度化する行政需要に対応するため、平成17年3月22日に大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町及び太田町の8市町村が合併し、現在に至っている。

③ 社会的条件

本市の道路網は、南北方向の主軸である秋田自動車道や国道 13 号、東西方向の主軸である国道 46 号、105 号により骨格が形成されている。秋田自動車道には大曲、西仙北、協和の各インターチェンジが設置されているほか、国道 13 号が大曲、仙北、神岡、西仙北及び協和地域を南北に、国道 105 号が中仙、大曲及び南外を東西に連絡し、生活圏としての一体性を支える幹線道路となっている。

また、本荘大曲道路（地域高規格道路）の一部である大曲西道路や国道 13 号大曲バイパス・神宮寺バイパス・刈和野バイパス、広域農道の整備などにより安全で快適な広域道路網の構築が進んでいる。

鉄道については、本県と首都圏等とを結ぶ大動脈である秋田新幹線、通勤・通学・買い物などで多くの利用がある奥羽本線、田沢湖線が運行されている。それらの路線が結節する大曲駅については、県内屈指の乗降客数となっているものの、人口減少の進行やモータリゼーションの進展等を背景に年々減少している。

路線バスについては、大曲バスターミナル及び羽後交通(株)境案内所（協和地域）を中心としてネットワークが形成されているが、利用者が減少傾向にあり、路線の廃止や減便が続いている。

④ 経済的条件

本市の産業構造は、昭和の中・後期までは就業人口、生産額ともに、農業を主体に第 1 次産業が大半を占め、第 3 次産業、第 2 次産業の順であったが、経済社会の変化によりその構造は大きく変化し、平成に入ると、第 1 次産業が減少する一方、小売業・サービス業等の第 3 次産業が増加している。

このような産業構造の変化の要因としては、昭和の高度経済成長に伴う工業の発達による労働力需要の増加、企業誘致による就業機会の増加、さらには農業の近代化により生じた余剰労働力の他産業への移行や高齢化社会の進行等があげられる。

令和 4 年度の市町村民経済計算推計によると、総生産所得総額は 2,733 億円で、産業別では第 1 次産業 112 億 8 千 8 百万円（構成比 4.1%）、第 2 次産業 814 億 7 千 6 百万円（構成比 29.7%）、第 3 次産業 1,819 億円（構成比 66.2%）となっている。

表 1-1 総生産所得額の推移

(単位:百万円、%)

年度	総額	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
平成 12 年度	253,713	14,778	5.8	76,564	30.2	162,371	64.0
平成 17 年度	280,479	13,676	4.9	66,145	23.6	200,658	71.5
平成 22 年度	244,373	11,385	4.7	51,888	21.2	181,100	74.1
平成 27 年度	236,706	10,861	4.6	49,331	20.8	176,514	74.6
令和 2 年度	263,571	11,802	4.5	72,990	27.7	178,779	67.8
令和 4 年度	273,300	11,288	4.1	81,476	29.7	181,900	66.2

※産業別の金額は輸入品に課される税・関税等の加減前の額であるため総額と一致しない（市町村民経済計算推計）

(2) 過疎の状況

① 人口等の動向

本市の総人口は、戦後まもなくまで増加傾向で推移していたが、昭和30年の123,158人をピークに減少に転じ、令和2年国勢調査では77,657人で、この65年間の減少数は45,501人で、減少率は36.9%となっている。

この間の人口動向をみると、昭和30年代後半から40年代にかけては、高度経済成長下における都市部への人口流出が続いたが、企業誘致などによる雇用対策や定住対策等により人口減少に歯止めがかかった時期もあった。しかしながら、近年は若年層等の人口流出とともに出生率の低下による人口減少が続いており、特に年少人口及び生産年齢人口が大きく減少し、老年人口の割合は急激な伸びとなっている。老年人口については、令和2年を境に減少に転じ、以降は減少傾向で推移するものの、総人口に占める割合は上昇を続けることが見込まれている。さらに、75歳以上の人口については、当分の間、増加し続ける見込みとなっており、急速な人口減少と人口構造の急激な変化が同時に進行することで、地域コミュニティの存続や日常生活に必要な機能の維持など、様々な場面への影響が懸念されている。

表1-2 地域別人口と世帯数の推移

(単位:人、世帯)

地域名	昭和35年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
大曲	41,090	39,900	40,581	41,545	40,429	39,922	39,615	37,863	36,561	35,873	35,180
神岡	7,642	7,399	6,732	6,498	6,438	6,346	6,209	5,824	5,529	5,126	4,759
西仙北	15,952	14,799	13,099	12,440	12,140	11,554	10,897	10,201	9,389	8,429	7,428
中仙	15,175	14,071	12,913	12,930	12,745	12,177	11,870	11,279	10,645	9,524	8,518
協和	14,098	12,535	10,325	10,348	10,013	9,615	9,307	8,710	7,785	6,841	6,290
南外	7,037	6,373	5,299	5,248	5,136	4,990	4,721	4,396	3,993	3,604	3,128
仙北	9,559	8,791	8,190	8,452	8,357	8,122	7,905	7,791	7,477	7,045	6,644
太田	9,813	9,025	8,305	8,465	8,306	8,153	7,802	7,288	6,922	6,341	5,710
人口計	120,366	112,893	105,444	105,926	103,564	100,879	98,326	93,352	88,301	82,783	77,657
世帯数	22,356	23,900	25,657	26,731	27,144	27,702	28,623	28,381	28,354	28,198	28,370

(国勢調査)

② これまでの対策

本市は、平成17年3月22日、8市町村が合併し「大仙市」として誕生した。合併前に過疎地域であった西仙北町、協和町及び南外村では、累次にわたる過疎対策法に基づく計画のもと、産業の振興をはじめ交通網や生活環境の整備、教育・文化施設等の整備を中心に、地域の活性化を図るための諸施策を推進するとともに、高齢者支援や定住促進、企業誘致による雇用確保等の過疎対策に取り組んできている。

また、非過疎地域を含む合併前の各市町村では、それぞれのまちづくり計画や総合発展計画・振興計画等により、長期展望のもとにその時代に即応した計画をそれぞれ推進し、明るく豊かなまちづくりを目標とした地域の活性化に努めてきたところであり、自主財源に乏しく、依存財源に頼らざるを得ない厳しい財政状況の中、特に、生活道路をはじめとする交通体系の整備、教育・文化施設の整備、老人福祉

施設等の建設による福祉の充実、上下水道の整備等による生活環境の充実に取り組んできたところである。

合併後は、合併と同時にみなし過疎地域の指定を受け、平成 17 年度から 21 年度及び平成 22 年度から令和 2 年度までの 2 度にわたり「過疎地域自立促進計画」を策定し、生産機能の向上による農業の振興をはじめ生活環境の整備、福祉施策の充実等により、市民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現に努めてきたところである。

令和 3 年 4 月には、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、みなし過疎地域から市全域が過疎地域に指定されており、同年 9 月には「大仙市過疎地域持続的発展計画」を策定し、総合計画や総合戦略とも連携・連動しながら、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力の更なる向上に向け、各種施策を展開してきたところである。

③ 現在の課題

これまでの過疎対策により、生活水準の向上や都市機能の維持などが図られ、地域の維持・発展に向けた素地は形づくられてきたものの、人口減少は依然として続いており、この現状を打開し、本市を持続的に発展させていくため、対策のさらなる強化と継続が求められている。

現在の人口減少は、若者の首都圏等への流出が大きな要因であると考えられることから、若者の地元定着・回帰を促進するとともに、県外からの移住者を増加させ、社会減に歯止めをかけることが大きな課題となっている。また、将来的な移住につながる関係人口の創出や、交流人口の増加に資する地域間交流の促進も必要となっており、加えて、人口減少や高齢化の影響により地域経営の担い手となる人材不足が顕在化してきていることを踏まえ、人材の確保・育成も課題となっている。

産業については、地域経済を支え、就業機会と所得をもたらす地域活力の源であり、農林業、商工業を中心に引き続き振興を図る必要がある。農林業については、複合型生産構造への転換や農林水産物の高付加価値化、6 次産業化、地域農業を牽引する担い手の確保・育成、畜産振興等を図るとともに、効率的な農業生産に不可欠な生産基盤の整備等の一層の推進が必要となっている。また、豊富な森林資源の活用による林産業の振興を図るとともに、農山村の多面的機能の維持に資する農地の保全活動等の継続が必要となっている。商工業については、既存企業の高度化や競争力の強化、地域資源を活かした新たな産業の創出・安定化を図るとともに、雇用創出と若者定住に直結する企業誘致の一層の推進や起業の促進なども重要な課題となっている。また、市民の生活を支える商業の振興や「大曲の花火」をはじめ本市が有する伝統文化や史跡・文化財、自然等豊かな地域資源を活かした観光の振興なども課題となっている。

情報格差の解消や市民の利便性向上に資する情報通信技術については、産業、教育、医療、福祉等の分野におけるネットワークを通じたコミュニケーションの活性化や新しいサービス、ビジネスの創出に不可欠なものであることから、その屋台骨となる情報通信基盤の維持・充実を進めるとともに、市民生活に身近な幅広い分野において情報化・デジタル化を推進し、地域課題の解決や利便性の高い行政サービスの提供を図る必要がある。

地域の社会・経済の基盤となる道路は、過疎地域の持続的発展に不可欠な要素であることから、継続した整備が求められている。市道については、国道や県道等と連携した安全・安心な道路網の形成に向けて、高速交通ネットワークの優位性を活かした利便性の高い幹線道路の整備や、狭隘道路の拡幅、通学路等歩道の整備など生活道路の整備・改良が必要となっており、農道・林道については、地場農林産物の生産活動の高度化・近代化・市場拡大を図るため、一層の計画的な整備が求められている。また、冬期間における安全で円滑な交通を確保するため、除雪機械や消融雪施設の整備等、除排雪体制の充実・強化が課題となっている。公共交通については、幹線バス路線の維持・確保に加え、地域の実情に応じた多様な交通システムの安定的かつ継続的な運行や、免許返納者の増加等に伴う交通弱者対策の継続・強化も課題となっている。

住みやすさを実感でき、利便性と安全性の高い生活環境の整備は、定住の促進や人口流出の抑制に欠かせない要素であることから、生活基盤の形成に向けて、水道施設や下水道処理施設等の整備・維持管理、循環型社会の形成を念頭に置いた衛生環境の整備の推進が必要となっている。また、災害に強いまちづくりの推進として広域消防・消防団等との連携による消防力・防災体制の強化や消防防災施設・備蓄品の整備充実に加え、災害の未然防止の観点から自然環境の保全が求められている。さらに、安心して快適な生活・居住環境を形成し、維持していくため、市営住宅や空き家の適正管理等による住環境の改善を促進する必要があるほか、公園・駐車場等の改修整備、市管理河川の整備なども課題となっている。

本市の持続的発展にとって最も重要な要素である人口については、一定の人口規模と安定した人口構造の確保が必要であり、若い世代を中心とした移住・定住の促進に加え、安心して子どもを産み、子育てに喜びを感じながら、子どもが健やかに成長できる環境、子育てと仕事が両立できる環境の構築、未婚化・晩婚化の進行を踏まえた出会い・結婚支援など、出産・子育て等を社会全体で応援する仕組みづくりが求められている。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいを一体的に捉えた包括的な対応が求められているほか、高齢者の健康増進・健康寿命延伸のための取組や自立と生きがいづくり、健康意識の醸成や疾病予防のための体制の整備が必要となっている。

市民が地域で安心して生活していくためには、必要な医療サービスを適切に受けられる環境が不可欠であることから、新たな無医地区の発生防止や医師等の安定確保、病診連携の推進等による地域医療体制の維持を図るとともに、がん医療や救急医療などの高度医療の充実やがん検診の受診促進などが求められている。加えて、高齢化の進行により認知症医療への需要が高まる中で、その対応が課題となっており、また、不妊治療などの治療費が高額な医療に対し、経済的負担の軽減を図るなどの対応も求められている。

本市の将来の担い手を育む教育の振興については、児童生徒の減少に対応した少人数学習の推進や学校の規模の見直し等のほか、社会に貢献できる人材の育成や、基礎学力の定着とグローバルな資質・能力の育成、様々な課題を持つ児童生徒に対する支援体制と特別支援教育の充実も課題となっている。また、その振興に不可欠な学校施設等の多くが経年劣化している状況から、計画的な修繕・更新が必要となっていることに加え、学校統合等に伴い遠距離通学となった児童生徒の通学手段の

確保や、廃校となった校舎の利活用・解体撤去等も課題となっている。さらに、社会教育等については、市民が心豊かに生きがいのある人生を送ることができるよう、学習機会の充実や指導者の育成、生涯学習推進基盤の確立として図書館や公民館、集会施設等の計画的な整備・改修が求められている。また、スポーツの振興を図るため、指導者の育成やスポーツ関連団体の育成・活動促進、既存スポーツ施設の計画的な改修や統廃合を進める必要があるほか、スポーツを核に交流人口の増加を生むスポーツツーリズムの推進なども求められている。

地域の基礎を成す集落等については、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行等によりコミュニティの希薄化や地域活動の停滞等が顕在化するとともに、これまで培われてきた互助機能が低下し、共同活動や伝統行事などの存続が困難となってきている状況にあり、将来にわたる共同体機能の維持・活性化が課題となっている。また、集落等で増加する高齢世帯等への除排雪対策や移動手段の確保など、集落だけでは解決できない多くの課題が顕在化しており、地域の暮らしを地域で支え合う共助体制の再構築が必要となっている。

地域活力の創出に不可欠な地域文化の振興については、地域文化の継承と創造が重要な要素であることから、地域文化活動の維持促進や郷土意識の醸成、芸術文化活動を担う人材・団体の育成、芸術文化に接する機会の創出を図るとともに、その活動拠点となる施設等の計画的な整備・改修を進めていく必要がある。また、本市の貴重な財産である史跡・文化財・名勝等については、その歴史的価値を市民と共有しつつ保存に努めるとともに、地方創生に資する文化・観光推進の一環として効果的な活用が課題となっている。

地域の持続的発展の基礎的要素である環境対策については、地球規模の環境変化を背景に、SDGsの推進や2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた具体的な行動が求められており、本市の豊かな水資源や森林資源などのポテンシャルを有効活用した再生可能エネルギーの導入推進や、環境に配慮した生活様式の実践、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換促進などが必要となっている。

④ 今後の見通し

現在の人口減少の流れは、日本全体の社会・経済の構造的な問題を背景に今後も続くものと考えられることから、目まぐるしく変化する社会経済情勢や高度化・多様化する住民のニーズを的確に把握しながら、「第3次大仙市総合計画」のもと、地域全体の最適化の観点から限られた財源の効率的運用に努めつつ、前述した課題の解決に向けてハード・ソフト両面にわたる施策を着実に推進し、地域の持続可能性を高めていく必要がある。

(3) 社会経済的発展の方向の概要

本市の社会経済発展のためには、市民生活を支え、経済産業を振興する基盤を整備し、人口減少の抑制を図りながら、市民が住みやすさを実感し、愛着が持てる活力に満ちた地域社会の実現を図ることが必要である。

若者の地元定着や首都圏等からの移住促進を一層強化しつつ、市民の誰もが心豊かに安心して暮らし続けられる環境の整備や、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに引き続き取り組むとともに、利便性と安全性の高い生活環境や地域医療体制、

教育環境などの充実に努めることとする。

また、県内屈指の交通利便性をはじめとする本市の強みやポテンシャルを最大限活かしつつ、強い農林畜産業の実現に向けた生産構造の転換や担い手の確保、基盤整備等の推進を図るとともに、地元商工業の振興や企業誘致の推進、雇用の維持・創出や起業の促進などに力を入れるほか、「大曲の花火」をはじめとする豊かな地域資源の活用による観光振興、世界の潮流を捉えた環境対策などに取り組んでいくこととする。

さらに、社会経済の持続的発展の礎となる道路・交通・情報通信基盤についても維持・充実に努めるとともに、地域の活力づくりに向けた集落等の維持・活性化や地域文化の振興等に取り組むこととする。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と今後の見通し

① 人口の増減

本市の人口（国勢調査）は、令和2年10月1日現在で77,657人である。昭和35年に120,366人であった本市の人口は、昭和30年代後半から40年代にかけて、高度経済成長下における都市部への流出と出生率低下に伴う自然減などにより減少が続き、昭和35年から令和2年までの60年間で42,709人、率にして35.5%の減少となっている。

昭和35年から5年ごとの減少率を見ると、昭和40年6.2%、昭和45年4.0%、昭和50年2.7%と減少し、昭和55年には初めて0.9%（984人）増加したが、その後、再び減少に転じ、昭和60年0.5%減、平成2年2.2%減、平成7年2.6%減、平成12年2.5%減、平成17年5.1%減、平成22年5.4%減、平成27年6.2%減、令和2年6.2%減と、率の上昇を伴いながら減少を続けている。

近年は、若年層を中心とした人口の流出とそれを一因とした出生率の低下が人口減少の大きな要因となっており、国立社会保障・人口問題研究所が行った「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」によると、令和17年には60,254人、令和32年には令和2年から約4割減少し、44,243人になると推計されている。

② 人口の構成

昭和35年から令和2年までの年齢3区分別人口及び構成比をみると、0歳から14歳までの年少人口は40,552人（33.7%）から7,637人（9.8%）に、15歳から64歳までの生産年齢人口は、74,299人（61.7%）から40,029人（51.5%）にそれぞれ大きく減少している。一方で、65歳以上の老年人口は、5,515人（4.6%）から29,991人（38.6%）に急増しており、総人口に占める割合も高くなっている。また、15歳から29歳までの若年者人口は、29,736人（24.7%）から減少し、7,340人（9.5%）となっている。

こうした傾向は、出生率の低下、若年層を中心とした人口流出、高齢者比率の上昇とも相まって、今後も続くことが懸念されている。

表 1-3 (1) 人口の推移

(単位:人、%)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	120,366	112,893	△ 6.2	108,374	△ 4.0	105,444	△ 2.7	106,428	0.9
0 歳～1 4 歳	40,552	32,381	△20.1	25,454	△21.4	21,899	△14.0	20,887	△ 4.6
1 5 歳～6 4 歳	74,299	73,838	△ 0.6	74,545	1.0	73,377	△ 1.6	73,322	△ 0.1
うち15歳～29歳(a)	29,736	25,894	△12.9	24,856	△ 4.0	23,117	△ 7.0	21,044	△ 9.0
6 5 歳以上(b)	5,515	6,674	21.0	8,375	25.5	10,168	21.4	12,219	20.2
(a)／総数 若年者比率	24.7	22.9	—	22.9	—	21.9	—	19.8	—
(b)／総数 高齢者比率	4.6	5.9	—	7.7	—	9.6	—	11.5	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	105,926	△ 0.5	103,564	△ 2.2	100,879	△ 2.6	98,326	△ 2.5	93,352	△ 5.1
0 歳～1 4 歳	20,281	△ 2.9	18,120	△10.7	15,413	△14.9	13,225	△14.2	11,234	△15.1
1 5 歳～6 4 歳	71,126	△ 3.0	67,987	△ 4.4	63,972	△ 5.9	59,726	△ 6.6	54,479	△ 8.8
うち15歳～29歳(a)	17,010	△19.2	15,015	△11.7	14,547	△ 3.1	14,312	△ 1.6	12,329	△13.9
6 5 歳以上(b)	14,519	18.8	17,457	20.2	21,494	23.1	25,375	18.1	27,639	8.9
(a)／総数 若年者比率	16.1	—	14.5	—	14.4	—	14.6	—	13.2	—
(b)／総数 高齢者比率	13.7	—	16.9	—	21.3	—	25.8	—	29.6	—

区 分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	88,301	△ 5.4	82,783	△ 6.2	77,657	△ 6.2
0 歳～1 4 歳	9,743	△13.3	8,725	△10.4	7,637	△12.5
1 5 歳～6 4 歳	50,632	△ 7.1	45,386	△10.4	40,029	△11.8
うち15歳～29歳(a)	10,163	△17.6	8,527	△16.1	7,340	△13.9
6 5 歳以上(b)	27,919	1.0	28,672	2.7	29,991	4.6
(a)／総数 若年者比率	11.5	—	10.3	—	9.5	—
(b)／総数 高齢者比率	31.6	—	34.6	—	38.6	—

(国勢調査)

表 1-3 (2) 人口の見通し

(単位:人)

区 分	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年	令和 32 年
総人口	71,758	65,863	60,254	54,810	49,442	44,243
15 歳未満	6,377	5,340	4,530	4,000	3,542	3,088
15~64 歳	35,865	32,209	29,177	25,607	21,933	18,818
65 歳以上	29,516	28,314	26,547	25,203	23,967	22,337

(国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口 (令和 5(2023)年推計))

(2) 産業の構造

本市の就業人口は、総人口と同様に減少傾向で推移しており、昭和 35 年に 57,386 人であった就業人口は、令和 2 年にかけて 18,065 人、率にして 31.5%減少し、39,321 人となっている。

産業別の就業人口比率について、平成 2 年から令和 2 年までの 30 年間の推移をみると、第 1 次産業は 25.5%から 12.2%、第 2 次産業は 31.1%から 25.9%に減少となっている一方で、第 3 次産業は 43.4%から 59.8%に増加しており、本市の就業構造は大きく変化している。

このような傾向は、第 1 次産業部門である農林業の従事者の高齢化や担い手不足等により今後も続くものと考えられる。こうした要因により流出した就業者は、地元誘致企業のほか、通勤圏内である秋田市、横手市などの企業を中心に、所得水準の高い第 2 次、第 3 次産業へと移行している。これは令和 2 年度の総生産額に対する比率が、第 1 次産業が 4.5%、第 2 次産業が 27.7%、第 3 次産業が 67.8%と、第 2 次・第 3 次産業で全体の 95%強を占めていることにも表れている。

表 1-4 産業別就業人口比率の動向

(単位:人、%)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	総数・率	増減率	総数・率	増減率	総数・率	増減率	総数・率	増減率	総数・率	増減率
就業者総数	57,386	5.4	56,686	△ 1.2	59,102	4.3	55,985	△ 5.3	55,740	△ 0.4
第 1 次産業	63.2	—	62.6	—	57.4	—	48.1	—	36.1	—
第 2 次産業	9.2	—	9.7	—	11.4	—	15.7	—	22.3	—
第 3 次産業	27.6	—	27.7	—	31.2	—	36.2	—	41.6	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	総数・率	増減率	総数・率	増減率	総数・率	増減率	総数・率	増減率	総数・率	増減率
就業者総数	54,745	△ 1.8	54,146	△ 1.1	51,991	△ 4.0	50,115	△ 3.6	46,698	△ 6.8
第 1 次産業	33.2	—	25.5	—	19.7	—	15.4	—	16.0	—
第 2 次産業	24.8	—	31.1	—	32.6	—	32.7	—	28.5	—
第 3 次産業	42.0	—	43.4	—	47.7	—	51.9	—	55.5	—

区 分	平成22年		平成27年		令和2年	
	総数・率	増減率	総数・率	増減率	総数・率	増減率
就業者総数	42,349	△ 9.3	41,500	△ 2.0	39,321	△ 5.3
第1次産業	14.5	—	13.8	—	12.2	—
第2次産業	26.5	—	25.6	—	25.9	—
第3次産業	59.0	—	60.6	—	59.8	—

(国勢調査)

(3) 産業別の現況と今後の動向

① 第1次産業

平成22年から令和2年までの10年間で、第1次産業の基幹である農業を営む販売農家数は、6,333戸から3,780戸と2,554戸減少している。また、主業・副業別では、主業農家が1,252戸から734戸、準主業農家が1,814戸から612戸、副業的農家が3,267戸から2,434戸と、それぞれ大幅に減少している。

農家人口については、10年間に26,996人から10,716人と16,280人減少している一方で、市町村民経済計算推計によると、平成22年から令和2年までの10年間の総生産額については、113億8千5百万円から118億2百万円、3.7%の増加となっている。

農林業の現状については、農業・林業とも、かねてからの課題である生産性の低さに加え、就業者の高齢化や後継者不足などが進んでおり、今後も厳しい状況が続くものと考えられることから、多様な担い手の確保や低コスト化・省力化技術の普及、スマート農業の推進、生産基盤の整備や担い手への集積などの取組が一層求められている。

② 第2次産業

第2次産業における平成22年から令和2年までの10年間の就業者数は、長引く景気の低迷を反映し、11,226人から10,188人と1,038人減少している。また、工業統計調査による平成22年から令和2年までの10年間における事業所数も、212事業所から183事業所に減少している。

一方で、市町村民経済計算推計によると、総生産額は、平成22年から令和2年までの10年間で、518億8千8百万円から729億9千万円と211億2百万円の大幅な増加となっている。

こうした背景には、平成20年秋のアメリカの金融危機に端を発する世界同時不況の影響が長引いたことや、平成23年に発生した東日本大震災の影響が大きいものと考えられる。その後、平成24年頃からは景気が回復基調となり、地方においても経済や雇用環境に改善の兆しがみられてきたものの、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症による深刻な影響を受け、再び厳しい状況に置かれた。コロナ禍以降は、景気が回復基調を示しているが、米国の関税政策などをはじめとした自国第一主義の台頭や地政学リスクの高まりにより、依然として不確実性の高い状況が続いている。

この間、経済のグローバル化や企業の海外移転、ICTやデジタル技術の

加速度的進展による I o T や A I 等の技術革新、生産年齢人口の減少による人材不足の顕在化など、第 2 次産業を取り巻く環境は大きく変化しており、引き続き国内外の経済動向を注視しつつ、コロナ禍を機に急速な進展を見せたデジタルトランスフォーメーション（DX）のさらなる推進なども念頭に、企業の育成を図っていく必要がある。

③ 第 3 次産業

第 3 次産業における平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間の就業者数は、24,856 人から 24,078 人と 778 人、3.1%の減少となっている。

市町村民経済計算推計によると、総生産額は、平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間で、1,811 億円から 1,787 億 7 千 9 百万円と 23 億 2 千百万円、1.3%の減となっている。

第 3 次産業については、社会生活に不可欠なサービスを提供する産業が多く含まれているものの、個人所得の低迷などによる消費支出の動向に大きく左右されるほか、昨今の人口減少や人口構造の変化による人手不足も相まって、今後も厳しい状況が続くものと考えられることから、成長産業への転換なども視野に入れながら、必要な対策を講じていくことが求められている。

3 行財政の状況

（1）行政の状況

本市は、地方分権の確かな受け皿となることを目指し、財政の基盤強化や生活の実態に即した行政運営を図るための手段として市町村合併を選び、平成 17 年 3 月に隣接する 8 市町村が合併し「大仙市」として誕生した。合併当初の行政組織は 1 本庁 8 総合支所であったが、その後の見直しなどにより、現在は 1 本庁 7 支所で組織されている。

行政運営にあたっては、市民との協働によるまちづくりを旗印に、地域自治区単位に設置した地域協議会などを通じて地域の声が行政に届く仕組みの確立に努めるとともに、大仙市総合計画の体系に基づく施策の評価を伺う市政評価の実施、地域の課題に迅速かつ柔軟に対応するための「地域振興事業」や、地域に眠る資源を発掘し、磨き上げ、新たな地域活力の源泉としての活用を目指す「地域の魅力再発見事業」、地域ごとに活動拠点となる施設を選定し、拠点を活用した地域活性化を推進する「彩色千輪プロジェクト事業」の創設などにより、市民と一体となったまちづくりに取り組んできた。平成 18 年 3 月には、市政運営の基本となる総合計画を策定し、将来都市像に掲げる「人が生き 人が集う 夢のある田園交流都市」の実現に向けた施策や事業を進めている。

また、行政運営の効率化と円滑化を図るため、これまで 3 次におわたる行政改革大綱に基づき、行政組織の簡素化をはじめ、指定管理者制度の導入による公的施設の民間委託等の推進、公共施設や第三セクターの見直し、保育園・幼稚園・老人保健施設・特別養護老人ホームの法人化、行政サービスや業務のデジタル化等の取組を進めてきた。しかしながら、合併特例措置の終了に伴う普通交付税の縮減や、人口減少の進行等に伴う市税収入の伸び悩み、さらには高齢化率の上昇に伴う社会保障関係費の自然増、老朽化する公共施設の維持管理経費の増加など

により財政状況は厳しさを増すとともに、社会構造や人口構造の変化に伴い多様化・高度化する市民ニーズ、急速に進展するデジタル化への流れや働き方改革など、本市を取り巻く環境は大きく変化していることから、「大仙市行政サービス改革・DX推進大綱」のもと、利用者の視点に立った利便性の高い新たなサービスの導入など、行政改革とデジタル変革の二つの視点から「将来を見据えた行政サービスの最適化」を推進している。

広域行政については、一部事務組合である大曲仙北広域市町村圏組合等を通じて近隣市町との連携・協力を図っており、消防・救急業務をはじめ介護保険、ごみ・し尿処理施設、斎場等広域的な取組が必要とされる行政サービスの安定的かつ効率的な提供に努めている。

(2) 財政の状況

本市はもともと財政基盤が脆弱な市町村が合併し誕生したことに加え、その後においても人口減少や人口構造の変化等に伴う市税収入の伸び悩みなどにより、令和6年度における財政力指数は全国の類似団体平均を下回る0.35となっている。加えて、合併特例措置の終了に伴う普通交付税の縮減や、高齢化率の上昇に伴う社会保障関係費の自然増などにより、財源不足を財政調整基金に依存する厳しい財政運営を余儀なくされている。

市債残高については、合併前後に普通建設事業を全域的に実施した結果、平成19年度末にピークを迎え、普通会計で625億円、全会計では1,109億円と莫大な残高となっていた。その後、平成20年度決算時点で、実質公債費比率が地方財政法で定める基準値を超えたため、平成21年度から28年度を期間とする公債費負担適正化計画を策定し、市債発行額の抑制による残高の圧縮や低利子への借り換えなど、公債費の適正な管理に計画的に取り組んできた。

このほか、徴収体制の強化等による自主財源の確保や、定員適正化計画に基づく人件費の抑制、補助金、公共施設の運営コストの見直しをはじめ、事務事業全体にわたる徹底した歳出削減、さらには基金への積み増しなど、財政の健全化に取り組んできた結果、着実に財政指標は改善しており、令和6年度決算においては、実質公債費比率11.3%、将来負担比率70.5%となっている。しかしながら、県内市町村や全国類似団体平均を未だ大きく上回る状況にある。

こうした中であっても、人口減少や少子高齢化の進行、地方分権の推進、目まぐるしく変化する社会情勢などに対応しつつ、持続可能な歳出構造への改革や市債発行額の抑制、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の統廃合等を着実に進めながら、将来を見据えた健全な行財政運営に努める必要がある。

表 1-5 財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成 27 年度	令和元年度	令和 6 年度
歳入総額 A	50,438,981	46,842,163	53,993,830
一般財源	31,061,410	28,837,142	30,799,440
国庫支出金	7,135,611	5,725,833	7,156,002
都道府県支出金	3,603,828	3,401,264	3,663,208
地方債	4,529,140	3,879,438	4,781,223
うち過疎債	848,900	670,200	596,100
その他	4,108,992	4,998,486	7,593,957
歳出総額 B	48,726,135	45,192,572	51,607,773
義務的経費	19,189,372	18,070,438	19,120,976
投資的経費	5,331,349	4,225,529	4,707,645
うち普通建設事業費	5,240,681	3,792,180	4,407,073
その他	23,169,089	22,072,297	26,867,020
過疎対策事業費	1,036,325	824,308	912,132
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,712,846	1,649,591	2,386,057
翌年度へ繰越すべき財源 D	76,922	110,130	201,913
実質収支 C-D	1,635,924	1,539,461	2,184,144
財政力指数	0.34	0.34	0.35
公債費負担比率	16.6%	16.8%	14.5%
実質公債費比率	15.1%	11.3%	11.3%
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	89.4%	92.9%	91.1%
将来負担比率	136.9%	127.5%	70.5%
地方債現在高	58,399,912	53,905,335	46,457,640

(地方財政状況調査)

(3) 施設整備水準等の現況と動向

主な公共施設の整備水準は「表 1-6 主要公共施設等の整備状況」のとおりであるが、市道については、幹線道路、都市計画道路等の整備を計画的に進めており、改良率及び舗装率は改善されてきているものの、集落が散在していることなどから集落内の生活道路等は整備が進んでいない状況にある。今後も計画的に改良事業を進めるとともに、路面等の劣化に伴う補修を行うなど適切な維持管理に努めていく必要がある。

農道については、ほ場整備事業とあわせて合理化を図りながら整備が進められているほか、林道についても国・県の補助を活用しながら、着実に整備延長が伸びている。

水道については、上水道 2 施設、簡易水道 40 施設が稼働しており、あわせて 75.9%まで普及しているが、県平均の普及率とは未だ大きな差がある。自家用井戸等を水源として利用している地域があることから、地域の意向と費用対効果を踏まえた適切な対応が必要である。

下水道については、水洗化率が 73.9%となっており、引き続き公共用水域の水質保

全と快適で環境に優しい生活環境の創出に努めていく必要がある。

病床数については、入院病床を有する市立の病院が1施設のみであり、直近の人口千人あたりの病床数は1.6床となっている。

これら公共施設については、整備から相当の年数が経過し、老朽化が顕著となってきたものが多く、人口減少の進行や人口構造の変化の見通しに立脚しつつ、財政状況を踏まえた効率的かつ計画的な整備が急務となっている。

表1-6 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55年 度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成27 年度末	令和元 年度末	令和6 年度末
市町村道 改良率 (%)	22.5	44.7	54.7	60.1	61.8	52.7	53.1
舗装率 (%)	18.1	38.6	47.3	51.7	52.4	54.9	55.4
農道延長 (m)	—	—	—	39,766	39,766	36,571	36,571
耕地1ha当たり農道延長 (m)	54.8	24.1	9.8	—	—	—	—
林道延長 (m)	—	—	—	186,096	190,764	193,430	201,904
林野1ha当たり林道延長 (m)	16.0	11.1	11.5	—	—	—	5.8
水道普及率 (%)	56.3	65.7	68.7	74.3	75.8	76.6	75.9
水洗化率 (%)	—	—	33.7	70.0	63.1	69.2	73.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	1.0	1.1	1.4	1.6	1.4	1.5	1.6

4 地域の持続的発展の基本方針

本市は、平成17年3月に8市町村(大曲市・仙北郡の一部)の合併によって誕生した新市であるが、合併前に過疎法に基づく過疎地域指定を受けていた市町村は、西仙北町、協和町及び南外村の3町村で、大曲市、神岡町、中仙町、仙北町及び太田町は非過疎地域であった。

合併と同時に同法33条1項の規定により、本市全域がいわゆる「みなし過疎地域」の指定を受け、同法に基づく自立促進計画(平成17~21年度及び平成22~令和2年度)のもと、新市の基礎固めとあわせ過疎対策を進めてきたところである。

過疎対策にあたっては、合併前の過疎指定地域だけではなく、全体最適の観点から市全体のバランスに配慮した取組が必要であるとの考えのもと、農林業生産基盤整備をはじめとする産業の振興、生活道路等の交通体系の整備や情報通信基盤等の整備、上下水道、消防施設等の生活環境の充実、保育園や老人福祉施設等の整備による福祉環境の充実、教育・文化施設等の整備を中心に、条件不利の克服に向けた社会インフラ等の生活基盤整備を計画的かつ継続的に進めてきたところである。

また、平成22年の法改正に伴い新設された過疎地域自立促進特別事業、いわゆる「過疎ソフト」を活用し、産業振興や雇用対策、空き家対策、集落の維持・活性化、高齢者や子育て世帯への支援など、幅広い分野において市民が安心して暮らし続けることができる地域社会の形成にも取り組んできた。

こうした取組により、生活水準の向上や都市機能の維持など一定の成果が上がっているものの、人口減少や高齢化の進行は続いており、若年者比率の低下と相まって基幹産業である農業をはじめとする産業の担い手・後継者不足や、通院や買い物のための地域公共交通の維持・確保、農地や森林の荒廃、公共施設やインフラの老朽化など、依然として多くの課題を抱えている。

一方で、コロナ禍を機に、東京一極集中のリスクが浮き彫りとなり、分散型国土形成の視点から過疎地域を含む地方の重要性が改めて認識されるとともに、若い世代を中心とした価値観の多様化により田舎暮らしや田園回帰志向が高まったことに加えて、デジタル技術の急速な進展も相まって、時間や場所を選ばない多様な働き方が普及する中で、地方への関心が高まっている。

さらには、今や世界の共通言語となっているSDGsの推進やカーボンニュートラルの実現に向け、地方の価値が見直されるとともに、その役割に期待が集まっている。

今後は、これまでの取組に加え、時代の変化に対応した新たな視点も取り入れつつ、地域の多様な主体と連携しながら、本市への新たな人の流れの創出や、デジタル社会の構築に向けた取組の推進により持続可能な地域社会を形成するとともに、個性あふれる魅力的な地域資源を磨き上げ、地域活力の向上、地域の活性化、そして地方創生につなげていくべく、「第3次大仙市総合計画」（令和8年3月）に定める将来都市像の実現を基本方針に、地域の持続的な発展に資する施策を着実に講じていくことで、市民一人一人が自分らしく活躍し、生きがいを持つことができる活力に満ちた地域社会の実現を目指す。

（1）将来都市像

本市の将来都市像については、「第3次大仙市総合計画」において、「人が生き 人が集う 夢のある田園交流都市」と掲げている。これは、8市町村の合併により誕生した大仙市の将来への希望が込められており、目まぐるしく変化する時代の中、多様な価値観や様々な変化を柔軟に受け入れつつも、変わらないまちづくりの拠り所として、合併後に策定した「大仙市総合計画」の将来都市像を継承したものである。

また、将来都市像には、「若者や女性をはじめ多様な人々から選ばれるまちづくりを進め、市民一人一人が自分らしく活躍し、生きがいを持てるまち」「豊かな自然環境や伝統文化との調和を図りながら、デジタル技術の活用などにより利便性の高い快適なまち」「SDGsの理念やウェルビーイングの視点を取り入れ、心身ともに豊かに暮らせる未来に向けて持続的に発展するまち」を掲げており、時代背景や今日的課題を踏まえたうえで、3つの視点からあるべき姿を具体化し、計画の着実な推進により実現を図ることとしている。

【大仙市の将来都市像】

「人が生き 人が集う 夢のある田園交流都市」

(2) 持続的発展に向けた基本目標

将来都市像の実現に向け、5つの基本目標を定め、各基本目標に基づく施策ごとに定めたあるべき姿の実現に向け、取組を推進する。

① 魅力ある産業と地域資源により、にぎわいがあふれるまち

- ・ 農林水産業や商工業、花火産業をはじめとした産業の振興に加え、企業誘致の推進や起業にチャレンジする若者や女性のサポートなどにより地域経済の活性化を図るとともに、観光やスポーツ、芸術・文化などの地域資源を活用した交流の促進を図るなど、活気とにぎわいにあふれるまちを目指す。

② 地域の活力を生み、誰もがいきいきと活躍できるまち

- ・ 年齢や性別などの属性にかかわらず、誰もが個性と能力を發揮することができる社会づくりを推進するとともに、出会いから子育てまでの切れ目のない支援の充実や、個別最適な学びを提供し、地域への愛着を育む学校教育、自律的に学び続ける生涯学習の推進、地域に活力と多様性をもたらす若者の移住・定住を促進するなど、多様な価値観を認め合い、誰もがいきいきと活躍できるまちを目指す。

③ 誰もが安全・安心で、幸せに暮らせるまち

- ・ 地域医療体制や社会保障制度の維持強化に加え、地域の多様な主体との連携や地域の支えあいのもとで、高齢者や障がい者などのサポート体制の充実や防災・減災対策、雪や空き家への対策を進め、誰一人取り残されることのない、安全・安心で、幸せに暮らせるまちを目指す。

④ 豊かな自然を守り、快適な住みよいまち

- ・ カーボンニュートラルの推進や自然環境の保全などにより、豊かな自然を守りながら新たな成長につなげ、将来へ継承していくとともに、人口減少社会にあわせた都市基盤・インフラと公共交通の一体的な縮充、住生活環境や公園の充実を進め、自然との調和を図りながら、利便性が高く、快適で住みよいまちを目指す。

⑤ 地域と共に創る、未来に続く持続可能なまち

- ・ 地域の魅力を市内外に広く発信するシティプロモーションを推進し、多様な人材の多彩な関わりを創出するとともにシビックプライドの醸成を図り、市民と行政との協働・共創のもとで地域コミュニティの維持・活性化に取り組むほか、DXの推進や限られた行財政資源の有効活用による効率的な行政経営に努めるとともに、公民連携をはじめとした多様な主体と連携しながら、未来に続く持続可能なまちを目指す。

また、各基本目標に掲げる施策の中から、特に「人口減少の抑制」や「地方創生の実現」に向けて高い効果が期待でき、重点的に推進すべき施策を抽出してパッケージ化し、各事業の推進を図る。

I 若者や女性に選ばれ、住み良さを実感できるまちづくり

様々な場面で根強く残るアンコンシャス・バイアスや、固定的性別役割分担意識を解消し、若者・女性をはじめ誰もが意欲に応じて活躍できる環境づくりを推進するとともに、出会いから子育てまで切れ目のない支援の充実に取り組む。また、災害に強いまちづくりや地域コミュニティの維持・向上に向けた取組などを進め、若者や女性、子育て世代に重点を置いた、誰もが住み良さを実感し、住み続けたいと思えるまちづくりを推進する。

II 地域資源のポテンシャルを最大限活用し、稼ぐ力を高めるまちづくり

基幹産業である農業や商工業などの産業振興を図るとともに、観光、文化、スポーツなどの地域資源を磨き上げ、様々な要素と有機的に結び付けていくことで、稼ぐ力を高め、若者が地元で希望を抱くことができる、持続的に発展するまちづくりを推進する。

III 人や企業に選ばれ、新たな人の流れを生むまちづくり

移住・定住の促進に向けたサポートの充実に加え、多様な形で地域に関わる関係人口の創出・拡大や、戦略的な企業誘致に取り組み、地域経済産業の発展と新たな雇用の創出につなげ、地域外から人や企業の流れを創出するまちづくりを推進する。

IV DX・GXにより誰もが豊かに暮らせるまちづくり

今後、急速な進行が避けられない人口減少社会を前提に、行政サービスの継続性を確保するとともに、社会経済活動やコミュニティ活動の維持に向け、地域社会全体のDXを推進するほか、再生可能エネルギーの導入や循環型社会の形成など、脱炭素化の推進を図りながら地域の持続可能性を高め、誰もが安心して豊かに暮らせるまちづくりを推進する。

5 地域の持続的発展のための基本目標

指標名	基準値	目標値 (R12)
総人口 (人) ※基準値R2	77,657	65,863
出生数 (人)	256	256
住みよさの満足度 (%)	85.8	87.7

※指標名に年度の記載がないものは、令和6年度を基準値としている。

6 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の推進にあたっては、「第3次大仙市総合計画」の評価サイクルにあわせて評価検証を行うこととする。その評価検証結果に基づき、PDCAサイクルにより課題や改善点を明確にし、必要に応じて見直しを図りながら計画を着実に推進していく。



7 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

8 大仙市公共施設等総合管理計画との整合

平成29年度から令和28年度までを計画期間とする大仙市公共施設等総合管理計画(以下「公共施設等総合管理計画」という。)では、市全域における施設配置のバランスを考慮しながら、中長期的な視点で公共施設の適正配置を推進していくこととしている。また、将来世代に過度な負担を強いることがないように、財政構造の変化、公共施設等への市民ニーズの量や質の変化を捉え、必要となる施設を将来にわたり維持していくため、次の4つの原則を基本方針に公共施設のマネジメントに取り組んでいくこととしている。

本計画に登載した公共施設の整備等にあたっては、公共施設等総合管理計画のもと、基本方針に基づき進める。

基本方針1 計画的な長寿命化対策

定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善により施設の長寿命化を進めることで、耐用年数を延長して建て替え年度を伸ばし、全体コストを削減していく。

基本方針2 施設の総量縮減の推進

平成28年度から令和27年度までの30年間における更新費用の試算から、既存の施設を全て維持することは困難なため、施設総量の縮減が必要である。施設総量の対象は、総延べ床面積とし、施設の新規整備を抑えながら施設配置を見直し、統合、廃止、譲渡、複合化、集約化等に取り組むことで施設総量の縮減を進めていく。

基本方針3 財産の有効活用

人口減少や市民ニーズの変化などを踏まえ、施設機能の見直しや遊休施設または余剰スペースの活用を図り、他施設との機能の集約等を進めていく。また、施設を廃止した場合における土地及び建物の売却収入は、今後も維持していく施設の更新費用に充てることを基本とする。

基本方針4 維持管理コストの低減

維持管理コストを抑えるため、施設機能の縮小を図ることや廃止を検討するとともに、日常点検と定期点検を連動させながら安全面を第一に長寿命化を図る。また、指定管理者制度等の活用のほか、民間施設の利用、民間資金または民間のノウハウを活用した施

設運営についても検討を行い、効率的な施設運営を進めていく。

インフラ資産は、災害時における道路ネットワークの確保、平常時における安心安全な市民生活と地域の経済活動を支える基盤であるため、既存ストックを最適に維持管理し、ライフサイクルコストの縮減を図る必要がある。このことから、各インフラ資産の特性に見合った管理水準を設け、計画的・効率的な改修や更新を推進するため、すでに策定している大仙市橋梁長寿命化修繕計画のようなインフラごとの個別計画を策定し、予防保全型の管理を進め長寿命化を図っていく。

9 本計画とSDGs

SDGsは、平成27(2015)年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された行動計画に示されたもので、国際社会全体の開発目標である。令和12(2030)年を期限とする包括的な17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残されない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境など、広範な課題に総合的に取り組む内容となっている。

本市では、スケールこそ異なるものの、総合計画や総合戦略で取り組む方向性は、SDGsの理念や17の目標と軌を一にするものであり、これら計画を推進することがその達成にも資するものと捉え、「第2次大仙市総合計画後期実施計画」と「第2期大仙市まち・ひと・しごと総合戦略」の策定にあわせ、各種施策とSDGsとの関係を整理し、取組を推進してきたところである。

令和2(2020)年3月に策定した「大仙市SDGs推進方針」では、SDGsの理解を促進し、自分事として行動に移していただけるよう、各個別計画への反映や広報への連載などによる普及啓発を中心にSDGsを推進してきたところであり、令和4(2022)年5月には、こうした取組を土台に、国の「SDGs未来都市」に選定されている。現在は、第2期となる「大仙市SDGs未来都市計画」のもと、経済・社会・環境の3側面の相乗効果を発揮しながら、未来に向けて持続的に発展するまちづくりに取り組んでいる。

本計画においても、その理念を取り入れ、大仙市SDGs未来都市計画とも連携を図りながら、人口減少社会にあっても持続可能なまちづくりを推進し、そして、SDGsの達成にも貢献していく。



第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

本市の社会増減については、「転出者」が「転入者」を上回る転出超過の状態が続いており、平成29年以降は縮小傾向で推移しているものの、依然として転出超過の状態にある。特に、進学や就職を機とした若年層の転出が多く、未婚率の上昇や晩婚化と相まって出生数が低下し、人口減少と少子高齢化を加速する大きな要因の一つとなっている。

一方で、社会の成熟化にコロナ禍の影響も相まって、人々の価値観やライフスタイル、働き方などが多様化しており、副業やテレワークなどの選択肢が広がっているほか、経済的な豊かさだけでなく、心の豊かさを求める価値観が広がる中で、若い世代を中心に地方に対する関心が高まっている。こうしたニーズを踏まえつつ、これまで中心的に取り組んできた移住施策に加え、定住施策にも力を入れながら、卒業や就職などの節目を機としたUターン者に重点を置き、若年層の定着や回帰に向けた取組の充実・強化を図る。

また、国内外や地域間の交流は、新たな交流人口や将来的な移住・定住につながる関係人口の創出のきっかけになるとともに、自らの地域を知ること、新たな魅力を再発見するなどの好機となることから、その促進を図る。

さらに、人口減少や高齢化の影響により地域の担い手不足に直面する中、地域の人材育成に取り組むとともに、交流を継続的な関係につなげ、外部の若者をはじめとする地域外のつながりの中から地域社会を支える担い手の確保にも取り組む。

(1) 移住・定住の促進

若年層の大幅な転出超過の流れを変えるためには、進学等でいったん市外へ転出した若者が、本市に戻って来たい、戻りたいと思えるような環境整備や魅力づくりが重要である。また、本市に愛着を持ち、移住したいと考える方へのアプローチやサポートも必要な取組であり、本市でのライフデザインを具体的に描けるよう、支援制度や情報発信の充実を図る必要がある。

コロナ禍にあって、東京一極集中に変化の兆しが見られたものの、その収束に伴い再加速する一方で、コロナ禍を契機に様々な分野でデジタル化が加速し、柔軟な働き方や暮らし方が可能になったことで、テレワークやワーケーション、二地域居住など、時間や場所にとらわれない新たなライフスタイルへの関心も高まっている。さらには、社会の成熟化が相まって、経済的な豊かさだけでなく、心の豊かさを求める価値観が広がっており、若い世代を中心に地方に対する関心が高まっている。

こうした意識や生活、ビジネス環境の変化を念頭に置きつつ、令和7年度に策定した「第4次大仙市移住・定住促進アクションプラン」に基づく移住・定住策に加え、小中学生が郷土に誇りを持てるふるさと教育の推進や、Aターン制度の充実などにより若年層のふるさと回帰を促進していく。また、居住面積が広く、豊かな自然環境を有するなどの本市の特性を活かし、テレワークやワーケーション、首都圏企業のサテライトオフィスの誘致などにより「転職なき移住」を促進し、都市から地方への新たな人の流れの創出につなげていく。

さらには、地域資源を活かした観光振興やインバウンドの推進による交流人口の拡

大に取り組むほか、本市の魅力を市民と共有しながら積極的なシティプロモーションを展開し、大仙ファンの獲得に努めるとともに、関係人口については、地域コミュニティの維持、活性化を進める上で貴重な人材であり、将来的に二地域居住や移住に結びつく可能性もあることから、本市を応援していただいている方々との結びつきを強化しながら、その可視化と創出に向けた取組を進める。

(2) 地域間交流の促進

国内交流については、友好・有縁交流都市との交流として災害時の応援体制や教育、経済等様々な分野で交流を図るとともに、国際交流についても、友好交流都市や交流がある都市とのさらなる交流を推進する。

また、秋田・岩手地域連携軸推進協議会等を通じて、他地域の住民との交流・連携に取り組むとともに、民間団体による地域間交流・連携を促進する。

さらに、都市住民と農村との交流を活発化させることは地域全体の活性化にもつながることから都市農村交流の推進を図るとともに、首都圏在住の大仙市出身者で構成されるふるさと会との交流を進め、首都圏等における大仙市の情報発信と関係人口の創出・拡大を図っていく。

また、社会経済活動の国際化に伴い、地方においても国際協力、国際交流の必要性が高まっていることを踏まえ、外国青年招致事業の推進や学校教育における英語教育の充実など、国際化の流れに即した対応を推進する。

(3) 人材育成

スマート農業や大仙ブランドの確立などにより稼げる農業モデルを構築し、農業を元気で魅力ある成長産業として発展させ、地域の多様な人材の確保につなげるとともに、田舎暮らしや田園回帰志向が高まっているこの機を捉え、情報発信の強化や農地の円滑な移転、新規就農者研修施設を活用した就農支援を通じてさらなる人材確保に取り組む。

林業については、林業の魅力発信や林業体験、職場体験を通じ林業を志す学生や若者の意識醸成を図るとともに、林業にチャレンジする機会の創出と意欲ある林業経営体が事業拡大しうる間口の広い産業構造体制の確立を目指す。

また、地域経済の生産性向上や持続可能な地域づくりに向け、市民のデジタルリテラシーの向上や企業への情報提供などの取組を通じてIT人材の確保・育成を促進し、地域社会全体のDXを推進する。

さらに、多様な人材が活躍できる就労環境の整備を促進するとともに、地域の理解や支え合いのもと、誰もが居場所を持ち、個性や能力を活かして活躍できる地域社会の形成を推進していく。

2 現況と問題点

(1) 移住・定住の促進

本市では、これまで3次にわたる「大仙市移住・定住促進アクションプラン」を策定し、移住コーディネーターによる移住相談窓口の設置や無料職業紹介所の運営、各種移住促進イベントの開催のほか、本市の気候や生活環境を踏まえた移住支援制度の運用など、移住の検討から実際の移住生活まで、各段階に応じた多岐にわたる施策を

展開しており、徐々にその効果が発現してきている。

本市の人口動態については、依然として社会減にはあるものの、総合戦略や移住・定住促進アクションプランに基づく各種施策を推進してきた結果、転出者が減少し転入者が微増するなど明るい兆しが見られるようになってきている。こうした本市への人の流れを一過性で終わらせることなく、さらに加速させていくため、関連施策の継続とより一層の強化が求められている。

また、社会の成熟化にコロナ禍が相まって変化した価値観や、ライフスタイルの多様化などを追い風に、若い世代や女性を中心とした移住・定住をさらに促進する取組が必要となっている。さらに、コロナ禍を機に様々な分野でデジタル化が加速し、柔軟な働き方や暮らし方が可能になったことで、テレワークやワーケーション、二地域居住など、時間や場所にとらわれない新たなライフスタイルへの関心も高まっていることから、移住・定住の促進はもちろん、関係人口の拡大や観光の振興などの観点からも、その促進につながる施策が求められている。

表 2 - 1 社会増減の推移

(単位：人)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
転入者	1,428	1,461	1,442	1,524	1,383
転出者	1,629	1,718	1,687	1,618	1,607

(住民基本台帳に基づく人口、及び人口動態及び世帯数に関する調査)

表 2 - 2 年齢 3 区分別転入超過数

(単位：人)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数	▲ 185	▲ 236	▲ 219	▲ 119	▲ 229
0～14歳	4	16	▲ 20	18	28
15～64歳	▲ 210	▲ 253	▲ 241	▲ 189	▲ 302
うち15～29歳	▲ 234	▲ 323	▲ 293	▲ 274	▲ 317
65歳～	21	1	42	52	45

(住民基本台帳人口移動報告)

(2) 地域間交流の促進

地域間交流については、友好・有縁都市や秋田・岩手地域連携軸推進協議会等を通じて他市町村との交流・連携を深めてきているが、さらなる相互理解・発展につなげていくためには、これまでの人的交流のみならず教育やスポーツ、経済、観光など様々な分野での交流が必要になっている。

また、都市住民と農村との交流は、交流人口や関係人口の増加、地域の活性化に資することから、都市農村交流の推進を図るとともに、首都圏在住の大仙市出身者で構成されるふるさと会との交流を図っていく必要がある。

さらに、グローバル化の加速に伴い、地方においても国際協力、国際交流の推進が一層求められており、友好交流都市等とのさらなる文化・青少年交流や外国青年招致、学校教育における英語教育の充実など、国際化の流れに即した対応を推進する必要がある。

(3) 人材育成

本市では、人口減少の進行とともに若年層を中心とした転出超過が続いており、かねてより地域コミュニティの維持や活力低下、産業の担い手不足が課題となっている。

特に本市の基幹である農業については、従事者の高齢化や他産業への流出に伴う担い手不足が続いている状況にあるほか、林業においては、昨今の環境志向の高まりや頻発する大災害などを受け、森林が有する多面的機能が改めて見直される一方で、従事者の高齢化が進み後継者不足が深刻な状況にある。

また、社会全体のデジタル化が加速する中、全国的にIT人材が不足している状況にあり、地域社会や産業の対応の遅れが懸念される。

さらに、若年労働者の減少や働き方の多様化などを踏まえ、柔軟で効率的な働き方が求められており、テレワークの更なる推進など職場環境の整備を強化する必要がある。

表2-3 基幹的農業従事者*数人口

(単位：人)

区 分	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年
従事者数	5,583	5,787	4,167	2,892

(農林業センサス)

*基幹的農業従事者：自営農業（個別経営のみを指し、農業法人などの組織経営は除く。）に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者

表2-4 年齢階層別基幹的農業従事者*数

(単位：人)

区 分	15～24 歳	25～34 歳	35～44 歳	45～54 歳	55～64 歳	65～74 歳	75 歳以上
平成 22 年	16	108	98	539	1,707	1,968	1,147
平成 27 年	22	101	147	275	1,470	2,227	1,545
令和 2 年	12	100	165	181	698	1,927	1,084
令和 7 年	11	69	133	172	313	1,288	906

(農林業センサス)

3 その対策

(1) 移住・定住の促進

- ア 本市への移住ニーズがある年齢層や関心の度合い等を分析し、ターゲットやステージに応じた多様かつ柔軟な入口を整備するなど、移住希望者のニーズに寄り添った支援を行うとともに、移住体験や住宅取得への支援に加え、「大仙市移住促進無料職業紹介所」を通じた就職支援などによりトータルサポートを行う。
- イ 仕事を含めた本市での暮らしを具体的にイメージしていただき、通勤時間や可処分所得、住宅や生活コストなど、適切な情報をもとに現実的な選択が可能となるよう、データに基づき、本市での暮らしに関わる情報を的確かつ比較可能な形で移住希望者に提供する。
- ウ 市内企業の情報や求人情報のほか、県内のニュースやイベントを配信するメーリングシステムを構築し、高校在学中に登録を促すことで、県外への進学者や就職者に積極的に情報を発信するとともに、管内の行政、経済、教育関係者等と連携しながら、圏域単位で地元企業への就職、定着を推進する。
- エ 人口減少社会にあっても日常生活に支障を来さないよう、一定の地域に都市機能を誘導する機能集約型都市構造、いわゆるコンパクトシティを推進し、まちの機能向上を図りながら、大曲ヒカリオを中心とした中心市街地のにぎわい創出や、創業支援による店舗バリエーションの増加、商店街の環境整備への支援などにより、まちの魅力向上に努める。
- オ 地元への愛着が、将来的な地元定着やAターン希望を左右するとの指摘があることを踏まえ、地域活性化に寄与できる人材を育成するため、平成 28 年度に定めた「大仙教育メソッド」に基づき、地域と連携した課題解決を通じ、愛郷心を育む取組を推進する。
- カ 人生の選択を考える上で重要な時期にある高校生に対しては、地域を知り、愛着を育む機会の創出が重要であることから、小中学生を対象に実施している「大仙ふるさと博士育成」事業を高校生まで拡大するなど、地元企業、施設等での見学や体験、地域行事への参加、地域と関わる活動などを通じ、ふるさとを愛する心を育み、地域の将来を担う人材の育成に努める。
- キ 民間団体や事業者と連携しながら、サテライトオフィスやテレワーク施設などの受入環境の整備を促進するとともに、首都圏企業を中心に積極的な誘致活動を展開し、本市への新たな人の流れを創出していく。
- ク 観光・宿泊事業者等を対象としたセミナーや、市民等との協働によるバケーションコンテンツの掘り起こしなどにより、テレワークやワーケーションに対する地域の理解促進と機運醸成、受入体制の整備を進める。また、民間事業者が連携して取り組む地域資源を活用したワーケーションへの取組を促進する。
- ケ 関係人口の創出に向け、まずは本市の魅力を知っていただくことが重要であることから、市民と行政が同じ視点で地域を見つめ直し、その魅力や価値を共有し地域に対する愛着や誇りを高めるシビックプライドの醸成を図るとともに、大仙市のイメージをブランド化し、情報の伝達性や拡散性に優れた SNS の活用などにより、一体となって本市の魅力を発信するシティプロモーションを推進する。
- コ 本市出身者で構成される首都圏等のふるさと会をはじめ、ふるさと納税にご協力いただいている方々、首都圏企業懇話会に参加いただいている本市に縁のある企業

関係者など、現在、様々な形で本市に関わっていただいている方々とのつながりを大切にしながら、さらなる関係人口の創出と可視化を図るため、本市に最適な仕組みを検討する。

サ 地域の豊富な観光資源を相互に結びつけ、ストーリー性を持たせることで魅力の向上を図るとともに、独自に取り組んでいる「健幸まちづくり」やスポーツを活用したまちづくり、食や文化、農業体験などを組み合わせながら通年型観光商品を提供するなど、交流人口のさらなる拡大を図る。

(2) 地域間交流の促進

ア 国内友好・有縁交流都市との交流について、一層の相互理解・発展につなげていくため、これまで中心だった人的交流に加えて教育やスポーツ、経済、観光など様々な分野での交流を推進する。

イ 各地域で実施している都市農村交流の輪を拡大するほか、首都圏における大仙市出身者の会との連携を深めることなどにより、相互の交流機会の創出を図る。

ウ 秋田県は環日本海地域、とりわけ対岸地域との経済・技術交流の拡大などを進めており、特に友好交流都市韓国唐津市との文化・青少年交流事業の推進や新たにスポーツ、産業分野などでの交流も視野に入れ相互理解を深め、幅広い分野での国際交流を促進する。また、国際交流協会とのタイアップによる住民参加型のイベントを実施し、国際理解を通じ多文化共生社会の実現に向けた環境づくりに取り組む。

エ 学校教育における英語教育の充実を図るとともに、中高生海外派遣事業の実施や国際交流に係るイベントへの住民参加の促進に取り組む。

(3) 人材育成

ア 意欲ある担い手への農地集約を進めるとともに、田園回帰の潮流から就農を希望する潜在的ニーズが見込まれることから、意欲ある人材を広く呼び込み、就農から定着に向けたトータル支援を通じ、新規就農者の増加を図る。

イ 農業の現場では、担い手の高齢化に伴う労働力不足に加え、栽培技術の継承等の問題が顕在化してきていることから、農作業の省力化を促進するとともに、新規就農者の確保や技術の継承を図るため、スマート農業への取組を推進する。

ウ 市域の約3割を占める山林の適正管理と有効活用、鳥獣の適切な保護と管理を図るため、森林経営管理制度を活用した担い手への山林集積を図るとともに、秋田県が開講した「秋田林業大学校」と連携し、林業後継者の確保に取り組む。

エ 秋田県や秋田労働局等の関係機関と連携し、人手不足解消に向けた取組やインターンシップのマッチング強化、資格取得への助成などにより若者の市内での就労を促進する。

オ 人材不足が顕在化する中、女性をはじめ多様な人材が活躍できる就労環境の充実が重要であることから、職場環境の改善や福利厚生の実施への取組を支援するとともに、多様性に対する職場の理解促進を図るなど、誰もが働きやすい職場環境の創出を通じ、企業の人材獲得を応援する。

カ 市民のデジタルリテラシーの向上や地域産業の付加価値の向上を図るため、デジタル技術や情報の提供を行い、デジタル化推進に向けた機運の醸成を図るとともに、IT人材の確保・育成を促進する。

キ 中高生を含め、夢や希望に向かってチャレンジする若者や、地域の課題解決や活性化のために行動を起こそうとする若者を幅広くサポートするとともに、若者を重点に起業や新たなビジネスへの挑戦を支援する。また、地域発のイノベーションを推進するため、インキュベーションオフィスやコワーキングスペース、シェアオフィスなどへの取組を促進する。

ク 多世代が交流する機会の創出や、社会生活を営む上で困難を有する子どもや若者へのアウトリーチ支援、男女共同参画を推進するとともに地域の理解や支え合いを促進し、誰もが居場所を持ち、個性や能力を活かして活躍できる地域社会の形成を推進する。

■対策の目標

指標名	基準値	目標値 (R12)
本市への移住者数 (人)	457	668
国内友好交流都市との交流事業実施回数 (回)	13	17

※指標名に年度の記載がないものは、令和6年度を基準値としている。

4 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(1)移住・定住			
	(2)地域間交流	首都圏ふるさと会関連事業【ソフト】 国際交流事業【ソフト】	市 市	
	(3)人材育成			
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	移住・定住推進事業 ①事業の必要性：人口減少と少子高齢化の進行を抑制し、将来にわたって活力ある地域を維持していくため、移住・定住を促進するとともに、将来的な移住者層を創出することが必要である。 ②事業内容：本市への移住を検討されている方や定住の目的で移住された方への支援、及び地元を離れた方に再び戻ってきていただくための施策を実施するとともに、テレワークやワーケーションといった新たな働き方に対応する環境整備や移住体験ツアーなど将来的な移住者層を創出する施策を実施する。 ③事業効果：本市への人の流れが創出されることより、地域コミュニティの維持・活性化や地域経済の活性化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	地域間交流	国内友好都市交流事業 ①事業の必要性：交流を通じて豊かな人間性を育むふるさと教育を推進し、人口減少が進む中で交流人口や関係人口の増加を図る必要がある。 ②事業の内容：ホームステイや文化体験を通じてコミュニケーション能力や広い視野を養う青少年交流、本市の魅力やPRできる市民まつり等への参加、自主的な相互交流を通じて絆を深める民間団体交流への支援を行う。 ③事業効果：交流により青少年の人材育成が図られるとともに、相互連携・相互理解が進むことで、交流人口、関係人口が増加し、地域の活性化につながる。また、災害時には迅速に相互連携・支援を行うことができることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	人材育成			
	その他			
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を図る必要がある。 ②事業の内容：移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立を行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	(5)その他			

第3章 産業の振興

1 産業の振興の方針

産業は、地域経済を支え就業機会と所得をもたらす地域活力の源であり、農林業、商工業を中心にその振興を図る。また、若者にとって魅力ある産業の創出を図り、あわせて市民の起業を応援するため、相談機能の強化や助成制度の広報などを進める。

生活文化の根源である農林業については、担い手の確保・育成や生産基盤の整備、スマート農業の普及促進、農畜産物のブランド化などの取組を進め、経営の安定と持続的発展につなげる。また、本市の持つ豊かな地域資源や交通の利便性を活かして観光振興を図り、交流人口の増加を目指す。

商工業については、自社の成長や競争力の強化に向け、事業拡大や第2創業などに積極的に取り組む事業者を支援するとともに、雇用に対する奨励金制度やAターン就職促進事業により新たな求人を喚起し、雇用機会の拡大を図ることで、高校生など若年層の定着につなげ、地域の持続的発展を目指す。

産業の振興に係る事業の実施にあたっては、より効果的な取組となるよう、秋田県をはじめ周辺市町村との連携に努める。

(1) 農林水産業の振興

農業については、国内有数の穀倉地帯を形成する強みを活かし、引き続き主要な産業として位置づけ、魅力とやりがいのあるものとなるよう「大仙市農業振興計画」のもと、生産基盤の整備を進めながら、認定農業者等地域の中心となる経営体への農地の集積・集約化を図り、稲作を中心とした野菜や花き等の高収益作物との複合化による経営の安定化を推進するとともに、新規就農者研修施設における研修内容や就農定着までのアフターフォローの充実、就農時の設備投資に対する支援の強化を図りながら、新たな担い手の確保・育成を図ることで、持続的な発展を目指す。

とりわけ、本市の強みである水稲や大豆等の土地利用型作物、並びに地酒や発酵食品等の特色ある食については、「『農業と食』活性化プラン」に基づき、環境に配慮した有機農業の推進なども念頭に、産地化や持続可能な強い農業の実現、ブランド化に取り組むとともに、観光分野をはじめとした様々な分野とも連携しながら、農畜産物の高付加価値化や産業としての魅力向上を図り、地域全体の活性化につなげる。

また、畜産については、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図る基本方針」及び「大仙市畜産振興プラン」に基づき、生産基盤の維持拡大や転作田を利用した耕畜連携体系の確立、公共牧場の利活用による夏山冬里方式の導入等、効率的な畜産経営の普及拡大、活力ある畜産業の実現に向けた取組を推進する。

林業については、「大仙市森林整備計画」や「大仙市豊かな森づくり振興プラン」等に基づき、関係団体と連携しながら良質な秋田スギの育成や広葉樹林等の整備に努めるほか、林道や作業道の開設・整備に加え、ICT技術を活用したスマート林業を推進し、保育や間伐等の森林施業に係る省力化やコストの低減を図り、担い手の確保・育成や収益性の向上、効率的な林業生産体制の整備を目指す。また、森林・林業の現状と課題や住民の期待を踏まえ、環境や公益性を重視した森づくりを推進する。

内水面漁業については、地域で受け継がれてきた鮭のふ化放流文化の確実な継承に

向け、水産ふ化場の改築事業を着実に進めるとともに、教育や観光分野とも連携しながら、鮭資源の確保と活用の取組を推進する。

(2) 地場産業の振興

DXによる効率化や生産性の向上、若者や女性をはじめ、誰もが働きやすい職場づくりや人への投資、SDGsやGXなど、企業の価値や魅力、持続可能性の向上、競争力の強化に向けた事業者の取組を後押しするとともに、インターンシップの充実やAターン就職の促進を通じて人材獲得を支援する。また、起業に挑戦する若者への支援、円滑な事業承継に向けた支援の充実を図る。

さらに、花火産業については、2期10年にわたる構想に基づく取組の成果を活かしつつ、「花火産業推進プロジェクト」のもと、第100回全国花火競技大会「大曲の花火」が開催される令和10年を見据え、グローバルな花火産業基盤の確立を目指し、「花火の文化的価値を高め、継承し、広く示す拠点づくり」、「花火を支える人材育成・研究開発の場の創出」、「日本屈指の花火製造・打ち上げ技術を基盤とする新たな花火生産拠点づくり」、「花火ブランドを活かした観光・商業・農業振興策の強化・拡充」を施策の柱に、様々な産業分野と連携しながら事業を展開し、推進していく。

(3) 企業の誘致対策

雇用のマッチング等の観点からターゲットの明確化を図ったうえで、企業の立地動向を的確に捉えつつ、本市の強みや充実した支援制度、立地環境などを積極的に発信しながら、企業立地イベントへの出展やトップセールスなど、あらゆる機会を捉えて企業誘致を推進していく。

(4) 起業の促進

商工団体と連携した相談支援の提供や初期経費に対する助成を通じ、起業に挑戦する若者や新分野に挑戦する事業者を後押しするとともに、円滑な事業承継に向けたサポートの充実を図るなど、起業や新たな挑戦が喚起される環境づくりを進めていく。

(5) 商業の振興

商店街については、空き店舗や空き地情報を提供し活用を促すとともに、新規の開店者が出店しやすい環境づくりに努め商業集積を図るとともに、地域の商店については、グループ化による活性化事業や個人商店の特性を活かした取組を支援していく。

さらに、こうした商業活動の円滑な推進を目的とした経営指導や融資相談等を充実させるため、指導的役割を果たす地域の商工団体を支援し商業の振興を図る。

商業施設が集積する中心市街地については、公共公益施設が集積するとともに、交通の結節地点であるという特性を活かし、市民はもとより県内外から多くの来街者が行き交う、魅力と活力あるまちづくりを推進する。

(6) 情報通信産業の振興

本市では、若年層の定着やふるさと回帰を促進するとともに、地域経済を牽引する成長産業の立地を図るため、7業種を対象に、一定の要件のもと、企業立地に対する重点的な支援を行っている。

対象業種の1つである情報通信業については、柔軟かつ多様な働き方が可能で、若者の求職ニーズが高く、地域社会全体のDXを推進し、生産性向上や働き方改革、地域課題の解決などに取り組んでいくにあたり、中心的な役割を担うことが期待されることから、さらなる立地を促進する。

(7) 観光の振興

日本最高峰の技術と規模、屈指の知名度と伝統を誇る「大曲の花火」を核とする「大仙市花火産業構想」を推進するとともに、「自然」、「農・食」、「文化」、「スポーツ」などの地域資源のポテンシャルを活かした観光コンテンツの創出や、地域内のイベント、行事等を支援するほか、優れた観光資源のネットワーク化や観光団体との連携を図りながら観光コースの整備を進め、インターネットやSNS等を活用した情報発信を強化することにより、国内外からの観光誘客のさらなる拡大を図る。

また、観光案内マニュアルを作成し、これを活用した観光ボランティアの育成を図るとともに、広域観光の体制整備や地域内にある特産品の宣伝と販売に努める。

あわせて、高齢者や障がい者に配慮した安全・安心な観光施設等の整備に努めるとともに、市外・県外観光客及び外国人観光客が本市を訪れて良かったと思っただけのような魅力ある観光地づくりを推進する。

さらに、近年のふるさとや自然への興味・関心の高まりを踏まえ、農家民宿やアウトドアアクティビティなど、豊かな自然を活かした「暮らし」「遊び」が注目されていることから、こうした背景を好機として新しい取組を実施しようとする地域や団体等の支援を通じ、本市の雄大な自然を満喫していただくための施策を推進していく。

(8) コミュニティビジネスの振興

人口減少が進む中、地域の生活を守り、コミュニティ機能を維持していくためには、地域の課題やリソースを熟知する地域住民が主体となったコミュニティビジネスの展開が有効であることから、その活動母体となりうる共助組織の結成や取組を促進していく。

2 現況と問題点

(1) 農林水産業の振興

① 農業の振興

本市は、雄物川とその支流である玉川を軸に広大な耕地が形成され、土地利用型農業には恵まれた条件となっている。この恵まれた条件を活かしながら、本市の農業は水稻を主体とした農業生産を展開し、米の産地としての地位を確立してきた。

しかしながら、近年は農業者の減少や高齢化の進行による担い手不足に加え、地政学的リスクを背景とした食料安全保障や気候変動への対応、インバウンド需要や農産物の輸出拡大、世界的な食糧需要の高まりなどを背景に「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正されるなど、我が国の農業政策は大きな転換期を迎えており、本市農業にも大きな変化の波が押し寄せている。

平成22年には6,333戸あった販売農家も令和2年には3,779戸まで減少しており、高齢化や担い手不足による労働力不足がその改善を図るための大きな障害になっているが、このような中であって、123農業法人と46集落営農が組織されるなど、担

い手への農地集積や作業委託が進みつつあり、効率的な農業経営や米以外の作物への取組がみられる。

今後は、こうした経営体や認定農業者などを軸に、農地の集積・集約化に加え、スマート農業の普及拡大による作業の効率化・省力化を推進するとともに、大仙ブランドの確立など米に偏重した生産構造の克服に向けた対策により、県内有数の良質米産地としての地位を守りながら、大豆、野菜や畜産などを取り入れた複合化に向けた取組を一層進める必要がある。

畜産は肉用牛が主体となっているが、少子高齢化の進行に伴う労働力不足や担い手不足により飼養農家戸数の減少が続いており、担い手の確保・育成に加え、放牧やICT技術の導入などにより、省力化を推進していく必要がある。一方で、若手生産者の生産基盤拡大により飼養頭数は増加していることから、大規模経営化に向けた取組を一層推進していく必要がある。

表 3-1 地目別経営耕地面積

(単位：ha)

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総 数	17,957	18,144	17,518	16,503	14,694
田	16,911	17,053	16,662	15,680	13,947
畑	1,016	1,067	830	798	717
樹園地	30	24	26	25	30
農家一戸当	2.1	2.8	3.3	4.2	5.3

(農林業センサス)

表 3-2 経営規模別農家戸数

(単位：戸)

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
0.5ha未満	783	613	363	290	189
0.5ha～1ha未満	1,705	1,313	926	610	380
1ha～2ha未満	2,651	1,831	1,479	1,007	618
2ha～3ha未満	1,659	1,117	927	676	448
3ha～5ha未満	1,128	839	738	616	470
5ha以上	543	620	685	752	707
合 計	8,469	6,333	5,118	3,951	2,812

(農林業センサス)

表 3-3 販売農家戸数・人口

(単位：戸、人、%)

区 分	販売農家戸数／総世帯数 (構成割合)	販売農家人口／総人口 (構成割合)
平成17年度	8,469／28,381 (29.8)	37,790／93,352 (40.5)
平成22年度	6,333／28,354 (22.3)	26,996／88,301 (30.6)
平成27年度	5,118／28,198 (18.2)	20,558／82,783 (24.8)
令和2年度	3,779／28,429 (13.3)	10,716／77,715 (13.8)

(農林業センサス、国勢調査)

表 3-4 主副業別農家戸数

(単位：戸)

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
主業	1,509	1,252	950	734	547
準主業	2,426	1,814	1,184	612	307
副業的	4,534	3,267	2,984	2,434	1,789
合計	8,469	6,333	5,118	3,780	2,643

(農林業センサス)

② 林業の振興

本市の森林面積は、令和6年度で総面積の57.6%にあたる49,962ヘクタールとなっており、そのうち民有林が69.7%を占めている。

民有林のうち、天然林は15,960ヘクタール(45.9%)で人工林は18,458ヘクタール(53.0%)となっているものの、林業従事者の減少、高齢化、木材価格の低迷、産地間競争の激化等により、森林・林業をとりまく環境は厳しさを増しており、林業生産活動は低迷している。

一方で、市土の保全、水資源のかん養、森林浴等の保健休養、温室効果ガスの吸収など、森林の持つ多面的な機能の発揮に対する要請は高まりつつあることから、今後は森林・林業を取り巻く内外の情勢を見極めつつ「山林の好循環利用」と「中小経営体、若き林業従事者の育成」、「新たな木材需要の創出」を基本に、造林と間伐をはじめとする保育の推進、広葉樹林の育成、林道網の整備拡充などにより林業生産基盤の整備を図るとともに、林業生産の担い手の育成・確保、森林資源の多面的活用による地域林業の活性化、県産材(秋田スギ)の需要拡大などを総合的に推進していく必要がある。

特に林道網については、林業振興の核となる基盤であることから、林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせたネットワークの形成を計画的に進めていく必要がある。

表 3-5 保有形態別森林面積

(単位：ha、%)

所有形態	面積	森林面積に占める割合	
国有林	15,148	30.3	(100)
人工林	5,937	11.9	(39.2)
天然林	8,611	17.2	(56.8)
無立木地	600	1.2	(4.0)
民有林	34,814	69.7	(100)
人工林	18,458	36.9	(53.0)
天然林	15,960	32.0	(45.9)
無立木地	396	0.8	(1.1)
森林総面積	49,962	100.0	(-)

(雄物川国有林の地域別森林計画書 R6、大仙市森林整備計画 R6)

(2) 地場産業の振興

令和3年の工業統計調査によると、本市の製造業は事業所数158、従業員数4,761人、製造品出荷額等9,596,333万円となっている。製造品出荷額等は平成18年をピークに減少傾向にあり、その要因は主に電子部品・デバイス関係の影響によるものである。

工業が本市発展の牽引役としてその役割を果たしていくためには、絶え間ない技術革新や国内市場の成熟化、さらには、社会経済情勢の変化に的確に対応した施策を展開しつつ、さらなる発展のための構造改革を行っていくことが必要となっている。

本市の産業は、平成20年秋のアメリカの金融危機に端を発する世界同時不況の影響により、製造業を中心に大きな落ち込みとなったほか、令和元年からは、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受け、再び厳しい状況に置かれた。コロナ禍以降は、企業の国内回帰の動きが見られ、設備投資が活発化するなど一部の業種においては回復の兆しが見られるようになってきたものの、自国第一主義の台頭や地政学リスクの高まりなどにより、依然として不確実性の高い状況が続いている。

工業の振興は、若年層の地元定着を促すための魅力ある雇用の場の創出に大きく寄与するとともに、幅広い生産活動を通じて地域経済の活性化に大きな役割を果たしており、本市の持続的発展にとって不可欠なものである。

今後も、企業誘致の積極的な推進と既存企業の事業規模拡大に対する支援のほか、「大曲の花火」という全国に誇れる地域ブランドの活用や雇用支援による雇用機会の拡大等により、地域の活性化と雇用の場の確保に努めることが必要である。

(3) 企業の誘致対策

カントリーリスクを回避するため、製造業を中心に国内回帰や国内生産拠点への投資拡大の動きがみられるものの、新規立地につながる動きは弱く、既存企業の事業規模拡大についても、土地・建物・機械設備の賃貸・リース等を利用した操業など、市の既存支援制度に該当しないケースも出てきていることから、企業誘致に向けた推進体制を強化し、立地動向を的確に把握するとともに、設備の導入手法等の変化にあわせ、支援制度の見直しを検討していく必要がある。一方で、時間や場所を選ばない多様な働き方が広がる中で、人材不足も相まって地方への進出も検討するIT企業が増加傾向にある。

企業の誘致にあたっては、人口減少・少子高齢化のさらなる進行を見据え、IT企業をはじめとした若者の求職ニーズに適う業種をはじめ、雇用のミスマッチの解消や市内企業との連携、取引につながる可能性などの観点から、ターゲットを絞ったうえで推進していく必要がある。

(4) 起業の促進

本市における起業件数は増加傾向にあるものの、地域経済に新たな息吹をもたらす、持続的に活性化を図っていくためにはさらなる起業の増加が望ましいことから、商工団体等による創業支援策と連携しながら、起業家に対する支援を継続実施していく必要がある。

表 3 - 6 製造業の従事者数、出荷額の状況

(単位：事業所、人、万円)

年次	事業所数	従事者数	給与総額	原材料使用額	製造品出荷額等
平成17年	257	6,867	1,839,055	8,394,788	11,845,914
平成18年	239	6,633	1,882,322	10,263,936	13,481,832
平成19年	235	6,616	1,834,934	7,929,614	11,336,252
平成20年	243	6,265	1,790,602	7,263,169	10,841,092
平成21年	219	5,446	1,440,979	3,238,522	6,044,460
平成22年	212	5,560	1,489,939	4,357,882	7,277,950
平成23年	217	5,389	1,466,950	3,369,942	6,783,818
平成24年	209	4,978	1,410,169	3,452,032	6,056,342
平成25年	205	4,932	1,351,170	3,431,105	5,990,704
平成26年	199	4,813	1,336,744	3,705,779	6,469,476
平成28年	202	4,446	1,195,323	3,332,699	6,038,496
平成29年	193	4,953	1,409,876	3,847,565	7,014,549
平成30年	192	4,952	1,437,018	3,877,925	6,880,684
令和元年	191	5,076	1,510,979	4,004,956	7,279,145
令和2年	183	5,085	1,529,603	4,084,013	7,274,343
令和3年	158	4,761	1,516,334	4,446,325	9,596,333

(工業統計)

(5) 商業の振興

商業については、消費者ニーズの多様化やECサイトの普及、交通環境の変化による商圈の広域化などにより、日常生活を支える最寄品の販売を中心とした地域の商店街では、空き店舗や空き地が目立ち通行量も減少するなど厳しい状況となっている。

令和3年の経済センサスによると、商店数は卸売店が126店、小売店が790店となっており、従業者数は卸売店が756人、小売店が5,149人となっている。平成9年と比較すると、小売業については、商店数が約5割減少していることに伴い、従業者数についても2割超減少している。これは、地域の規模の小さい個店が少なくなり、小売業の従業員も減少したことが要因と考えられる。

1店舗当たりの年間の商品販売額については、平成9年と令和3年の比較では1割程度の減少となっており、その要因として、高齢化による購買力の低下や商圈の広域化による消費の流出が考えられる。

令和3年の小売業の従業員一人当たりの年間商品販売額については、1,758万円で県内の平均額を下回っており、購買力向上のため、中心市街地においては、空き店舗等を活用しながら商店街の魅力を向上させるなどの積極的な集客を図り、地域の商店においては、地域の生活に密着し、住民の利便性を確保するなど、消費者のニーズに対応した商業活動の取組を支援する必要がある。

表 3-7 卸売業・小売業の推移

年次	商店数 (店)			従業員数 (人)			年間商品販売額 (百万円)		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
H6	1,854	188	1,666	8,098	1,426	6,672	236,348	116,447	119,901
H9	1,760	185	1,575	8,283	1,486	6,797	261,348	131,532	129,816
H11	1,708	205	1,503	8,038	1,329	6,709	189,114	71,042	118,072
H14	1,519	198	1,321	7,635	1,361	6,274	165,064	64,190	100,874
H16	1,479	196	1,283	7,864	1,340	6,524	163,642	62,220	101,422
H19	1,392	168	1,224	7,735	1,122	6,613	157,978	55,129	102,849
H24	1,075	144	931	5,625	864	4,761	121,389	37,410	83,980
H26	1,025	141	884	6,048	883	5,165	136,196	42,640	93,556
H28	1,027	140	887	6,165	845	5,320	139,782	39,217	100,565
R3	916	126	790	5,905	756	5,149	129,528	38,997	90,531

(商業統計調査※H24・H28・R3は経済センサス)

(6) 情報通信産業の振興

本市では、重点的に企業立地を促進し振興を図るべき産業分野 7 業種を対象に、一定の要件のもと、工場の用地や建物・設備等の取得に対する支援に加え、固定資産税の課税免除などの奨励措置を講じている。そのうちの 1 業種に情報通信業を位置付け、立地を促進しているが、令和 3 年の経済センサスでは本市に立地する事業所は 12 事業所となっており、全業種の 0.3%にとどまっている。しかしながら、近年は人材不足を背景に本市への進出を検討する I T 企業が増加傾向にあることから、進出に結びつくよう、取組を強化していく必要がある。

また、市内事業所を対象に平成 30 年に実施した調査によると、I o T や A I などのデジタル技術を導入している企業は 1.4%にとどまっており、産業の担い手不足が顕在化する中、生産性を維持向上させていくためにはその導入を後押ししていく必要がある。

表 3-8 産業（大分類）別事業所数の推移

区 分	平成16年	平成18年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
総 数	4,839	5,002	5,096	4,436	4,609	4,220	4,096
農林漁業	40	53	85	85	84	86	123
鉱業・採石業・砂利採取業	15	11	8	7	6	8	9
建設業	636	605	601	550	540	512	459
製造業	420	380	378	361	359	341	300
電気・ガス・熱供給・水道業	3	12	13	4	9	4	11
情報通信業	18	17	16	15	15	14	12
運輸・郵便業	74	75	93	89	83	78	68
卸売・小売業	1,488	1,464	1,405	1,246	1,208	1,161	1,002
金融・保険業	81	76	70	77	65	74	55
不動産業・物品賃貸業	69	73	121	107	100	97	111
宿泊業・飲食サービス業	544	514	568	493	506	445	401
医療・福祉	175	265	289	253	327	290	358
教育・学習支援業	82	182	180	71	151	73	134
複合サービス事業	43	71	66	57	64	54	81
サービス業（他に分類されないもの）	1,151	1,138	326	290	293	281	270
学術研究、専門・技術サービス業			165	132	141	129	140
生活関連サービス業・娯楽業			646	599	599	573	509
公務（他に分類されるものを除く）		66	66		59		53

（事業所・企業統計調査、経済センサス）

（7）観光の振興

本市は県南部で第二の面積を有し、古くから交通の要衝として栄え、現在も秋田新幹線や秋田自動車道など陸路・鉄道の結節点として拠点機能の強化が進んでいる。また、自然と調和した数多くの公園や史跡があり多種多様な行祭事が開催されている。

しかしながら、観光資源が点在することや行祭事等の開催日が重複するなど一年を通しての集客数は乏しく、加えて、二次交通や観光コースの整備が十分でないこともあり周遊が図られておらず、宿泊施設が少ないこととも相まって、令和6年度の市内宿泊者数は本市への観光客数の9.8%にとどまっており、日帰り・通過型の傾向が現れている。

近年の観光志向は、「見る、食べる、遊ぶ」に加え「学ぶ、体験、くつろぐ」が求められるとともに、団体周遊型から少人数での目的意識の高い旅行へとシフトしてきていることから、多様化する観光ニーズを的確に捉え、効果的な情報発信や受入体制の整備の充実が求められる。あわせて、観光資源としてのポテンシャルが高い「自然」、「農・食」、「文化」、「スポーツ」の4分野と、日本最高峰の技術と規模、屈指の知名度と伝統を誇る「大曲の花火」を組み合わせた「新たな旅のスタイル」を提供し、旅行者の滞在時間と観光消費の拡大を図る必要がある。

また、コロナ禍の収束以降、日本全体でインバウンドが急回復しており、本市においても外国人宿泊者数の増加が見られることから、こうした需要を効果的に取り込んでいく必要がある。

（8）コミュニティビジネスの振興

本市では、現在、民間事業者による移動販売に加え、福祉団体による買い物支援が行われているものの、今後、人口減少の進行に伴い地域内需要の縮小が見込まれる中、商店のさらなる減少や移動販売事業者の撤退が懸念されている。

本市の南外地域では、地域唯一のスーパーが撤退したことを受け、平成26年から市が委託する移動販売車により買い物支援を行ってきたが、買い物や住民同士の交流の拠点となる「南外さいかい市」が住民主体で立ち上げられ、令和元年10月に開店している。現在は、移動販売車の運行に加え、通院や買い物の送迎を中心とした移動支援を行っている。

また、市民との協働のまちづくりを旗印に、地域の課題解決や活性化に向けた地域住民主体の取組や、地域が抱える雪の課題解決に向けた自治会や自主防災組織などによる自主的な取組を支援してきたところであり、コミュニティビジネスの事業化に向けた素地が着実に整ってきている。

その証左として、複数の地域において、地域住民が互いに協力し合いながら、買い物や除排雪の支援など地域課題の解決に自主的に取り組む共助組織、積極的に地域活動に参画する若者など、地域づくりに関心を持ち、自分たちが住んでいる地域の未来を創ろうと、積極的に地域づくりに取り組む事例が増えている。

今後も人口減少の進行が見込まれる中、地域の生活を守り、コミュニティ機能を維持していくため、さらには複雑化、多様化する地域課題にきめ細やかに対応していくためには、共助組織の役割がますます重要となることから、これら共助の取組をさらに促進するとともに、各地域への横展開を図りながら、地域課題をチャンスに変えるコミュニティビジネスやシェアリングエコノミーへの発展も視野に、その取組を支援していく必要がある。

3 その対策

(1) 農林水産業の振興

① 農業の振興

ア 本市の持つ穀倉地帯のイメージをさらに推し進め、消費者が安心して食べられる安全な食料供給基地の構築を目指す。そのため、認定農業者や農業従事に意欲のある人達を中心に、循環型農業の展開、複合経営の推進、産地化・ブランド化の確立、耕畜連携の推進、あわせて直売や地産地消の推進に努める。

イ 需要に応じた米の生産を推進するとともに、経営所得安定対策等の活用を通じ、土地利用型作物による産地確立、水田農業の構造改革及び食料自給力・自給率向上を目指した取組を推進し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、地域農業の再生・活性化を図る。

ウ 耕作放棄地の未然防止と再生利用を図る。

エ 東部・西部新規就農者研修施設を核として、農業後継者の確保・育成に努めるほか、組織経営体（農業法人や集落営農等）の育成や農福連携を推進する。

オ 効率的農業生産を維持・発展させるため、圃場の大区画化やかんがい排水の改善、農道整備など生産基盤の整備と有効活用を進めるとともに、スマート農業の普及促進により省力化、低コスト化を図る。

カ 畜産については、稲発酵粗飼料の生産拡大等による飼料生産基盤の拡充、低コスト畜舎導入や増頭を促すとともに、効率的で収益性の高い経営体を育成し、産地化を図る。

キ 優良な基礎繁殖牛や肥育素牛導入等の支援を推進する。

- ク 消費者から支持される農畜産物のブランド化を推進するとともに、消費者や実需者ニーズに即した多様な流通・販売システムと販売ルートの構築に取り組む。
- ケ 地域農産物を活用した6次産業化の取組を促進するとともに、農業・商工業・観光業・金融機関等が連携して取り組む、地場農畜産物を活用した新商品開発や需要の開拓を支援し、地域の活性化や雇用の創出を図る。

② 林業の振興

- ア 豊富な森林資源を有効活用するため、森林経営計画に基づいた間伐や森林経営管理法に基づき未整備森林の集積を促進するとともに、意欲と能力のある経営体へ管理をつなぐ。また、森林資源の循環利用を図る再生林の取組を支援する。
- イ 未来に羽ばたく若き林業従事者の育成と意欲ある経営体の支援として、林業の魅力而就職希望者へ発信するとともに、将来林業を志す学生を支援しながら、後継者確保のために林業体験や職場体験を通じて林業を志す学生や若者に意識の醸成を図る。また、森林経営管理制度事業の推進に欠かせない「意欲と能力のある林業経営体」の育成を図るため、中小企業経営体が林業経営のメインステージで活躍できるようフォローアップを行うとともに、若い林業従事者の確保に向け、ICT技術を活用した省力化の促進、リモートセンシング技術を活用した林地台帳の精度向上を図り、森林情報の集約と有効利用を進める。
- ウ 良質な木材の利用促進と新たな活用方法の創設に向け、地域の特色ある事業への木材活用や、今まで処分するだけであった老木や病害虫に蝕まれた樹木の利活用、バイオマス発電をはじめとした持続可能で再生可能なエネルギーへの森林資源の利用など、地場産木材の利活用を促進する。また、林産物の生産など障がい者雇用が見込める業務の掘り起こしを行い、林福連携を推進する。さらに、子どもたちが木製品を使う機会を広げ、木材の魅力と森林整備の必要性に対する理解を促進し、森林保全に対する意識の醸成につなげる。
- エ 秋田県水と緑の森づくり税により整備した「ふれあいの森」を中心に、大仙市の美しい森林空間の整備と魅力の発信や、スポーツ用品や健康器具メーカー等とタイアップした登山やトレイルランなどのアウトドアスポーツを通じてアウトドアファンを獲得し、交流人口の拡大を図る。また、森林の公益的機能を伝える森林ボランティアの活動を支援するとともに、地域の人材で構成し、人手不足に陥りがちなボランティア団体の担い手育成を図り、持続可能な活動を支援する。さらに、森林整備は長期的な視点に立った計画と継続的な取組が必要であることから、交流体験等を通じ、将来、担い手となりうる子どもたちに森林保全の大切さに対する意識の醸成を図る。
- オ 森林・林業の現状と課題、さらには、森林・林業に対する住民の期待を踏まえ、これまでの森林所有者や林業関係者による森づくりに加え、新たに森林の恩恵を受けている住民全体で支えるという視点に立ち、環境や公益性を重視した森づくりを推進するため、秋田県水と緑の森づくり推進事業による児童生徒への環境教育やボランティア、自治会等により森林の持つ公益的機能が高度に発揮される森林づくりを実施する。

(2) 地場産業の振興

- ア 大仙市企業連絡協議会、大曲仙北雇用開発協会など企業団体の活動を支援し、企業間の情報交換や技術交流を促す。
- イ 商工会議所・商工会など諸団体との協力のもと、異業種交流・同業種交流等企業間ネットワークの形成を進めるとともに、企業の経営革新や産学官連携を促進するなど、意欲ある中小企業の高度化と競争力の強化を支援する。
- ウ 農産品の消費拡大を図るため、生産・加工・販売の有機的な連携を促進する施設やシステムの整備を推進する。
- エ 工業振興奨励事業の支援制度やAターン就職促進事業の実施及び企業への周知を行うとともに、入社準備に対する助成を行い、若者の地元定着と合わせ、中小企業の人材確保に向けた取組を一層推進する。
- オ 「大曲の花火」の開催、国際花火シンポジウムの招致、国際花火競技大会への出品、イベントホームステイの推進など、花火産業構想を推進する。

(3) 企業の誘致対策

- ア トップセールスによる積極的な誘致活動を行うとともに、地元企業への訪問を通じた情報収集に努める。
- イ 企業の操業に対する支援制度の拡充を図るとともに、分譲中の企業団地に関する情報発信や未利用地の情報集約に努め、新規立地・事業規模拡大を支援する。
- ウ 秋田自動車道や秋田新幹線等の良好な高速交通条件を活用し、経済活動の活性化を図るため、次代の日本の産業を支える競争力に優れた高付加価値型企業の誘致を推進する。

(4) 起業の促進

- ア 産業競争力強化法に基づく大仙市創業支援事業計画のもと、商工団体や金融機関等と連携し、ワンストップ相談窓口の設置やセミナーの開催、資金調達あっせんなど、創業に向けた一連のプロセスを一体的に支援する。
- イ 大学等との連携協定に基づき、企業と大学との共同研究のきっかけづくりを進めるなど、新たなビジネスに挑戦する若者を支援するとともに、地域発のイノベーションを推進するため、インキュベーションオフィスやコワーキングスペース、シェアオフィスなどへの取組を促進する。

(5) 商業の振興

- ア 商業施設や公共公益施設が集積する中心市街地については、その特性を活かし、高齢者や若い世代など誰もが暮らしやすく、県内外の来街者が多く訪れる魅力と活力あるまちづくりの推進を図る。
- イ 商店街については、空き店舗等を活用して新規開店を目指す方を支援するほか、後継者不在の事業主の円滑な事業承継をサポートしていく。
- ウ 地域の商店については、地域住民が安心して生活できるような地域に根ざした商店が必要なことから、グループ化による活性化事業や地域の購買力の底上げを目的とする個店商店の特性を活かした事業を支援する。
- エ 高度化・多様化する消費者ニーズに対応した経営指導や融資相談等を充実させる

ため、指導的役割を果たす地域の商工団体を支援する。

オ 中小企業者に対し、必要な資金の融資あっせんと利子補給を行い、企業の経営安定化を支援する。

カ 商店街を訪れる人々の安全・安心・快適性を確保するため、商店街の照明設備の維持管理について支援する。

キ 商工団体が実施する事業者等の販売拡大や消費活動の奨励等のための事業を支援する。

(6) 情報通信産業の振興

ア トップセールスによる積極的な誘致活動を行うとともに、地元企業への訪問を通じた情報収集に努める。

イ 企業の操業に対する支援制度の拡充を図るとともに、分譲中の企業団地に関する情報発信や未利用地の情報集約に努め、新規立地・事業規模拡大を支援する。

ウ 秋田自動車道や秋田新幹線等の良好な高速交通条件を活用し、経済活動の活性化を図るため、競争力に優れた高付加価値型企業の誘致を促進する。

エ 本市の基幹産業である農業の現場では、担い手の高齢化に伴う労働力不足に加え、栽培技術の継承等の問題が顕在化してきていることから、農作業の省力化や新規就農者の確保、技術の継承を図るため、情報通信産業と連携しながらスマート農業への取組を促進していく。

オ 中小企業の経営基盤の安定、強化を図るため、商工団体や金融機関との連携強化を図り、先端技術を活用した生産性向上への取組を支援していく。

カ 地元産業のDXの推進に貢献する企業をメインターゲットとしてサテライトオフィスの誘致を推進する。

(7) 観光の振興

ア 本市の知名度獲得のため旅行会社やメディア等へ積極的に売り込みを行うとともに、観光動向を見据えながらターゲットを絞った効果的な情報発信を進めるほか、好調なインバウンド需要の取り込みに向けたプロモーションの強化や受入環境の整備を進める。

イ 市と一体となり観光地の魅力づくりに向けて積極的に活動する組織・団体等を支援し、観光資源の見直しや掘り起こし、観光コースの創出に努める。

ウ 観光ボランティアガイドの育成、ガイドマニュアルの作成などにより住民自らが日常的に観光客を温かく迎え入れる体制づくりを強化する。

エ 地元農林水産品の付加価値を高めるためのブランド化や、宿泊・飲食業者と連携した地域グルメの開発に取り組み、「食べ歩きマップ」を作成するなど情報発信に努める。

オ 高齢者や障がい者の安全・安心に配慮しつつ、本市を訪れて良かったと思っただけのような魅力ある観光施設等の整備に努める。また、外国人観光客に向けたプロモーションの強化や受け入れ環境の整備を進めるとともに、広域的に連携しながらインバウンドの受け入れ拡大に取り組む。

カ 特色ある花火大会と近隣の観光資源を結び付けた観光コースの創出や土産品の開発、国内外の旅行会社に対するPRなどを推進するとともに、令和10年8月に

予定されている第100回全国花火競技大会「大曲の花火」記念大会の開催にあわせて、市内観光資源の磨き上げを図っていく。

キ 農家民宿やアウトドアアクティビティ等の文化体験・自然体験など、農山村ならではの魅力を広く知っていただくための取組を推進するとともに、新たな取組を実施しようとする地域や団体等への支援を通じて、本市が誇る多彩な文化、雄大な自然を満喫していただくための環境整備を進める。

(8) コミュニティビジネスの振興

ア 各地域の課題を起点に展開されている共助の取組を育みながら、活動に関する情報等の提供や事例紹介を通じ、各地域に広く展開していく。

イ 地域が抱えている課題の解消と地域の活性化につなげることを目的とした地域振興事業を活用し、共助活動からコミュニティビジネスにチャレンジする共助組織等の取組を支援する。

■対策の目標

指標名	基準値	目標値 (R12)
新規就農者累計人数 (人)	80	100
新規誘致企業累計数 (社)	17	27
起業件数 (件)	11	11
商店グループによる活性化事業数 (件)	8	10
観光入込客数 (千人)	1,706	2,000

※指標名に年度の記載がないものは、令和6年度を基準値としている。

4 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備			
	農業	県営経営体育成基盤整備事業（内小友西部地区） A=150.7ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（宮田福島地区） A=57.5ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（第2畷・雨池地区） A=48.0(0.5)ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（太田南部地区） A=342.8ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（杉沢柳沢地区） A=67.2ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（西台地区） A=22.7ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（新興地区） A=91.8ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（豊岡南部地区） A=38.5ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（花館高関上郷地区） A=47.1ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（高野三郡野地区） A=62.5(29.0)ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（戸地谷北部地区） A=47.1ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（大台地区） A=209.5ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（大畑深山地区） A=11.9ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（小杉山地区） A=82.4ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（峰吉川地区） A=110.0ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（齊内東部地区） A=130.0ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（西今泉地区） A=98.0ha	県	負担金
		県営経営体育成基盤整備事業（内小友地区）道路整備工 事（県共同工事）L=860m	県市	負担金
		基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（松倉 堰1期地区）	県	負担金
		基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（松倉 堰2期地区）	県	負担金
		基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（強首 3地区）	県	負担金
		基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（強首 4地区）	県	負担金
		基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（福部 羅地区）	県	負担金
		基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（仙北 平野4地区）	県	負担金
		基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（織埋 地区）	県	負担金
		基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（南外 ダム地区）	県	負担金
		基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金（真木 関根地区）	県	負担金
		県営かんがい排水事業（大戸川地区） A=482.0(396.0)ha	県	負担金
		県営かんがい排水事業（仙北平野4期地区） A=1,104ha	県	負担金
		県営かんがい排水事業（下堰・三百石堰地区） A=549.0(13.0)ha	県	負担金
		団体営農業水利長寿命化対策事業（大戸川地区）	改良区	負担金

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
		県営用排水等整備事業（宗谷堰）	県	負担金	
		県営農業用河川対応事業（堤堰）	県	負担金	
		県営ため池等整備事業（内小友ため池郡地区）	県	負担金	
		県営ため池等整備事業（明通地区）	県	負担金	
		小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業（南外地区）	団体	補助金	
		林業			
		水産業			
		(2)漁港施設			
		(3)経営近代化施設			
		農業	夢ある農業経営総合支援事業	民間	補助金
		林業			
		水産業	市営水産ふ化場改築事業	市	
		(4)地場産業の振興			
		技能修得施設			
		試験研究施設			
		生産施設			
		加工施設			
		流通販売施設			
		(5)企業誘致	工業団地分譲促進・企業誘致対策事業【ソフト】	市	
		(6)起業の促進			
		(7)商業			
		共同利用施設			
		その他	中心市街地賑わい創出事業【ソフト】	市	
			中心市街地商業活性化対策推進事業【ソフト】	市	補助金
			商工団体補助事業【ソフト】	団体	補助金
			商店街等支援事業【ソフト】	団体	
			プレミアム付き共通チケット発行事業【ソフト】	商工団体	
			事業承継支援事業	市	
			IT企業誘致プロジェクト事業【ソフト】	市	
		(8)情報通信産業			
		(9)観光又はレクリエーション	観光物産協会等補助事業【ソフト】	事業者	補助金
			まほろば唐松管理費	市	
		道の駅かみおか再整備事業	市		
		太田四季の村管理費	市		
		真木真昼県立自然公園を美しくする会負担金【ソフト】	団体	補助金	
		観光拠点施設整備事業	市		
		観光ガイドボード事業	市		
		県立自然公園維持管理費【ソフト】	市		
		観光登山事業	市		
		大仙市東部エリア観光ビジョン推進事業費【ソフト】	市		
		花火イベント等情報発信事業（花火産業推進プロジェクト関連事業）	市		
		「大曲の花火」開催・販売促進事業（花火産業推進プロジェクト関連事業）	市 民間		
		イベントホームステイ推進事業（花火産業推進プロジェクト関連事業）	市 民間		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
		国際花火シンポジウム誘致事業（花火産業推進プロジェクト関連事業）	市 民間		
		インバウンド観光環境整備事業（花火産業推進プロジェクト関連事業）	市		
		国際花火競技大会出品事業（花火産業推進プロジェクト関連事業）	市 民間		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
	第1次産業	新規就農者研修施設運営事業	①事業の必要性：将来の市農業の担い手の確保・育成を図る必要がある。 ②事業内容：市が設置する新規就農者研修施設において、市内で就農を希望する意欲ある者に対し、栽培技術や就農に必要な知識修得のための研修等を行う。 ③事業効果：就農に必要な技術・知識等の修得から定着までを一体的にサポートすることにより、農業後継者の確保につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
		大豆産地化推進事業	①事業の必要性：国内有数の穀倉地帯である本市の広範な水田の有効活用と農業所得の向上を図る必要がある。 ②事業内容：土地利用型作物である大豆の生産に対して助成するとともに、現地検討会を開催することにより生産者の栽培技術や生産意欲の向上を図る。 ③事業効果：生産技術の向上と平準化により、作付面積の拡大と収量・品質の向上が図られ、農業所得の向上につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	商工業・6次産業化	人材獲得応援事業	①事業の必要性：企業の人材確保と労働環境の円滑化により、産業基盤の強化と所得の向上による若者の定着を図る必要がある ②事業内容：職場環境の充実や社員教育による人材育成を行うことで福利厚生強化を図る市内企業に対し助成を行う。 ③事業効果：市内企業の人材獲得と若者の地元定着が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	民間	
Aターン就職促進事業		①事業の必要性：人口減少・少子高齢化の進行により、市内企業の人材確保が困難な状況のため、市内在住者はもとより、Aターン希望者に対する市内企業への就職促進と市内定着を推進する必要がある。 ②事業内容：就活者のインターンに要する費用や新入社員の入社準備に係る費用の一部を助成するほか、県外大学生と市内企業とのインターンの機会創出を図る。 ③事業効果：市内企業の人材不足の解消により、産業基盤の強化と若者の定着に寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	民間		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>若者チャレンジ応援プロジェクト事業</p> <p>①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、若者の定住促進策の一つとして、創業や地域活性化に向けた取組など、若者の挑戦を地域全体で応援する環境づくりを進める必要がある。</p> <p>②事業内容：新たな挑戦を始める若者の相談窓口の運営や、創業や地域活性化に資する取組の初期経費の一部助成などを行う。</p> <p>③事業効果：地域活性化や新たな雇用の創出等に寄与するほか、若者の自己実現にもつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市 民間	
		<p>資格取得応援事業</p> <p>①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、地域産業が求める専門的な資格を有する人材の育成と若者の地元定着を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：資格取得の対象講習を受講した者に対し助成を行う。</p> <p>③事業効果：資格取得に伴う就業機会の拡大により、若者等の定住を促進し、地域の活性化と地域コミュニティの維持が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	民間	
		<p>工業振興奨励事業</p> <p>①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、将来にわたり活力ある地域を維持していくため、多様な雇用の場を創出し、特に若者の定着を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：設備投資を機とした労働生産性の向上により、労働者の待遇改善を図る企業に対して助成を行う。</p> <p>③事業効果：企業の投資意欲を喚起することにより、新たな雇用の場の創出や賃金水準の向上による地域経済の活性化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	民間	
	情報通信産業			
	観光	<p>地域の花火大会等応援事業</p> <p>①事業の必要性：人口減少や少子高齢化が進む中、各地の花火大会や花火が打ち上がるイベントを支援することにより、伝統文化の継承や花火を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：市内各地で行われている花火大会等に対し、その規模に応じた大会運営補助や花火打上業務委託を行う。</p> <p>③事業効果：市内で開催される特色ある地域の花火大会等を支援することで、地域の結びつきが強化されるとともに、それぞれの伝統文化が継承されるほか、観光入込客数や交流人口の増加、地域経済の活性化につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市 民間	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
	企業誘致				
	その他				
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、産業の振興を図る必要がある。 ②事業の内容：産業の振興を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、産業の振興が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市		
	(11)その他	経営所得安定対策推進事業【ソフト】		団体	補助金
		農業振興情報センター事業【ソフト】		市	
		担い手支援事業【ソフト】		市	補助金
		多面的機能支払交付金事業【ソフト】		団体	補助金
		畑作園芸振興事業【ソフト】		市	
		地域農産物消費活動事業【ソフト】		市	
		「農業と食」活性化推進事業費【ソフト】		市	補助金
		中山間地域等直接支払交付金事業【ソフト】		市	
		土壌環境改善推進事業【ソフト】		市	
		畜産振興費【ソフト】		市、団体	負担金
		畜産業費補助金		市、団体	補助金
		畜産・酪農収益力強化整備等特別対策補助金【ソフト】		市	負担金
		市営放牧場管理運営事業【ソフト】		市	
		へい獣保冷施設負担事業【ソフト】		広域市町村圏組合	負担金
		病害虫防除推進対策事業【ソフト】		団体	補助金
		中小企業振興融資あっせん制度保証料補給事業【ソフト】		信用保証協会	補助金
		新型コロナウイルス感染症対策資金融資関連事業費【ソフト】		民間	補助金
経営維持特別小口融資関連事業費（新型コロナウイルス対策）			民間	補助金	
中小企業振興設備資金融資利子補給事業【ソフト】		民間	補助金		
中小企業振興緊急経営安定資金融資利子補給事業【ソフト】		民間	補助金		

5 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
大仙市の全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記3、4のとおり

6 公共施設等総合管理計画との整合

産業の振興に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

産業施設については、集約化も視野に入れながら長寿命化を図るとともに、更新時期が到来したときは空き施設の活用等も検討していく。

観光施設については、収益を伴う施設の管理運営は指定管理者制度の活用を基本とする。老朽化の著しい施設は、利用状況や市全域のバランス、代替機能の可能性などを勘案し、総量縮減方策を検討するほか、市が保有する必要性が低い施設は譲渡等を検討する。

第4章 地域における情報化

1 地域における情報化の方針

情報格差の解消を図りながら、情報通信技術（ICT）やデジタル技術、各種データの積極的な活用を進めるとともに、その土台となる情報通信基盤の維持・強化により地域社会全体のDXを推進し、効率的で利便性の高い市民サービスの提供はもとより、地域課題の解決やコミュニティ活動の維持、企業の持続的な成長など、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりにつなげていく。

（1）電気通信施設の整備

平成22年度に超高速情報通信基盤整備事業で市内全域に整備した光ファイバ通信網及び設備や機器などについて、利用者が安定して利用できるよう設備の維持管理に努める。

また、地上デジタルテレビ難視聴地域解消のために整備した地上デジタル放送再送信施設についても、安定的かつ継続的に地上デジタル放送を送信するため、施設の適正な維持管理を行い、地理的・地形的条件にかかわらず全世帯が良好なテレビ放送を受信できるように努める。

5世帯未満の携帯電話の不感地域については、解消策を検討していくとともに、通信事業者の単独整備について要望していく。

（2）情報化・デジタル化の推進

スマート自治体の実現に向け、情報通信基盤設備の安定的な維持運用管理を行うとともに、情報通信格差の是正を図り、全地域、全市民が等しくサービスを受けられる環境づくりを進める。

また、「大仙市行政サービス改革・DX推進大綱」に基づき、高齢者を中心としたデジタルデバインドに丁寧に対応しながら、マイナンバーカードやAI等の新技術を活用した利便性の高い新たなサービスの導入など、行政改革とデジタル変革の二つの視点から「将来を見据えた行政サービスの最適化」を推進するほか、市や民間が所有するデータを結び付け、誰もが利用できる環境づくりを進める。

2 現況と問題点

（1）電気通信施設の整備

市内居住エリアの大部分においては、携帯電話の使用が可能になっているものの、一部に不感地域が残っていることから、全ての市民がサービスの提供を受けられるよう解消策を検討し、情報格差の是正を図る必要がある。

超高速情報通信基盤設備については、ケーブル断線事故発生時の早期復旧対応をはじめ、適切に維持管理をしていく必要がある。また、設備の効率的な管理運営を進めるため、民間事業者への移行を検討していく必要がある。

コミュニティ放送局「FMはなび」は、地域に密着した情報発信によるにぎわいの創出と、地域への迅速な防災・災害情報の発信が期待されているが、依然として難聴地域が存在していることから、その解消を図る必要がある。また、設備の維持管理に

については専門的な知識・技術が必要となっており、外部委託への移行を検討する必要があるが生じている。

(2) 情報化・デジタル化の推進

コロナ禍をきっかけに社会全体で急速にデジタル化が進展しており、都市部と地方との情報格差が縮小するとともに、あらゆる分野や場面で変革を促し、暮らしに豊かさや快適さをもたらしており、行政分野においては、手続きのオンライン化を中心に行政サービスの利便性向上や業務の効率化が図られている。また、市民生活や産業分野では、テレワークやキャッシュレス決済が日常的なものとなり、さらにはI o TやA I等の活用も進み、利便性や生産性の向上につながっている。

人口減少の急速な進行に伴い、将来的に様々な資源の制約や新たな地域課題の顕在化が懸念される中、デジタル技術は、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりに不可欠な要素となっている。デジタル技術を活用した行政手続きのさらなる拡大に加え、マイナンバーカードを積極的に活用しながら、高齢者などに配慮したワンストップ窓口や、より身近なところで行政サービスを受けることができる環境の整備など、利用者の視点に立った利便性の高いデジタル化をさらに推進していく必要がある。

また、質が高く、持続可能な行政サービスを実現するとともに、様々なサービスの利便性向上や社会課題の解決、さらには企業の持続的な成長に向け、A I等の先端技術や各種データのさらなる利活用を進める必要がある。

3 その対策

(1) 電気通信施設の整備

ア ICTの恩恵を市民一人ひとりが等しく享受でき、様々な情報の受発信と交流により、市民の自主的なまちづくり活動が促進されるよう、超高速・大容量の情報通信基盤の維持管理及び整備の充実を図る。

イ 携帯電話等の不感地域を解消するため、関係機関、事業者と連携を図りながら、その整備方策を検討するとともに、超高速通信設備の安定的な維持管理と充実に努める。

ウ 市と関係機関・市民が連携を図りながら、地上デジタル放送再送信設備の安定的な管理運用と整備充実に努める。

(2) 情報化・デジタル化の推進

ア 学校教育や生涯学習を通じた市民の情報通信機器操作能力の向上、技術者の養成のほか、市民や事業者などに対する様々な情報サービスの提供など、総合的な地域情報化を推進する。

イ 自治体内や自治体間のほか、民間企業のシステムやデータとの連携により、ワンストップ、ワンズオンリーでのサービスの提供が可能となる情報システム共通基盤の整備を検討する。

ウ 防災行政情報については、秋田県総合防災情報システムの更新により関係機関との迅速な情報共有を図るとともに、情報通信基盤を活用した情報伝達体制の強化に努める。

エ 国のマイナポータルを通じて、市民に情報提供できる環境の整備を推進するとと

もに、マイナンバーカードを積極的に活用し、コンビニ等での各種証明書の交付やオンラインでの行政手続きに加え、市独自の新たなサービスの導入を進める。

オ ICTの利活用により、子どもから高齢者までそのメリットを享受して豊かな生活を送ることができるよう、インターネット等の利用機会の創出と情報モラルや情報セキュリティに関する知識の向上と利活用力の向上を図っていく。また、世代間のデジタル格差を是正するため、スマホ教室などの実施によりインターネットの利活用力の向上と情報セキュリティに関する知識の向上を図る。

カ 無料公衆無線LAN環境の整備をはじめ、快適な通信利用環境の整備を図る。

■対策の目標

指標名	基準値	目標値 (R12)
行政手続きのオンライン化数	226	500

※指標名に年度の記載がないものは、令和6年度を基準値としている。

4 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	通信用鉄塔施設			
	テレビ放送中継施設	地上デジタル放送再送信施設管理運営事業	市	
	有線テレビジョン放送施設			
	告知放送施設			
	防災行政用無線施設			
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設			
	ブロードバンド施設			
	その他の情報化のための施設	超高速情報通信基盤設備管理事業（光伝送路移設工事）	市	
		コミュニティFM施設整備事業	市	
	その他	デジタル改革推進費【ソフト】	市	
		電子計算管理運営経費【ソフト】	市	
		社会保障・税番号制度システム整備費【ソフト】	市	
		基幹系システム標準化移行経費【ソフト】	市	
		証明書コンビニ交付システム管理運営費	市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化			
	デジタル技術活用			
	その他			
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、地域における情報化を図る必要がある。 ②事業の内容：地域における情報化を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立を行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、地域における情報化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
(3)その他				

5 公共施設等総合管理計画との整合

地域における情報化に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

本市の道路網は、南北方向の主軸である秋田自動車道や国道13号、東西方向の主軸である国道46号、105号により骨格が形成されている。秋田自動車道の大曲、西仙北、協和の各インターチェンジで地域相互を連絡しているほか、国道13号が大曲、仙北、神岡、西仙北及び協和を南北に、国道105号が中仙、大曲及び南外を東西に連絡し、生活圏としての一体性を支える幹線道路となっている。

本荘大曲道路（地域高規格道路）の一部である大曲西道路や国道13号大曲バイパス・神宮寺バイパス・刈和野バイパス、広域農道の整備など安全・安心な広域的ネットワークの形成が進んでいることから、その優位性を活かした利便性の高い幹線道路と安全・安心な生活を支える生活道路の整備・改良を進め、効率的で快適な道路網の構築につなげる。加えて、冬期間における安全で円滑な交通を確保するため、除雪機械の計画的な整備等により、除排雪体制の充実・強化を図る。

農道・林道については、地場農林産物の生産活動の高度化や近代化、市場拡大に向けて整備を進めるとともに、修繕等による現道の長寿命化を図る。

公共交通については、鉄道の利便性向上に向けた取組や幹線バス路線の維持・確保に加え、地域の実情に応じて見直しを図りながら、多様な交通システムを引き続き運行するとともに、免許返納者の増加等に伴う交通弱者対策の継続・強化を図る。また、市民が住み良さを実感できるまちを目指して長寿社会に対応した地域公共交通システムを検討する。

（1）市町村道の整備

生活に密着した市道については、緊急度の高いものから整備を進めていく。特に、消防自動車等の大型緊急車両の通行が難しい道幅の狭い道路については、その拡幅が求められていることから、速やかに現状を把握し優先して整備を進める。あわせて、現道の損傷・劣化箇所等の修繕や冬期間の通行確保などの安全対策にも努めていく。

本市の道路実延長は、令和6年度末において約3,133キロメートル、改良済延長約1,665キロメートル、改良率53.1%となっているが、今後も改良事業を計画的に進めるとともに、路面等の劣化に伴う補修を行うなど適切な維持管理に努めていく。

また、歩道整備については、市民からの要望が多いことから、生活道路や通学路などを優先して整備を進め、歩行者の安全性・快適性の向上に努めていく。

さらに、冬期間における安全で円滑な交通を確保するため、除雪機械の更新や消融雪施設の整備を計画的に進めるなど、除排雪体制の充実・強化を進める。

（2）農道、林道の整備

農道、林道については、地場農林産物の生産活動の省力化、生産性の向上、隣接市町等への市場拡大を図るため計画的な整備を推進する。

また、損傷・劣化箇所等の修繕に努め、現道の長寿命化を図る。

(3) 交通確保対策

鉄道については、首都圏や東北の主要都市と本市を結ぶ大動脈である秋田新幹線新仙岩トンネルの早期整備に向け、秋田新幹線新仙岩トンネル整備促進期成同盟会を通じて要望活動を継続するとともに、在来線を含めた鉄道利用者の利便性向上に向け、運行ダイヤの見直し等について事業者等に適宜要請していく。

路線バスについては、通勤、通学や通院のために最低限必要な路線の維持確保に努めるほか、市が運行する交通システムについては、デジタル技術の活用や地域が主体となった移動手段の導入も含め、効率的で利便性が高く、持続可能な交通システムの構築を進める。また、多様化するニーズや社会情勢の変化を的確に捉えながら、高齢者や免許返納者を対象とした移動支援策の充実に努めていく。

2 現況と問題点

(1) 市町村道の整備

幹線道路、都市計画道路等については、計画的に整備を進めており、改良率及び舗装率は改善されてきているが、集落内道路等の生活道路については、未改良路線も相当数あり、地域住民から強くその改良が望まれている。また、生活道路を中心に損傷・劣化等により修繕を要する箇所も多く、適正な維持管理により通行の安全を確保する必要がある。一方で、人口減少の進行に伴い、すべての道路や道路施設を維持していくことは困難であり、利用状況や老朽度、類似ルートの有無などの総合的な視点から集約や統廃合を進め、持続可能な道路網を構築する必要がある。

本市は県内でも有数の積雪寒冷地帯であるため、冬期間における通行の確保は市民生活の安定のために必要不可欠であり、今後とも除雪機械や消融雪施設の整備等、除排雪体制の充実強化が望まれている。

交通安全施設については、交通量の増加や運転者の高齢化などとともに、高齢の歩行者の増加などに伴い、交通事故の増加が懸念されることから、必要な整備を進め、安全な道路交通環境を確保する必要がある。

表5-1 道路の現況

(単位：m, %)

区分	路線数	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率 (除簡易)
国道(指定区間)	2	54,637	54,637	100.0	54,637	100.0
国道(指定区間外)	2	56,387	55,008	97.5	46,491	82.4
主要地方道	10	119,660	105,448	88.1	79,012	66.0
一般県道	20	111,623	84,799	75.9	30,018	26.8
市道	6,584	3,133,177	1,664,900	53.1	108,910	3.4

(道路現況調査 令和7年3月31日現在、市道以外：令和5年3月31日現在)

(2) 農道、林道の整備

農道、林道については、生産活動の省力化や生産性向上、隣接市等への市場拡大を図るため、なお一層の計画的整備が求められている。また、適切な維持管理に加え、老朽化する農林道については、必要に応じて改良を進めていく必要がある。

(3) 交通確保対策

地域公共交通については、これまで、鉄道や路線バスをはじめとした既存の公共交通網の維持に加え、コミュニティバスや循環バス、乗合タクシーなど、各地域の実情や利用者ニーズにあわせて必要な見直しを加えながら、その充実と利便性の向上に努めてきたところである。

鉄道については、秋田新幹線の開通により仙台圏や首都圏への所要時間が大幅に短縮され、人的・物的交流も拡大してきているが、奥羽山脈の急峻な山岳地帯を横断するため、自然災害等のリスクを抱えており、その解消が本市を含む沿線自治体共通の願いとなっている。その具体策として期待される新仙岩トンネルについて早期の整備が図られるよう、沿線自治体及び経済団体が一体となり要望活動を継続する必要がある。また、奥羽本線、田沢湖線は、通勤・通学者や高齢者など、自家用車を利用できない交通弱者の移動を支える重要な役割を担っており、今後とも、利用者のニーズに応じた利便性の高い環境づくりに取り組む必要がある。

路線バスについては、超高齢社会において地域に密着した重要な交通手段として大きな役割を担ってきたが、人口減少やモータリゼーションの進展等により利用客の減少傾向が続いていることに加え、近年は運転士不足が深刻化し、バス事業者の自助努力による運行維持が困難となっており、路線の減便や廃止により利便性が低下し、さらなる利用者の減少を招く負のスパイラルに陥っている。

公共交通機関に頼らざるを得ない市民の移動手段を確保するため、その存続が重要な課題となっているほか、バス路線が廃止になった地域や以前から交通空白地域となっている地域への新たな交通システムの構築及び導入が求められているものの、多様化・高度化する移動ニーズも相まって財政負担が増加している状況にある。

また、交通弱者の移動支援策として「交通助成券『のりのりきっぷ』交付事業」を実施しており、高齢者などの外出機会の一助となっているが、今後、免許を返納する高齢者が増加することが予想されることから、公共交通施策の拡充と利用促進が課題となっている。

3 その対策

(1) 市町村道の整備

ア 県南地域の交通の要衝として、市と広域圏、県内各地はもとより、仙台圏及び首都圏とを結ぶ高速交通ネットワークの整備効果がより一層発揮できるよう、大曲、西仙北、協和の各インターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図る。

イ 地域高規格道路、国道、国道バイパスのほか、主要地方道、一般県道の整備促進を要望するなど、市内各地域相互を連絡し、その一体性を支える幹線道路ネットワークの構築に努める。

- ウ 主要な公共施設や都市機能へのアクセス性の向上を図るため、国道や県道への接続等も勘案しながら、主要な市道の整備を推進する。
- エ 市民が日常的に利用する生活道路については、利便性に加え、歩行者や自転車利用者にとって安全性・快適性が確保されるよう積極的に整備を進めるとともに、バリアフリー化や歩車道分離を推進する。また、除雪機械をはじめ消融雪施設や流雪施設の整備充実を図り、冬期間の歩行者及び車両通行の安全確保に努める。
- オ 道路の維持管理については、損傷・劣化箇所等の迅速な修繕に努め、歩行者及び車両通行の安全確保と長寿命化を図る。
- カ 橋りょうの計画的な整備促進、維持補修に努める。
- キ 交通安全施設については、自動車運転者だけではなく、歩行者や自転車利用者にとっても安全性・快適性が確保できるよう整備を進めるほか、幼児から高齢者まで交通安全意識を啓発するため、交通安全教育や広報活動などを進める。

(2) 農道、林道の整備

- ア 農林道については、生産活動の省力化、生産性の向上、隣接市町等への市場拡大を図るため、県営事業等により計画的な整備を推進する。
- イ 林業経営の基盤である林道については、森林施業に係るコスト低減等を図るため既存林道の補修、改良や開設事業、作業道の整備を推進する。

(3) 交通確保対策

- ア 秋田新幹線新仙岩トンネル整備促進期成同盟会を通じ、秋田新幹線の新仙岩トンネルの早期実現に向けた要望活動を行う。また、通勤・通学者や新幹線利用者のニーズや路線バスとの接続性を踏まえた運行時間の設定等、鉄道利用者の利便性が一層高まるよう、事業者及び関係機関に対し強力に要請する。
- イ 主に地域間を結ぶ路線バスについては、地域に密着した重要な交通手段であり、高齢化率の上昇等に伴い、その重要性が増していることから、運行事業者と連携を図りながら、維持確保に努めるとともに、維持が難しくなった場合には、区域型乗合タクシーなどの代替交通を確保することで、地域の移動手段を維持していく。
- ウ 各地域や路線における乗車率等を踏まえ、最適な交通システムへの転換を進めるとともに、AIを活用したオンデマンド配車システムやバスロケーションシステム、キャッシュレス決済の導入などのデジタル技術の導入を進め、需要に応じた運行の最適化と効率化により、利用者の利便性の向上を図り、持続可能な公共交通システムを構築する。
- エ 「交通助成券『のりのりきっぷ』交付事業」について、マイナンバーカードを活用した運用など、他自治体の取組事例を参考に検討を進め、利用者の利便性向上と事業者の事務負担の軽減を図る。
- オ 交通事業者と連携しながら運転士をはじめとした担い手の確保、人材の育成に取り組むとともに、公共ライドシェアや日本版ライドシェアの導入について検討を進めるほか、地域住民の共助による移動支援の取組を後押しする。

■対策の目標

指標名	基準値	目標値 (R12)
長寿命化対策実施済み橋梁累計数 (橋)	56	68
直営舗装施工延長 (m)	31,024	43,024
高能率作業道の総延長 (km)	43	55
交通システムの利用者数 (人)	65,636	61,697

※指標名に年度の記載がないものは、令和6年度を基準値としている。

4 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	福辺内川堤防線 (側溝改良) L=180m W=6.5m	市	
		高田線 (側溝改良) L=240m W=5.5m	市	
		福見町戸蔭線 (側溝改良)L=137m W=7.4m	市	
		杉本桜田線 (舗装打換) L=1,010m W=4.0m	市	
		船場町川ノ目大保線 (舗装打換) L=410m W=4.0m	市	
		花館上町柳町線 (側溝改良) L=386m W=4.0m	市	
		花館中央線 (舗装打換) L=140m W=9.0m	市	
		宮林線 (舗装打換) L=300m W=6.0m	市	
		四ッ屋大曲線 (舗装打換) L=130m W=7.5m	市	
		泉町美原町1号線 (側溝改良) L=160m W=6.0m	市	
		四ッ屋東部38号線外1路線 (舗裝修繕) L=460m W=4.0m	市	
		追分板杭線 (舗装補修) L=900m W=6.5m	市	
		大嶋野線 (舗装補修) L=830m W=6.5m	市	
		西根内小友線 (側溝改良) L=194m W=6.75m	市	
		金谷町団地 (側溝改良) L=1,000m W=5.4m	市	
		日の出町団地 (側溝改良) L=1,200m W=5.81m	市	
		佐野町団地内 (側溝改良) L=1,600m W=5.88m	市	
		朝日町団地内 (側溝改良) L=430m W=5.65m	市	
		若竹町団地内 (側溝改良) L=670m W=5.43m	市	
		白金町団地内 (側溝改良) L=600m W=10.42m	市	
		駅東団地内 (側溝改良) L=1,200m W=6.41m	市	
		大花団地内 (側溝改良) L=1,500m W=6.51m	市	
		福田団地内 (側溝改良) L=1,200m W=4.59m	市	
		船場町3号線 (道路改良) L=100m W=6.0m	市	
		花館上町柳町線 (道路改良) L=100m W=5.0m	市	
		福見町4号線・丸子町大花町線 (道路改良) L=150m W=7.0m	市	
		上余り目伊勢堂線 (道路改良) L=1,010m W=5.5m	市	
		新堀1号線 (道路改良) L=230m W=5.00m	市	
		大川原下袋線 (道路改良) L=180m W=6.55m	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		坊ヶ沢八石線 (舗装打換) L=290m W=7.0m	市	
		戸月大野線 (舗装修繕) L=260m W=5.0m	市	
		小沢山線 (側溝改良) L=380m W=4.0m	市	
		嶽見線 (舗装打換) L=170m W=4.0m	市	
		新町川口線 (舗装打換) L=185m W=5.0m	市	
		金葛関口線 (側溝改良) L=160m W=5.6m	市	
		蒲藤原線 (側溝改良) L=190m W=5.0m	市	
		蒲中3号線 (側溝改良) L=630m W=5.0m	市	
		本郷道南沼の上線 (側溝改良) L=190m W=5.2m	市	
		宇留井谷地中線 (側溝改良) L=270m W=5.0m	市	
		宇留井谷地中道線 (側溝改良) L=542m W=5.8m	市	
		宇留井谷地中2号線 (側溝改良) L=420m W=5.2m	市	
		宇留井谷地中支線 (側溝改良) L=590m W=5.6m	市	
		宇留井谷地南1号線 (側溝改良) L=210m W=4.5m	市	
		戸月大野線 (側溝改良) L=220m W=6.1m	市	
		七曲・裏町中線 (消融雪施設) L=454m W=3.0m	市	
		荒屋本郷野・荒屋中線 (消融雪施設) L=176m W=4.5m	市	
		北樽岡南・一本木3号・4号線 (消融雪施設) L=340m W=4.3m	市	
		湯元荒又線 (側溝改良) L=416m W=6.0m	市	
		中学校線 (舗装打換) L=142m W=6.0m	市	
		梨木田線 (舗装打換) L=800m W=7.0m	市	
		小出梨木田線 (舗装打換) L=410m W=7.0m	市	
		小出大畑線 (舗装修繕) L=700m W=6.0m	市	
		中宿揚土線 (舗装修繕) L=440m W=7.0m	市	
		坊田物渡台線 (改良舗装・舗装修繕) L=2,220m W=7.0m	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		宮田下木直古川端線 (舗装修繕) L=820m W=5.5m	市	
		木直3号線 (道路改良) L=156m W=4.0m	市	
		滝桑台線 (道路改良) L=510m W=5.0m	市	
		下湯ノ又4号線 (道路改良) L=530m W=5.0m	市	
		高野中山線 (路肩改修) L=400m W=6.5m	市	
		中仙太田仙北幹線 (舗装修繕) L=2,500m W=8.0m	市	
		橋本幹線 (舗装修繕) L=400m W=8.0m	市	
		仙北太田線 (舗装修繕) L=855m W=7.2m	市	
		早坂・穂田原線 (側溝改良) L=220m W=7.0m	市	
		高梨橋本南北線 (舗装打換) L=1,200m W=5.0m	市	
		戸地谷線 (舗装修繕) L=800m W=6.5m	市	
		清水福田線 (舗装修繕) L=485m W=4.5m	市	
		戸地谷南北線 (舗装修繕) L=1,220m W=5.0m	市	
		仙北球場線 (舗装修繕) L=1,700m W=6.0m	市	
		板見内福田線 (舗装修繕) L=1,900m W=4.5m	市	
		堀見内福田線 (舗装修繕) L=1,537m W=5.5m	市	
		堀見内東西線 (舗装修繕) L=242m W=4.0m	市	
		払田3号線 (舗装修繕) L=350m W=4.0m	市	
		高梨清水線 (舗装修繕) L=1,243m W=6.0m	市	
		元田茂木・下田茂木添線 (舗装修繕) L=554m W=5.0m	市	
		板見内福田線 (側溝改良) L=300m W=3.25m	市	
		堀見内福田線 (側溝改良) L=120m W=6.0m	市	
		高梨線 (道路改良) L=600m W=6.0m	市	
		宿・九升田線 (側溝改良) L=460m	市	
		立倉・布又線 (路肩擁壁) L=985m W=3.5m	市	
		明園笹倉線 (側溝改良) L=140m W=6.5m	市	
		明園笹倉線 (舗装修繕) L=1,212m W=6.5m	市	
		加賀戸高屋敷1号線 (舗装修繕) L=100m W=5.5m A=400㎡	市	
		松倉土川線 (舗装修繕) L=800m W=7.0m	市	
		杉山田・江原田・乙越線 (側溝改良) L=350m	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		加賀戸2号線 (道路改良) L=270m W=3.3m	市	
		黒森山線 (地下水対策)	市	
		浮島2号線 (舗装修繕) L=105m W=452㎡	市	
		上野・松山線 (道路改良) L=100m、W=7.5m	市	
		北野目戸川1号線 (道路拡幅) L=100m	市	
		寺館大巻線 (側溝改良) L=109m	市	
		境・上淀川線 (舗装修繕) L=1,600m W=7.0m	市	
		上木沢千着線 (舗装修繕) L=500m W=6.0m	市	
		荒川線 (舗装修繕) L=1,400m W=6.0m	市	
		峰吉川小学校線 (側溝改良) L=280m	市	
		上野泉沢山線 (側溝改良) L=100m	市	
		家沢樺坂線 (側溝改良) L=100m	市	
		水沢田尻1号線 (舗装打換) L=440m W=5.0m	市	
		紫嶋上ノ山線 (道路改良) L=640m W=6.0m	市	
		紫嶋上ノ山線(単独) (舗装修繕)L=170.0m W=6.0m	市	
		豊川清水線 (舗装修繕) L=840m W=4.7m	市	
		上大蔵1号線 (舗装修繕) L=590m W=4.7m	市	
		中道前袴田2号線 (舗装修繕) L=1,200m W=4.5m	市	
		水木田相野石持板屋線 (舗装修繕) L=500m W=4.5m	市	
		新山囲ノ内線 (舗装修繕) L=340m W=6.5m	市	
		道ノ下柳田線 (側溝改良) L=110m	市	
		中道下村線 (舗装修繕) L=870m W=4.5m	市	
		中道下村線 (路盤打換) L=550m W=4.0m	市	
		清水福田線 (舗装修繕) L=570m W=4.3m	市	
		野田柏木田線 (舗装修繕) L=610m W=4.0m	市	
		押切和村線 (舗装修繕) L=300m W=4.0m	市	
		羽場1号線 (舗装修繕) L=170m W=3.0m	市	
		真木線 横沢ハヅ沢線 (側溝改良) 側溝修繕等現道維持 L=18,686m W=4.0m	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		北千本野堤田線 (歩道整備) L=1,040m W=2.5m	市	
		広域農道東西線 (歩道整備) L=1,900m W=2.5m	市	
		伊勢堂窪堰線 (道路改良)道路拡幅 L=644m W=4.0m	市	
		金井伝石神線 (道路改良)道路拡幅 L=802m W=4.5m	市	
		仙北太田線 (交差点改良)L=200m	市	
		まましたかわら橋線 (道路改良)L=200m W=6.0m	市	
		永代小滝線 (道路改良)交差点改良 L=488m W=5.9m	市	
		豊後町1号線 (側溝改良)L=500m	市	
		宝龍桜後線 (横断側溝改良)L=200m	市	
		桜佐幣神大釣木線・大釣木新橋線 (舗装修繕) L=180m W=4.5m	市	
		幹道15号線 (舗装修繕) L=700m W=6.0m	市	
		久保関古館線 (舗装修繕) L=1,600m W=5.5m	市	
		旭町掃部線 (舗装修繕) L=3,565m W=7.0m	市	
		花園線 (舗装修繕) L=1,300m W=6.0m	市	
		笹倉公園線 (舗装修繕) L=2,447m W=6.0m	市	
		坊ヶ沢八石線 (舗装修繕) L=3,780m W=6.0m	市	
		中野桑台線 (舗装修繕) L=3,800m W=6.5m	市	
		宿・立倉線 (舗装修繕) L=1,710m W=8.0m	市	
		協和・河辺線 (舗装修繕) L=8,860m W=8.0m	市	
		紫嶋上ノ山線 (舗装修繕) L=1,270m W=6.0m	市	
		豊岡大神成線 (舗装修繕) L=840m W=7.5m	市	
		中仙太田仙北幹線 (舗装修繕) L=770m W=8.1m	市	
		永代小滝線 (舗装修繕) L=715m W=5.9m	市	
		今泉石神線 (舗装修繕) L=2,140m W=6.5m	市	
		相野下田線 (舗装修繕) L=600m W=6.5m	市	
	橋りょう			
	その他	交通安全施設整備事業(全市)	市	
		消雪施設等補助事業(大曲)	消雪組 合等	補助金
		区画線設置工事	市	
	(2)農道			
	(3)林道	林道補修事業(全体)	市	
		高能率生産団地路網整備事業費負担事業 大台線(民国連携) L=1,600m W=3.5m	県	負担金
		高能率生産団地路網整備事業費負担事業 矢向線 L=1,580m W=3.6m	県	負担金
		高能率生産団地路網整備事業費負担事業 白井石森線 L=2,300m W=3.6m	県	負担金

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(4)漁港関連道			
	(5)鉄道施設等			
	鉄道施設			
	鉄道車両			
	軌道施設			
	軌道車両			
	その他			
	(6)自動車等			
	自動車			
	雪上車			
	(7)渡船施設			
	渡船			
	係留施設			
	(8)道路整備機械等	除雪機械整備事業（全市） 除雪ドーザー、除雪グレーダ、ロータリ除雪車、除雪トラック等25台	市	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	<p>地域交通対策事業</p> <p>①事業の必要性：住み慣れた地域で暮らし続けられるよう利便性が高く、持続可能な公共交通システムを構築する必要がある。</p> <p>②事業内容：路線バスの運行維持を支援するほか、市が主体となる交通システムの運行や、自家用有償旅客運送や地域の共助による移動支援を行う団体等に対する支援に加え、高齢者や運転免許返納者を対象とした支援を行う。</p> <p>③事業効果：効率的で利便性の高い公共交通システムの構築と、交通弱者に対する移動支援策の実施により、地域での安全・安心な暮らしが確保されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市 NPO 等 民間	負担金 補助金
	交通施設維持	<p>橋りょう長寿命化対策事業</p> <p>①事業の必要性：住民の日常的な生活交通経路である橋りょうについて、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう計画的な維持管理が必要である。</p> <p>②事業内容：橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検及び予防的な修繕を行う。</p> <p>③事業効果：橋りょうの長寿命化と修繕及び架替えに要するコストの縮減が図られ、道路交通の安全性・信頼性が確保されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>道路長寿命化対策事業</p> <p>①事業の必要性：住民が将来にわたり安全に安心して利用することができるよう、市民生活や経済・社会活動を支える最も基本的なインフラである道路や道路附属施設の計画的な維持管理が必要である。</p> <p>②事業内容：道路における第三者被害を防止する観点から、国が示す点検要領に基づいて緊急輸送路及び幹線道路等を対象に点検を行い、結果に応じた調査及び対策を実施する。</p> <p>③事業効果：法面及び土木構造物並びに標識や照明等付属施設の健全化により安全・安心な道路交通網が形成されると同時に、対象施設の長寿命化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		通学路歩道整備事業 ①事業の必要性：商店や病院、学校等の施設が建ち並び、市民の日常生活に密着し、利用者の多い重要路線について、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう、歩行者空間の計画的な整備が必要である。 ②事業内容：通学路緊急合同点検及び通学路安全パトロール等の結果を踏まえ、区画線及びグリーンベルトの施工により車道及び歩道部の幅員を再設定するなど、通行車両の速度低下対策を実施する。 ③事業効果：通行車両の速度低下により、安全・安心な歩行者空間が確保されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	その他			
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、交通施設の整備、交通手段の確保を図る必要がある。 ②事業の内容：交通施設の整備、交通手段の確保を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、交通施設の整備、交通手段の確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	(10)その他	生活バス路線運行維持対策事業【ソフト】	事業者	補助金

5 公共施設等総合管理計画との整合

交通施設の整備、交通手段の確保に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

道路（トンネル、大型カルバートを含む）については、定期的な調査や点検を実施し、現状の把握を行うとともに、適正な管理を行うための管理基準を定め、必要に応じた修繕方法を多角的に精査し、維持コストの低減を図る。

農道、林道については、使用頻度の高い路線の把握とあわせ、定期的な調査や点検を行い、状況に合わせた改修時期を検討しながら長寿命化と将来コストの削減に努める。

橋りょうについては、整備されてから60年を超える橋りょうがこれから大量に更新時期を迎えることから、橋梁長寿命化修繕計画及び定期点検結果に基づく長寿命化により将来コストの削減に努める。

第6章 生活環境の整備

1 生活環境の整備の方針

本市の緑豊かな自然環境は、何世代にもわたって先人達が守り育ててきた地域の財産である。今後も次の世代、またその次の世代へと未来永劫受け継がれるよう大切に守り育てつつ、保全の範囲内で地域の活性化に活用していく。

また、本市が「人が生き・集う魅力ある地域」となり、持続的に発展していくためには、快適で利便性と安全性の高い生活基盤の形成が不可欠であることから、上・下水道の整備や消防・防災体制の充実、衛生環境の整備などについて計画的に推進する。

(1) 水道、下水処理施設等の整備

水道については、市営水道未整備地域の解消を図るため、内小友東部地区において配水管の整備を進めるほか、老朽化による漏水が増加している刈和野地区において配水管の布設替えを行い、将来的には隣接する半道寺地区簡易水道との統合を目指す。

また、アセットマネジメントにより、施設の効率的な維持管理に努めるとともに、老朽化している浄水施設や配水施設の改築などの長寿命化対策を計画的に実施するほか、給水人口の推移や事業環境の変化にあわせ、統廃合や規模縮小などによる施設のダウンサイジング、基幹施設の耐震化や近隣施設間における連携機能の強化などの取組により経営基盤の強化を図りながら、市民に安全な水道水を安定的に供給していく。

下水処理施設については、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽による整備を行っているが、公共下水道、農業集落排水については、全ての地区で整備が終了しており、今後は加入を促進し接続率の向上に努める。

公共下水道及び農業集落排水の整備区域に含まれない区域については、合併処理浄化槽による整備を進めており、設置を希望する市民の要望に対応するため補助金を確保し、公共用水域の水質の保全と快適で環境にやさしい生活環境の創出に努める。

なお、整備済みの公共下水道及び農業集落排水については、計画的に点検や調査を行い、老朽化による損傷・劣化等を早期に把握し、突発的な機能損傷を未然に防ぐとともに、既存施設の長寿命化に向けた改築工事や処理施設の統廃合など事業運営の効率化を図り、限られた財源の中で下水道施設の持続的な機能を確保し、住民に安全・安心、継続的な下水道サービスを提供していく。

(2) 消防・救急施設の整備

災害発生時に迅速な対応が可能となるよう、広域消防並びに消防団との連携による消防力、防災体制の強化を図るとともに、消防防災施設や備蓄品の計画的な整備・充実に努めるなど、災害に強いまちづくりを推進する。

また、地域の防災力を向上させるため、自主防災組織の設立や活動を支援するとともに、計画的に防災訓練等を実施し、市民の防災意識の啓発を図る。

さらに、迅速な緊急情報の発信及び情報伝達体制の強化を図るため、様々な媒体やツールを活用し、情報伝達手段の多様化を進める。

(3) その他生活環境等の整備

衛生環境の整備については、ごみの減量化と一般廃棄物処理実施計画に基づく分別の徹底を図るとともに、環境美化や不法投棄の撲滅に努めていくほか、合併前の旧市町村が設置し、現在休止中の 5 ヶ所の一般廃棄物最終処分場の早期廃止を進める。さらに、SDGs の達成や循環型社会、カーボンニュートラルの実現に向け、環境問題に対する意識啓発を図るため、環境学習を推進する。

公営住宅については、長寿命化に向けて適正な維持管理に努めるとともに、老朽化等に伴い大規模改修・修繕が必要となる住宅の計画的な整備を進めるほか、バリアフリー化を推進する。また、安全・安心な住生活環境の実現に向けて、住宅・建築物の安全性確保に資する耐震診断やリフォーム等の支援を行う。

市営墓地については、市民ニーズを的確に把握しながら墓地区画の増設等について検討を行う。

市管理河川については、自然環境や景観に配慮しながら整備を進めるとともに、河川の環境整備・保全についても計画的に推進するほか、自然災害の未然防止を図るための対策を進める。

また、市民が安全・安心に暮らせる生活環境づくりに向けた公園等の計画的整備や市営駐車場の維持管理・整備を行うとともに、老朽公共施設の解体や地域の公共施設等に生育する樹木の育成・保護、森林の病虫害防除のほか、社会問題となっている空き家対策等について計画的に推進する。

2 現況と問題点

(1) 水道、下水処理施設等の整備

① 水道施設等の整備

水道は、健康で文化的な生活を営むための最も基本的な施設であるとともに、社会経済活動を支えるうえで不可欠な生活基盤施設であり、特に災害時においても重要なライフラインとなっている。

本市の水道施設は、上水道 2 施設・簡易水道 40 施設・その他 14 施設、合わせて 56 施設あり、令和 5 年度末の普及率は 75.9%となっているが、県平均普及率 91.8%とは大きな差がある。

水道施設の多くは高度経済成長期に整備されており、今後、一斉に更新時期を迎えることが見込まれており、水需要に応じた施設のダウンサイジングも念頭に、長寿命化対策が必要となっているほか、災害時の断水被害を低減させるため、水道施設の耐震性確保が求められているものの、給水人口の減少に伴い給水収益も減少しており、更新事業の財源確保が課題となっている。

また、現在、自家用井戸等を水源として利用している地域においては、地下水の水質悪化や渇水への不安があることから、地域の意向を踏まえつつ、施設整備の妥当性や費用対効果を十分に検証したうえで対応を検討する必要がある。

② 下水処理施設等の整備

本市の下水処理施設は、流域下水道 1 施設（流域関連下水道 4 地域）、単独公共下水道 4 施設、農業集落排水 25 施設、合併処理浄化槽市町村設置型 2 地域、その他の地域は合併処理浄化槽個人設置型で整備を行っており、令和 6 年度の普及率は

85.7%で県平均普及率 89.8%を下回っている。

下水処理施設は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全等の役割を担う重要な施設であり、できるだけ早期に施設を利用できるように整備を図る必要がある。公共下水道及び農業集落排水の整備は全て終了したことにより、普及率の動向は合併処理浄化槽の整備状況によるが、住民発意による整備手法であるため、交付金を活用した設置補助金のほか、市独自の助成を実施し普及促進を図っていく。

また、整備済みの公共下水道及び農業集落排水については、旧市町村時代に集中的に整備が進められたことから、今後、各施設の修繕や更新の時期が集中することが見込まれている。

平成 27 年度に策定した生活排水処理整備構想（H28～R17）では、財政状況や事業を取り巻く情勢から、中長期的な見通しと課題を整理し、持続可能な事業運営のため、経済性を重要視するとともに将来の人口減少を考慮した上で、各処理区の統廃合を含めた最適な更新時期を定めているが、予想を上回る少子高齢化の進行や過疎化による処理人口の減少など状況が大きく変化した処理区があることから、処理施設の統廃合の時期や大規模改築工事の時期、整備手法も含め構想の見直しを定期的に行っている。

（２）消防・救急施設の整備

本市の面積は 866.79 平方キロメートルと広く、東側に奥羽山脈、西側に出羽丘陵が縦走し、その間を一級河川である雄物川、その支流である玉川が貫流していることに加え、秋田自動車道等主要幹線が縦横にはりめぐらされていることから、自然災害や交通事故などの災害が発生しやすい環境にある。

本市の消防防災体制は、常備消防である大曲仙北広域市町村圏組合消防本部、非常備消防である大仙市消防団本部、支団、分団で構成され、消防団は 8 支団 34 分団が連携を取り合い、地域防災の要として各種災害に対応しながら活動している。

消防団の保有施設設備は、小型動力ポンプ 119 台、積載車 83 台となっており、防災施設として防災倉庫、水防倉庫のほか、消防水利として防火水槽 1,082 基、消火栓 1,089 基を設置している。また、自主防災組織として 394 団体が組織され、地域防災の担い手として活動している。

本市においても、開発等による建築物の高層化、大規模化など社会環境の変化に伴って災害形態が複雑多様化することが予想され、発災時に迅速に対応できるよう、市の地域防災計画等に基づき、関係機関と連携を図りながら、防災施設の整備・充実等防災体制を強化していくことが求められている。あわせて、急速な高齢化の進行に伴い、自力での避難行動が困難な要援護者の支援体制の整備に加え、災害から受ける影響や支援ニーズなど、男女の違いに十分に配慮した防災対策や災害対応が求められている。

また、災害時に確実に市民に情報を伝達し、逃げ遅れによる被災を防止するため、防災ネットだいせんや防災ラジオ、SNS、携帯アプリなどを活用した情報伝達手段の多重化を進めていく必要がある。

（３）その他生活環境等の整備

① 廃棄物処理施設

本市の家庭系一般廃棄物は、可燃ごみ、不燃ごみ、缶類、ビン類、ペットボトル、古紙類、プラスチック資源に分別し、委託業者が市内 1,878 カ所のごみ集積所から収集運搬している。また、粗大ごみ（不燃性・可燃性）については、戸別収集により大曲仙北広域中央ごみ処理センターや民間のリサイクル施設で処理されており、令和 6 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 584 グラムとなっている。

しかしながら、山間部には依然として不法に投棄されたごみが見受けられることから、自然環境保全のため、不法投棄防止パトロールなどの対策を強化する必要がある。また、一般廃棄物の最終処分については、現在、大曲仙北広域市町村圏組合の一般廃棄物最終処分場で処分しており、合併前の旧市町村がそれぞれ設置した 7 カ所のうち、維持管理経費が嵩む水処理施設が設置されていた 2 ヶ所は廃止・解体が終了し、残る 5 ヶ所についても全て休止している。休止中の施設であっても、廃止の認定を受けるまでは維持管理経費を要するため、処分場ごとの閉鎖整備事業計画を策定し、順次、廃止に向けた作業を進める必要がある。

また、し尿・浄化槽汚泥は、一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬し、大曲仙北広域市町村圏組合のし尿処理施設で処理しており、公共下水道などの下水処理施設の普及により、し尿の処理量は減少しているものの、浄化槽汚泥の処理量が増加していることから、脱水汚泥の助燃剤利用や分離水分の下水道投入などを実施していく必要がある。

② 公営住宅

公営住宅は、健康で文化的な生活を営む住宅を整備し、住宅困窮者に対して四季を通じて快適な住環境を提供するため必要なものであり、本市には、19 団地 133 棟 579 戸の公営住宅が整備されているが、その半数以上が築 20 年を経過しており、住宅の維持管理費が年々増大している状況にある。

第二期大曲市公営住宅等長寿命化計画では、現状の管理戸数を維持することとしているものの、同計画における住宅ストックの推計では、将来的に余剰となる居室の発生が見込まれているほか、近年、公営住宅への入居応募数は減少傾向にあることから、民間の住宅ストックの活用も念頭に、柔軟に見直ししていく必要がある。

③ その他生活環境施設

市管理河川については、整備率が低く、河川幅が狭いことなどから、蛇行や雑木等が繁茂している河川が多く、豪雨時には氾濫する場合もあるため、流域の浸水被害を防止し、地域の安全を確保するための対策が必要となっている。

④ その他

近年の環境問題は、社会経済の進展や生活様式の変化による主に日常生活に起因するものに変化しており、地球温暖化や海洋プラスチック汚染などの地球規模の問題となっている。地球温暖化をはじめとする様々な環境問題に対する意識啓発を図り、生活様式の見直しなどの実践につなげていくため、行政と市民が一体となって取り組んでいく必要がある。

快適に暮らせる環境を確保するため、生活排水や騒音等の生活環境に関する要望等に対応するほか、自治会や地域の団体が行うクリーンアップなどの自主的な清掃

活動に対する支援を行うことで、生活環境の保持と向上を図る必要がある。

また、自然公園や自然環境保全地域など地域の豊かな自然を守り育み、未来に引き継ぐことが必要である。

さらに、過疎化の進行を背景に市内に空き家等が増加しており、倒壊や火災、犯罪等を未然に防止する観点からその適正な管理や除却を促すなど、対策を強化していく必要がある。

老朽化等により有効活用が困難となっている公共施設等については、安全・安心な生活環境の確保と景観保全のため早期の除却を進める必要がある。

3 その対策

(1) 水道、下水処理施設等の整備

① 水道施設等の整備

ア 地域の意向を踏まえた施設整備事業を推進するとともに、更新事業や事業統合の実施にあたっては給水区域の見直しを行うなど、財政状況、費用対効果及び加入率等を十分に検証し拡張の可能性について検討する。

イ 水需要の動向や、施設の老朽度に関する機能診断調査結果、災害時給水拠点施設（病院等）への給水優先度などを総合的に勘案し、事業の統廃合も含めた更新事業を計画的かつ定量的に進めていく。

ウ 中長期的な視点で経営状況や財務状況を把握し、効果的なアセットマネジメントのもとで、効率的な維持管理を行うとともに、耐震化を含めた施設の長寿命化対策を計画的に進める。

② 下水処理施設等の整備

ア 公共水域の水質の保全を図るため、健康で衛生的な生活にも資する秋田湾・雄物川流域下水道事業（大曲処理区）及び流域関連公共下水道・公共下水道の事業を継続していく。

イ 流域関連公共下水道、公共下水道、農業集落排水の処理区域外においては、合併処理浄化槽の設置により、下水道等未整備地域における生活排水処理施設の普及を促進する。

ウ スtockマネジメントの手法を取り入れ、下水道施設全体の老朽化を長期的な視点で予測し、計画的に施設の点検・調査、修繕・改築等による長寿命化対策を行うことで事故の未然防止や、ライフサイクルコストの最小化を図るとともに、広域共同処理による処理施設の統廃合や改築更新を年次計画で進め、限られた財源の中で下水道施設の持続的な機能を確保する。

(2) 消防・救急施設の整備

ア 地域防災計画並びに消防施設・設備整備計画のもと、大曲仙北広域市町村圏組合と連携しながら、小型動力ポンプや積載車、格納庫等の消防施設の整備・更新を進めるとともに、緊急度に応じ、消火栓や防火水槽等の消防水利施設の整備、災害時備蓄品の充実を進める。

イ 消防団音楽隊による音楽を通じた消防団のPRや防火・防災の啓蒙活動のほか、女性消防団や少年消防団の更なる活性化を図り、機能別団員制度を積極的に活用

し、消防団員の充足や資質の向上を図るとともに、有事の際、円滑に活動を行うことができるよう、資機材や設備の更新・整備を計画的に進める。

ウ ハザードマップを活用した避難経路や避難場所の確認や、家庭での備蓄用品の準備を促すなど、防災に対する自助意識の啓発を図るとともに、自主防災組織の結成と活動を支援し、地域の共助による防災体制の強化を進め、地域の防災力を高めていく。

エ 災害時に市民が速やかに避難や命を守る行動に移せるよう、Jアラートや防災ネットだいせん、防災ラジオ、SNSなど複数の情報伝達手段で同時配信が可能となったことから、迅速かつ確実な情報伝達体制を構築する。

オ 物資の備蓄や避難所の設営など、平時から男女共同参画の視点を踏まえた防災体制を整備するとともに、消防団や自主防災組織活動への女性の積極的な参画を促進する。

(3) その他生活環境等の整備

① 廃棄物処理施設

ア 循環型地域社会の形成に向けて、分別収集の周知徹底や廃食用油の利活用を図るなど、ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）に、発生回避（リフューズ）を加えた4R活動を促進する。

イ ごみの減量化には、市民一人ひとりの取組が重要であることから、市民の環境意識の高揚を図るため、ごみ処理や環境に優しいライフスタイルなどに関する情報提供を行う。

ウ 各地域に不法投棄防止監視員を設置し、巡回を強化するほか、監視カメラを設置するなど、各種施策を積極的に推進するとともに、様々な機会を捉え、ごみ減量化の重要性についての周知徹底を図る。

エ し尿・浄化槽・下水道における汚泥処理については、脱水・乾燥処理機械等による助燃剤化などとして有効活用を図り、環境に配慮した廃棄物処理を行う。

② 公営住宅

ア 適切な需要見込みのもと、入居率や老朽度合いを考慮し、民間の住宅ストックの活用による集約・再編も念頭に管理戸数を検討しながら、計画的に改修や設備の更新を実施していく。

③ その他生活環境施設

ア 市営墓地については、市民のニーズを的確に把握しながら整備を検討していくとともに、市営合葬墓の周知を図りながら、無縁墓地の発生防止に努めていく。

イ 市管理河川については、自然環境や景観に配慮した工法で整備し、地域住民の生命や財産の安全確保とともに災害に強い地域づくりに努める。また、河川の環境整備・保全についても計画的に推進する。

ウ 自然災害の未然防止を図るため、急傾斜地崩落防止施設の整備等の対策を推進する。

④ その他

ア ごみの分別・リサイクル、省エネルギーなどへの取組を通じて、環境問題に対する意識を喚起し、行動変容を促していく。

イ 自治会等が自主的に行うクリーンアップや側溝清掃などの環境美化活動やごみ集積所の整備を支援し、公衆衛生と生活環境の向上を図る。

ウ 市民ボランティアの協力を得ながら、公園や学校、地域の公共施設などに生育する桜等の樹木の育成・保護事業を計画的に進める。

エ 市民が安全・安心に暮らせる生活環境づくりを推進するため、倒壊事故等の恐れがあるなど危険な状態にある空き家等について、解体・撤去などの未然防止対策を推進する。

オ 市民の安全・安心な生活を守り、住環境の保全と景観の保全整備を図るため、使用されていない公共施設、校舎等の解体撤去を推進する。

■対策の目標

指標名	基準値	目標値 (R12)
汚水処理人口普及率 (%) (R5)	85.7	88.9
自主防災組織の組織率 (%)	91.5	100.0
1人1日当たりのごみ排出量 (g)	1,063	935

※指標名に年度の記載がないものは、令和6年度を基準値としている。

4 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	配水施設拡張改良事業（上水道事業）	市	
		玉川浄水場更新事業	市	
	簡易水道	配水施設拡張改良事業（簡易水道事業）	市	
	その他	成瀬ダム負担金負担事業 刈和野地区、大沢郷地区、南外地区取水負担金	国	負担金
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道管渠改築更新事業	市	
		生活排水処理施設整備事業 （農業集落排水の公共下水道接続工事）	市	
	農村集落排水施設	農業集落排水事業（機能強化）	市	
	地域し尿処理施設			
	その他	秋田湾・雄物川流域下水道事業建設費負担事業	県	負担金
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	一般廃棄物最終処分場水処理施設等解体工事	市	
	し尿処理施設			
	その他			
	(4)火葬場	北部斎場改修事業	広域市 町村圏 組合	負担金
	(5)消防施設	消防施設整備事業（消火栓設置）	市	
		消防施設整備事業（小型動力ポンプ付積載車購入）	市	
		消防施設整備事業（格納庫解体）	市	
		消防車輛更新等負担事業（消防・救急車両等の購入）	広域市 町村圏 組合	負担金
		消防施設更新等負担事業 （消防施設等の改修・更新等工事）	広域市 町村圏 組合	負担金
	(6)公営住宅	市営住宅維持管理事業（大曲）	市	
		市営住宅維持管理事業（神岡）	市	
		市営住宅維持管理事業（西仙北）	市	
		市営住宅維持管理事業（中仙）	市	
		市営住宅維持管理事業（協和）	市	
		市営住宅維持管理事業（南外）	市	
		市営住宅維持管理事業（太田）	市	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	生活			
	環境			
危険施設撤去				

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	防災・防犯	<p>空き家等対策事業</p> <p>①事業の必要性：過疎化の進行を背景に市内に空き家等が増加しており、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会に向け適正な管理を促していく必要がある。</p> <p>②事業内容：危険空き家等の取り壊し・撤去・処分に係る経費の一部に対して助成を行うほか、場合によっては行政代執行により市が解体を行う。また、冬期においては、危険空き家等の巡回調査を強化し、必要に応じて除排雪や屋根の雪下ろし等の緊急対応を実施する。</p> <p>③事業効果：倒壊事故等の恐れがあるなど危険な状態にある空き家等の事故等未然防止対策を推進することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	危険空き家等所有者市	
		<p>災害に強いまちづくり事業</p> <p>①事業の必要性：安全・安心な生活環境を確保するため、防災意識の高揚や地域防災力の向上により、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。</p> <p>②事業内容：自主防災組織の活動経費等に対し支援を行うほか、地域の防災リーダーとなる防災士の育成に係る研修講座を開催する。</p> <p>③事業効果：災害時における防災体制の整備とコミュニティ機能の強化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	自主防災組織市	
		<p>防災ハザードマップ更新事業</p> <p>①事業の必要性：洪水発生時に想定される浸水深や土砂災害危険箇所、避難に関する情報をまとめたハザードマップを配付することにより、平時からの防災意識を高めるとともに、発災時の円滑な避難を促すことで人的被害の軽減を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：国土交通省が実施する浸水想定の結果を取り込むとともに、その他の情報についても更新を行い、作成したハザードマップを市内全世帯及び公共施設等に配付する。</p> <p>③事業効果：ハザードマップを通じて、地域での災害の発生を前提に住民自らが対策を考えることにより、防災の基本となる自助の向上と、地域住民が相互に助け合う共助による地域防災力の向上が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
その他		<p>下水道施設長寿命化対策事業</p> <p>①事業の必要性：生活環境の改善や水域保全等の役割を担う下水道施設は今後、一斉に更新時期を迎えることから、良質な下水道サービスを持続的に提供するために計画的に対策を講じていく必要がある。</p> <p>②事業内容：生活排水処理整備構想に基づき、施設の改築・更新、統合を行う。</p> <p>③事業効果：安定的で持続的な下水道事業運営が確保されるとともに、快適で環境負荷の小さい生活環境につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>公共施設等解体撤去事業</p> <p>①事業の必要性：老朽化等により有効活用が困難となっている施設については、危険防止と良好な生活環境の維持や景観保全のため、解体撤去を行う必要がある。</p> <p>②事業内容：使用されていない公共施設、校舎等の解体撤去を行う。</p> <p>③事業効果：地域の安全安心な生活環境の確保と景観の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、生活環境の整備を図る必要がある。 ②事業の内容：生活環境の整備を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立を行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、生活環境の整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	(8)その他	森林病虫害等防除対策事業【ソフト】	市	
		有害鳥獣駆除事業【ソフト】	市	
		児童公園フェンス改修整備事業	市	
		公園遊具改修整備事業	市	
		市民ゴルフ場整備事業	市	
		大佐沢公園整備事業	市	
		桂公園整備事業	市	
		公園施設長寿命化計画策定事業	市	
		環境整備活動推進事業【ソフト】	自治会	補助金
		住宅・建築物安全ストック形成事業 (市民・耐震診断改修)【ソフト】	市 民間	委託料 補助金
		空き家等の緊急除排雪事業	市	
		災害備蓄品購入事業	市	
		AED設置事業	市	
		環境学習推進事業【ソフト】	市	
		廃棄物減量化対策事業【ソフト】	市	
		環境衛生事業【ソフト】	市	
		ごみ集積所設置補助事業【ソフト】	自治会	補助金

5 公共施設等総合管理計画との整合

生活環境の整備に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

上水道については、旧市町村時代に建設が進められたものであり、老朽化が進んでいる施設も存在していることから、今後はコストダウンにつながる方策を検討し、長寿命化を図るとともに、施設の更新時には周辺施設との統合を検討し、効率的な運営を進めていく。

下水道については、設備自体が集中的に整備された背景から、各施設の経過年数はあまり変わらないため、修繕や更新費用が一時期に集中する可能性があることから、コストダウンにつながる方策を検討し長寿命化を図るとともに、統合についてはライフサイクルコストを考慮しながら検討し、効率的な運営を進めていく。

公営住宅については、計画的な改修を実施し、耐用年数までは長寿命化対策を講じる。また、改修費用の増大や入居者数の減少等による施設については用途廃止を検討し、新たに住宅を整備する必要がある場合は、民間アパート等を仮想市営住宅として官民協働の住宅供給を推進する。

公園については、地域拠点公園を中心に、公園機能の向上や遊具等の充実を図りつつ、その他の市内の公園施設の適正かつ効率的な維持管理を行いながら、利用者が安全・安心に公園を利用できるよう計画的に予防修繕を行い、長寿命化を図っていく。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

本市の持続的な発展には、一定の人口規模と安定した人口構造の維持が必要であり、人口の自然増、特に合計特殊出生率の改善と出生数の増加が重要である。

本市における直近の合計特殊出生率（H30～R4：人口動態 保健所・市区町村別統計）は、秋田県全体の1.23を上回る1.28となっているが、経年的には低下傾向にあるほか、女性人口、出生数とも減少が続いている。一方で、未婚率や平均初婚年齢は上昇傾向で推移しており、未婚化や晩婚化が進んでいる状況にある。これに若年層の転出超過が相まって、出生数の減少につながっているものと考えられる。

令和2年に市が実施したアンケートによると、理想的だと考える子どもの人数は平均で2.38人であるのに対し、今後の予定も含めた実際の子どもの人数は2.02人となっており、理想よりも実際の子どもの人数が少ない理由として「金銭面での負担」などの経済的なものや、「高齢出産のため」など出産・育児に対する不安、「育児の精神的、身体的負担」に対する不安が上位となっている。

また、同じアンケートによると、「結婚したい」と回答した独身者は回答者の7割を超えており、何らかのきっかけがあれば未婚率が低下する可能性が示唆されている。

さらに、「結婚・出産・子育て支援で重要な取組」として、「子育てに対する経済的支援」「子育てと仕事の両立のための環境づくり」「保育園などの施設整備の充実」が上位にあげられている。

このほか、令和4年に市内の保育施設及び小中学校に通う児童・生徒の保護者を対象に実施したアンケートでは、「子育て支援で特に重要な取組」として、「仕事と子育ての両立支援」が最も多く、次いで「医療費の無償化」、「保育園・放課後児童クラブなどの預かり施設の充実」と続いている。

こうした状況を踏まえ、アンコンシャス・バイアスや固定的性別役割分担意識を解消し、寛容で包摂性の高い地域づくりを進めるとともに、多様で柔軟な働き方ができる誰もが働きやすい職場づくりの促進に加え、若い世代の就職ニーズが高く、ライフデザインの希望を後押しする可能性のある企業の誘致や、若者の様々なチャレンジを応援する土壌づくりを推進するほか、出会いから結婚、出産、子育てに至るまでの切れ目のない支援体制及び制度を構築し、地域の理解と協力のもと、地域全体で応援する環境を形成することにより、結婚、出産及び子育てに「喜び」と「安心」を感じられる「こどもに寄り添い、子育てに優しいまち」を創造していく。

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進においては、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要とされている。これまで築いてきた関係機関や各種団体等の地域福祉ネットワークのさらなる連携強化を図りながら、地域の社会資源の活用と新たなサービス資源の開発に取り組み、市民、行政、関係機関や団体等が「自助」「共助」「公助」それぞれの役割を果たしながら、地域の特性に応じて地域全体で高齢者の生活を支えることができる「支え合いの地域づくり」を目指す。

また、高齢化が進行する中で、高齢者の健康増進と健康寿命延伸のため、地域を主

体とした健康づくり事業や介護予防事業を推進し、加齢や疾病に起因する生活機能の低下を予防し、要介護状態となることをできるだけ遅らせるための予防対策に取り組む。

さらに、高齢者自身が地域社会を担う一員として、これまで培ってきた知識や技術、経験等を、健康づくりや趣味、スポーツ等を通じた生涯学習活動、世代間交流活動やボランティア活動などの場で発揮できるよう、社会参加の機会や場の提供など、高齢者の自立と生きがいづくり、社会貢献活動などを総合的に支援する。

また、生活習慣病に関する知識の提供や生活習慣の改善に向けた健康教室、健康相談を実施するほか、生活習慣病予防のために住民が行う主体的な取組を促進し、自分の健康は自分で守るという一人ひとりの意識の醸成を図る。

加えて、病気の予防、早期発見・早期治療のため、関係機関との連携と協力のもと、身近な会場で受診できる利用しやすい健(検)診体制の整備に努める。

(1) 出会い・結婚の希望に対する支援

晩婚化の影響などにより、不妊に悩む方が増加していることに加え、高齢による妊娠・出産のリスクに直面するケースが増えていることから、各年代に応じてライフデザインを考える機会を創出するとともに、プレコンセプションケアを推進していく。

また、多様な出会いの機会創出や新婚生活に対する支援に加え、地域全体で応援し、サポートする環境づくりを進め、結婚の希望を後押ししていく。

(2) 子育て環境の確保を図るための対策

安心して子どもを産み、子育てに喜びを感じながら、子どもが健やかに成長できる環境の構築に向け、「大仙市こども計画」のもと、「全てのこどもがこころ豊かで健やかに育つとともに、子育て当事者が安心して子育てを楽しむことができるまち」を基本理念に、地域や事業者などとの連携・協力により、子育てと仕事が両立でき、精神面や経済面における様々な負担感が軽減されるよう、子育てを社会全体で支援する仕組みづくりを進める。

障がい者(児)に対するサービスについては、地域の実情に応じて適切に提供できるよう体制の整備を図るとともに、住民の障がいに対する理解を深めながら、障がい者(児)の社会参加を積極的に支援し、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう充実を図る。

また、家族形態が多様化する中、母子・父子家庭及び寡婦(夫)が自立した生活を送ることができ、子どもの健全な成長が図られるよう、家庭によって異なる事情に十分配慮しながら、相談支援や各種支援制度に関する情報の提供に加え、子育てや生活、就業などの面から総合的に支援を行う。

(3) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

必要なときに必要とするサービスが受けられるよう、介護サービス基盤の充実と質の向上を図るとともに、医療・介護が切れ目なく継続的に提供できるよう、在宅医療・介護の連携体制を構築するほか、がんや生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を図るための各種健(検)診の受診率向上に努める。

また、保健・福祉に対するニーズの多様化を捉えた地域住民相互の助け合いや見守り体制の強化を図るとともに、高齢者が自立した生活を維持することができるよう総合的な支援を行うほか、日常生活の中で、介護、予防、生活支援が一体的に提供できるよう、高齢者の総合相談、支援機関として地域包括支援センターの体制強化を図るとともに、長寿化に伴い顕在化している認知症の予防・早期発見・早期対応に向けた施策の充実を図る。

さらに、介護現場における生産性の向上、介護人材の確保・育成に努めながら、特別養護老人ホーム等への入所希望者の待機期間の短縮を目指すとともに、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域密着型サービスの基盤の拡充を図り、併せて、介護現場における生産性の向上、介護人材の確保・育成に努める。

加えて、家族介護者に対する支援や、高齢世帯に対する除雪支援や移動、買い物支援など、介護サービス以外の何らかの支援が必要な生活支援サービスの充実を図るとともに、市民が主体的に健康づくりを実践できる環境整備に努める。

2 現況と問題点

(1) 出会い・結婚の希望に対する支援

結婚や出産は個人の生き方や価値観に関わるものであり、個人の自由な選択に委ねられるものであることが大前提であるが、出産や子育てをはじめとした年齢が影響するライフイベントなど、早くから知っておくべき情報もあり、「知らずに『選べない』」ということがないよう、各年代に応じてライフデザインを考える機会を創出し、充実させていく必要がある。

また、多様な出会いの場の創出が求められているものの、婚活イベントに参加しづらいといった意見があるほか、異性とのコミュニケーション経験が少ないことなどから、参加してもなかなか交際に至らない場合もあり、さらに、価値観の多様化やデジタル化の進展に伴い、マッチングアプリなどを通じた出会いに対するニーズが高まっていることから、出会いの場の変化や様々な状況やニーズに応じたサポートも必要となっている。

(2) 子育て環境の確保を図るための対策

① 児童福祉

母子保健事業については、母子健康手帳の交付をはじめ、妊婦健康相談や、パパママ教室、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診の実施など、妊娠、出産、育児までを切れ目なく支援し、母子の健康管理と育児支援に努めている。また、関連事業においては、受診勧奨や個別支援に重点を置き、実施率や参加率の向上に努めている。

家庭相談については、県全体で児童虐待相談・対応件数が増加しているほか、新たな社会問題として顕在化したヤングケアラーへの対応も必要となっている。

未来を担う児童の健全育成は、何にも増して重要であるが、本市の総人口と同様に児童数も減少し続けており、就学前児童は、令和2年度末時点の3,073人から、令和6年度末にかけて約600人の減少となっている。

本市では、保育サービス等を提供する施設として認可保育所14施設、認定こども園10施設、小規模保育施設1施設のほか、放課後児童クラブ38カ所、地域子育て

支援拠点施設 3 施設、児童館 10 施設が整備されているが、その多くで進行する老朽化への対応が課題となっているほか、核家族化や共働き世帯の増加などに伴い多様化する保育ニーズや預かりニーズにあわせたサービスの充実が求められている。

② 障がい者（児）福祉

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法に基づき、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病等）に関わりなく共通の福祉サービスが提供されている。

本市では、障がい者（児）が必要なサービスを受けられるよう提供体制の整備を図っているが、利用者の増加や多様化するニーズに対応するため、障害福祉サービス及び地域生活支援事業のさらなる充実が必要となっている。

③ 母子・父子福祉

家庭によって抱える事情や直面する困難は異なることから、きめ細やかな相談支援を通じて各家庭の現状を適切に把握し、必要な福祉サービスや支援につなげていく必要がある。

（3）高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

保健活動については、健康増進センターを核として地域の医療機関等と連携し、意識啓発や各種相談指導などに加え、市民の主体的な健康づくり活動を促進するとともに、予防接種や各種健（検）診の充実を図りながら、疾病の早期発見など健康づくりと一体となった総合的な保健対策を進めている。

令和 5 年度における各種健（検）診の受診率は、特定健診 44.2%、胃がん検診 6.1%、子宮がん検診 10.2%、乳がん検診 12.8%、大腸がん検診 17.2%、肺がん等検診 14.6%となっており、秋田県平均を下回っているため、日曜健（検）診、追加検診、未受診者に対するコール・リコールを実施し、受診率の向上に努めている。

しかしながら、本市における死亡原因の約半数を生活習慣病（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）が占める状況にあることから、各種健（検）診の受診率向上に加え、精密検査の受診率が 100%となるよう受診勧奨に努め、疾病の早期発見と早期治療につなげていく必要がある。

少子高齢化や核家族化等の急速な社会環境の変化に伴い、地域の身近な交流やコミュニケーションが希薄化するとともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、その結果として地域社会において高齢者が孤立し、孤独死や自殺、消費者被害などの深刻な事態も発生している。加えて、除雪や買い物をはじめとした生活支援に対するニーズが増大し、多様化しており、従来の福祉制度だけでは対応が困難なケースが生じていることから、「自助」や「公助」とともに、地域の相互扶助を基本とした「共助」の領域拡大が重要となっている。

本市における 65 歳以上の人口は令和 2 年をピークに減少に転じており、令和 7 年 3 月末で 29,552 人となっている。こうしたことも一因となり、介護保険制度における同年代の要介護認定者数は、令和 7 年 3 月末で 5,947 人となっており、令和 2 年 3 月末の 6,193 人と比較して約 250 人減少している。

一方で、総人口に占める 65 歳以上の人口の割合は 40.4%となっており、令和 2 年

3 月末と比較して約 3 ポイント増加している。こうした傾向は今後も続くことが見込まれるほか、75 歳以上の人口に限ってみると増加基調にあり、介護需要の高まりに伴い介護保険財政が逼迫し、介護保険サービスの利用者負担の増加が懸念される状況にある。

さらに、人口構造の変化も相まって、場合によっては支え手側の負担増加にもつながりかねないことから、行政や地域、介護サービス事業者や医療関係者、ボランティアなどの多様な主体が連携を深めながら、介護予防対策や認知症施策の推進、地域全体で高齢者を支える生活支援体制の整備など、医療・介護・予防・生活支援等を一体的に提供し、高齢者を包括的にサポートする地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく必要がある。

3 その対策

(1) 出会い・結婚の希望に対する支援

- ア 出産や子育てをはじめとした年齢が影響するライフイベントなどについて、正しい情報のもとで、自身が理想とする人生の選択が可能となるよう、各年代に応じたライフデザインを考える機会の充実に取り組む。
- イ 出会い・結婚応援イベントに対する助成に加え、企業等とも連携しながら多様な出会いの場を創出するとともに、「あきた結婚支援センター」の入会登録料助成を行う。また、マッチングアプリやAI など、時代とともに変化する婚活ツールの安全・安心な利用に向けた啓発を行う。
- ウ 結婚に伴う新生活に向けた引っ越しや、住居の確保に係る費用に対して助成し、新婚生活の経済的負担の軽減を図る。

(2) 子育て環境の確保を図るための対策

① 児童福祉

- ア プレコンセプションケアの推進や不妊治療に対する支援を行うほか、産前・産後ケアの充実や各種健診、予防接種への支援、母子手帳アプリやSNS を活用した情報発信の強化などを通じ、妊娠、出産、育児を通して親と子が心身ともに健やかに暮らせる環境づくりを進める。
- イ 地域子育て支援拠点施設を中心に、親子同士の交流を促進するとともに、相談体制の整備や育児ボランティアの育成などを通じて育児支援の充実を図り、子育てに対する負担感の軽減につなげていく。
- ウ 多様化する保育ニーズに対応するため、一時保育や延長保育などを実施する事業者に対して支援するほか、年度途中の待機児童解消のための保育士確保に向けた取組を実施する。また、就学前教育・保育施設と小学校との連携を強化し、幼児期から就学期への円滑な接続につなげていく。
- エ 児童の健全育成を図るため、各地域の利用ニーズに応じて放課後児童クラブを整備し、放課後子ども教室との連携を進めるほか、こども食堂をはじめとした子どもの多様な居場所の確保に取り組み、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進める。
- オ 出産前後における給付金の支給や医療費、保育料、学校給食費の無償化などを通じて子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。

カ 子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望をもって心身ともに健やかに成長できるよう、福祉部門を中心に保健、医療、福祉、教育が一体となって様々な事情や困難を抱える子ども、子育て世帯をサポートするとともに、こうした社会的な問題に対する市民の理解を促進し、地域社会全体で支える環境づくりを進める。

キ 子育て環境のさらなる充実を図るため、天候にかかわらず、子どもたちがのびのびと遊ぶことができる屋内遊び場施設の整備を進める。

② 障がい者（児）福祉

ア 利用者のニーズや地域の実情に応じ、サービス事業提供者の新規参入や提供量の拡大を図るなど、サービス提供体制の整備を進める。

イ 障がい者（児）が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、市民の障がいに対する理解を促進しながら、障がい者（児）の社会参加を積極的に支援するとともに、各種福祉施策の充実を図る。

③ 母子・父子福祉

ア 母子・父子家庭が自立した生活を送ることができるよう、各家庭に寄り添ったきめ細やかな相談支援や、各種支援制度等に関する情報提供を行い、適切な支援につなげていく。

イ ひとり親の方が、就業に必要な能力開発や資格取得のために教育訓練を受講する場合、受講料に対して、給付金を支給することで経済的自立を支援していく。

（3）高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

ア がんや生活習慣病の予防と早期発見及び早期治療を図るため、各種健（検）診の受診率向上と精密検査の受診勧奨に努める。

イ 自殺対策については、相談事業の拡充やメンタルヘルスサポーターの養成など、市民、関係機関、行政が連携を図りながら包括的な取組を推進する。

ウ 既存の制度だけでは対応しきれない多様な支援ニーズに対応していくため、地域住民や自治会、社会福祉協議会や民生児童委員などと連携し、地域住民相互の助け合いや見守り体制の整備強化を図るなど、包括的な支援体制の構築と充実を進める。

エ 医療や介護、生活支援がより機能するための日常生活圏域の設定と、それらの支援の中心的機能を担う地域包括支援センターの機能強化を図りながら、「介護予防・日常生活支援総合事業」を推進する。

オ 地域包括支援センターと医療・介護・保健・福祉等の関係機関が連携を図りながら、認知症の予防、早期発見、早期対応に加え、認知症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、認知症高齢者及びその家族を見守り、支える仕組みや体制を構築し、認知症施策の一層の充実を図る。

カ 高齢者が自立した生活を維持することができるよう、総合的な支援を行う。特に、介護予防の観点から高齢者が健康を維持し、社会参加や生きがい活動などに積極的に参加できる機会や場の提供などの取組を強化する。

- キ 介護施設の整備については、入所希望者の待機期間が長期化しないよう、補完的に他の介護保険サービスの利用を促しつつ、将来的な高齢者の減少を踏まえた要介護者数の適切な見込みのもと、需給バランスを勘案しながら弾力的に進めていく。
- ク 生活習慣病の発症や重症化を予防するため、健康教育や健康相談、特定保健指導など、自身の健康をチェックし、生活習慣を考える機会を創出するとともに、健全な生活習慣の定着に向け、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境づくりを進める。
- ケ 自力での除排雪が困難な高齢世帯等に対し、作業依頼に係る費用の一部を支援するとともに、免許返納等により自力での移動が困難となった高齢者等に対する支援を行う。

■対策の目標

指標名	基準値	目標値 (R12)
子育て支援の満足度 (%)	48.8	70.0
認知症サポーター養成人数 (人)	7,619	8,500

※指標名に年度の記載がないものは、令和6年度を基準値としている。

4 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(1)児童福祉施設			
	保育所	法人立等保育所補助事業 法人立等保育所補助事業（施設整備事業）	法人等 法人等	補助金 補助金
	児童館	児童館管理運営事業【ソフト】	市	
	障害児入所施設			
	(2)認定こども園			
	(3)高齢者福祉施設			
	高齢者生活福祉センター			
	老人ホーム	介護老人保健施設幸寿園 移転改築事業 大仙美郷介護福祉組合介護保険 施設大規模改修負担金	法人 一部事 務組合	補助金 負担金
	老人福祉センター			
	その他	世代交流福祉施設管理費（荒川福祉会館解体工事）	市	
	(4)介護老人保健施設			
	(5)障害者福祉施設			
	障害者支援施設			
	地域活動支援センター			
	福祉ホーム			
	その他			
	(6)母子福祉施設			
	(7)市町村保健センター及びこども家庭支援センター			
	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	保育士確保推進事業 ①事業の必要性：年度途中に発生する待機児童解消のため、保育士を確保する必要がある。 ②事業内容：就労奨励金の支給や奨学金の返還に対する助成、保育士等の職場環境の改善支援等を実施する。 ③事業効果：保育士の就労と離職防止が促進され、保育士が安定的に確保されることで子育て環境の整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	法人等 市	補助金
	高齢者・障害者福祉	高齢者生活支援サービス事業 ①事業の必要性：高齢者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者を支えるために、医療・保健・福祉、生活支援が連携して包括的に支援するシステムの構築が求められている。 ②事業内容：高齢者やその家族を対象に、次の事業を実施する。 ・軽度生活援助／高齢者のみの世帯等に対し、軽易な日常生活上の援助サービス利用券を交付。 ・高齢者等相談支援／高齢者等に対し、弁護士等による定期的な専門相談会を開催。 ・高齢者等あんしん見守りサービス支援事業／高齢者のみの世帯等を対象に、緊急時に対応するための通報装置を設置。または、トイレ等にセンサー付き電球を設置。 ・在宅高齢者等介護世帯支援事業／要介護4・5の認定を受けた高齢者を在宅で介護している低所得世帯に対し、介護用品券の交付。および、在宅サービス費等利用負担額の一部を助成。 ・要介護者移送サービス／要介護4・5の認定を受けた高齢者を対象に、退院時、移送用車両により自宅へ移送を行う。 ③事業効果：高齢者や高齢者を支える家族が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の充実が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		高齢者等雪対策総合支援事業 ①事業の必要性：高齢者等が地域で安心して暮らし続けることができるよう、冬期における生活上の安全確保と身体的負担の軽減を図る必要がある。 ②事業内容：独力での除雪が困難な高齢者世帯等に対し、間口除雪や屋根の雪下ろし等にかかる費用の一部を助成する。また、降雪期前の事業者割り当てを支援することにより、冬期間の在宅生活の安全確保と福祉の向上に資することを目的とする。 ③事業効果：高齢者が冬期間も安全・安心に暮らすことができる環境につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	健康づくり			
	その他			
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図る必要がある。 ②事業の内容：子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立を行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	(9)その他	高齢者施策共通券【ソフト】	市	
		地域子育て拠点事業（子育てひろば型）【ソフト】	市	
		特別保育支援事業【ソフト】	法人等	補助金
		放課後児童健全育成事業【ソフト】	市	
		母子・父子及び寡婦家庭対策費【ソフト】	市	
		スマイル子育て応援事業【ソフト】	市	
		家庭支援対策費【ソフト】	市	
		大仙市母子寡婦福祉連合会補助事業【ソフト】	市	
		すこやか子育て支援事業【ソフト】	市	
		ファミリー・サポート・センター事業【ソフト】	市	
		病児・病後児保育事業【ソフト】	市	
		子育てファミリー支援事業【ソフト】	市	
		子育て応援ふれあい促進事業【ソフト】	市	補助金
		子どもの遊び場管理費【ソフト】	市	
		要支援児童保育対策事業【ソフト】	法人等	補助金
		在宅保育すこやか応援事業【ソフト】	市	
		幼児教育推進事業【ソフト】	市	
		保健事業（各種がん健診等）【ソフト】	市	
		健康づくり推進事業（健康づくり、食生活、食育）【ソフト】	市	
		自殺予防対策事業【ソフト】	市	
		こども家庭センター事業費【ソフト】	市	
		子どもの学習・生活支援事業【ソフト】	市	
		児童扶養手当【ソフト】	市	
		母子生活支援施設入所措置費【ソフト】	市	
		ひとり親家庭等住宅整備資金貸付金【ソフト】	市	
		未熟児養育医療費【ソフト】	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		出産・子育て応援事業費【ソフト】	市	
		乳幼児健康診査【ソフト】	市	
		大仙市屋内遊び場施設整備事業	市	
		障がい者通所通院交通費助成事業【ソフト】	市	
		大仙市障がい者(児)タクシー券給付事業【ソフト】	市	
		知的障がい者施設費負担事業【ソフト】	広域市 町村圏 組合	負担金
		地域支え合い事業【ソフト】	市	
		子ども・若者育成支援事業【ソフト】	市	
		医療給付扶助事業【ソフト】	市	
		むすび・サポート事業【ソフト】	事業者 市	

5 公共施設等総合管理計画との整合

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

保育所などの児童福祉施設については、児童数の動向を見ながら継続、廃止を検討していくとともに、計画的な改修により長寿命化を図る。

高齢者福祉施設については、施設の特徴や地域性を考慮し、複合施設化を基本に機能を維持していく。

第8章 医療の確保

1 医療の確保の方針

市民が地域で安心して医療を受けられるよう、無医地区の発生防止に努めるとともに、中核病院である大曲厚生医療センターの機能強化に向けた取組を支援し、がん医療や救急医療などの高度医療の充実を図るほか、病診連携の推進により地域医療体制を維持・強化する。

また、大曲厚生医療センターに隣接する市健康増進センターや大仙市社会福祉協議会、大曲仙北医師会、ハブ機能を有するショートステイ等と連携し、近接する公共交通機関の拠点施設と一体となった、保健、医療、福祉のワンストップサービスを提供する。

市立大曲病院では、精神科医療や需要が高まっている認知症医療について、関係機関と連携し、患者の地域生活を支える医療サービスの提供に努める。

さらに、不妊治療などの医療費が高額となる医療に対しては、助成制度を拡充し、市民の経済的負担の軽減を図る。

(1) 無医地区対策

平成26年度以降、本市においては、無医地区、無歯科医地区は存在していないが、今後も無医地区等が発生しないよう、医療機能の維持に努めていく。

(2) その他の医療の確保対策

大曲仙北医師会、大曲厚生医療センター、大曲仙北歯科医師会、秋田県薬剤師会大曲仙北支部、大曲仙北広域市町村圏組合と市とで開催している大仙市医療行政連絡会において、地域医療やこれに付随する周辺環境について情報を共有し、住民が地域で安心して医療を受けられる体制の維持・強化を図る。

2 現況と問題点

(1) 無医地区対策

現在、本市に無医地区は存在していないものの、仮に無医地区が生じた場合には、市域が広大なこともあり、交通手段が限られる一部の地域では、十分な保健・医療サービスを受けることができなくなる可能性が懸念されることから、無医地区が発生しないよう医療機能の維持に努めながらも、デジタル技術の活用も念頭に、対策に関する情報収集を進める必要がある。

(2) その他の医療の確保対策

中核病院である大曲厚生医療センターでは、勤務医等の不足により常時開設できない診療科があるほか、地域医療全体でも十分な医療の提供が難しくなっている診療科があり、県や秋田大学医学部附属病院等と連携して医師等の安定確保に努めている。

市立大曲病院においては、秋田大学医学部附属病院から常勤医師の派遣を受けており、今後も同病院の協力を得ながら、医師の安定確保に努める必要がある。

また、大曲厚生医療センターでは、軽症患者や初診患者を含めた受診者が集中し、高度医療や専門医療を必要とする患者がスムーズに受診できない場合もあるため、

大曲厚生医療センターと日常的な診療を行う診療所が、それぞれの機能に応じて診療を分担するなど、連携体制の維持・強化を図る必要がある。

不妊治療については、令和4年4月から保険適用となっているものの、依然として経済的な負担が大きく、治療をためらうケースもあることから、支援の継続が必要となっている。

3 その対策

(1) 無医地区対策

現在の医療提供体制の維持に努めるとともに、無医地区の発生を未然に防止するための必要な施策を適宜講じながら、無医地区が生じた場合には、デジタル技術も活用しながら、必要な対策を講じていく。

(2) その他の医療の確保対策

ア 病院や診療施設の充実や高度な医療機器の導入を促進するとともに、医師の安定的な確保に努めるなど、市民が必要なときに適切な医療が受けられる環境整備を進めるほか、特定健診や各種がん検診などの保健事業を通じた疾病予防を推進する。

イ 広域的な視点のもと、大曲厚生医療センターを核とした救急医療体制の強化や、特定診療科を含め、疾病の予防から診断、治療、リハビリテーションまで一貫したサービスが受けられることができる体制づくりを進める。

ウ 不妊治療に対する助成を通じて市民の経済的負担を軽減することで、出産の希望を後押しする。

■対策の目標

指標名	基準値	目標値 (R12)
無医地区数 (地区)	0	0
市内の分娩取扱施設数 (施設)	1	1

※指標名に年度の記載がないものは、令和6年度を基準値としている。

4 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設			
	病院			
	診療所			
	患者輸送車（艇）			
	その他			
	(2)特定診療科に係る診療施設			
	病院			
	診療所			
	巡回診療車（船）			
	その他			
	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院			
	民間病院			
	その他	<p>特定不妊治療・不育症治療費補助金</p> <p>①事業の必要性：市民が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、必要なときに適切な医療が受けられる環境の整備が必要である。</p> <p>②事業内容：特定の不妊治療及び体外受精、不育症の治療を受ける夫婦に対し助成を行う。</p> <p>③事業効果：出産の希望を後押しするとともに、安心して子どもを産み、子育てを楽しみ、子どもが健やかに成長できる環境整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	補助金
	基金積立	<p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、医療の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：医療の確保を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、医療の確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
	(4)その他	大曲仙北医師会費負担事業【ソフト】	医師会	負担金
		病院群輪番制事業費負担事業【ソフト】	広域市 町村圏 組合	負担金
	救急医療運営支援事業【ソフト】	市	補助金	

第9章 教育の振興

1 教育の振興の方針

児童生徒の減少に対応した県の少人数学習推進事業を推進するとともに、急速な少子化の進行を踏まえ、児童生徒の学びを最優先に地域の理解を得ながら、学校の位置や規模、通学区等の見直しを図るほか、豊かな学びに必要な教育環境の確保に向けた学校施設等の計画的な修繕・整備を進める。

また、持続可能な社会づくりに貢献できる人材育成を目指した「総合的な学力」を育むキャリア教育や、児童生徒が夢や希望を持ち、その実現に向かって努力するために必要な学びを深める取組を進めるとともに、学びの質を高めるため、1人1台端末の環境を生かしたICTの活用を推進する。

あわせて、不登校などの様々な課題をもつ児童生徒に対する相談や支援の体制と特別支援教育の充実を図る。

社会教育等については、市民一人ひとりが個性豊かな生きがいのある人生を送ることができるよう、主体的に学習機会を選択して学び、学習成果を生かすことができる人づくり・まちづくりを推進する。また、地域社会における世代間交流や各種活動を通じて、青少年の豊かな人間性を育む。

加えて、市民の自主的な芸術・文化活動やスポーツ活動を積極的に促進し、生涯を通じて学び、文化を育む心豊かに暮らせるまちづくりに取り組む。

(1) 公立小・中学校の整備等教育施設の整備

他のインフラ同様、老朽化が深刻となっている学校施設については、建築から相当の年数を経過した校舎・屋内運動場を対象に、計画的な老朽化対策を講じ、必要な教育環境を確保するとともに、今後、児童生徒の急速な減少が見込まれることを踏まえたうえで、一定の期間において適正な規模を確保・維持できることを前提に、学校再編を進める。また、地球温暖化対策の観点から、環境に配慮した施設整備に努めるほか、特別支援教育をはじめとした多様な教育に対応することができる環境づくりを進める。あわせて、不要となった学校施設（廃校施設を含む。）については、積極的に利活用の検討を行うほか、活用が難しい施設については計画的に解体撤去を進め、児童生徒や地域住民の安全確保を図る。

スクールバスについては、計画的に更新を行いつつも、今後の学校再編とあわせ、既存公共交通との相互利用など市の公共交通計画とも連携しながら、安全・安心で持続可能な通学支援制度の検討を進める。

また、持続可能な社会づくりに貢献できる人材育成を目指し、児童生徒一人ひとりの生きる力として「総合的な学力」を育むため、関係機関と連携しながら、ふるさと教育を基盤とする体験活動を重視したキャリア教育を推進するとともに、児童生徒が夢や希望をもち、その実現に向かって努力するために必要な基礎学力の定着と、グローバルな視野に立って学びを深める資質・能力の育成を図る。

さらに、学習用及び教職員用のコンピュータ等の関係機器の整備を進めるとともに、ICTを活用し、児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。

(2) 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等

生涯学習活動の拠点となる社会教育施設に対する市民のニーズを踏まえ、その在り方について検討を進めるとともに、デジタル技術も活用しながら、興味や目標にあわせ、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境づくりや、学びを活かした実践を通じて地域に還元される仕組みづくりに取り組む。

スポーツ施設等の整備については、施設機能の維持・向上と長寿命化を計画的に進めるとともに、老朽化や使用頻度などを総合的に分析したうえで、類似施設の統廃合を進める。また、運動広場やグラウンド・ゴルフ場等のレクリエーション施設は、時代の要請に応じた改修等を計画的に進め、スポーツツーリズムやレクリエーションによる誘客を推進し、地方創生につなげていく。

2 現況と問題点

(1) 公立小・中学校の整備等教育施設の整備

① 幼児教育

幼児期は自立性、協調性といった社会生活上の重要な資質が培われ、知的好奇心・探究心の急速な発達期待されるなど、生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要な時期である。

この時期に適切な教育を施すことは極めて重要であり、施設の整備はもとより、教育内容の5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）のバランスを考慮し、心身が調和した発達を促す総合的な教育・保育を展開するとともに、指導体制の強化を図るなど、より質の高い教育・保育環境の整備に努める必要がある。

本市においては、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様化してきている。このようなことから、認定こども園の設置などを通じて、幼保の連携を一層推進しつつ、保護者に対する総合的な子育て支援の充実を図るなど、各地域において子どもの健やかな成長を促す環境づくりを進める必要がある。

表9-1 幼保連携型認定こども園の状況

(単位:人)

	園数	在園者数
令和2年	9	1,157
令和7年	9	861

(学校基本調査、各年5月1日現在)

② 小・中学校教育

本市には小学校が20校、中学校が10校あり、各中学校区における校種間連携や地域との交流と連携による創意工夫を生かした特色ある教育活動が展開されている。しかしながら、価値観の多様化や情報化社会の進展、コミュニティ意識の希薄化など、教育を取り巻く環境が変化する中で全国的な課題となっている不登校や問題行動、ネットトラブル等は本市においても同様に確認されている状況にある。

これらを踏まえ、学校と家庭・地域の緊密な連携・協力体制の維持・発展、児童生徒間及び児童生徒と教職員間の信頼関係のさらなる強化が望まれる。あわせて、児童生徒が「総合的な学力」を身に付け、自立した人材として成長していけるよう、豊かな体験活動や国際理解教育、情報モラル教育などの内容を見直すなどして、中学校区の小・中学校の連携はもとより、就学前教育施設や高等学校、大学等との異校種間交流による、ふるさと教育を基盤としたキャリア教育の一層の充実を図る必要がある。

一方、学校施設については、建築後30年以上経過した校舎・屋内運動場が全体の80%超を占めており、老朽化対策が大きな課題となっていることから、計画的な学校施設の環境整備と予防保全型の維持補修を実施していく必要がある。また、急速な少子化の進行に伴う児童生徒の急速な減少が見込まれることから、一定の期間において適正な規模を確保することができる学校への再編を進めていく必要がある。あわせて、地球温暖化対策や特別支援教育など多様な教育内容に対処するための施設整備等を推進する必要がある。

加えて、スクールバスが一部更新時期を迎えるが、運転手の確保や輸送の効率面やコストなどが課題となっていることから、各学区の状況を踏まえながら、安全・安心で持続可能な通学支援制度の検討を進める必要がある。

また、児童生徒の1人1台端末、教職員の業務用コンピュータや学校の通信環境の整備に加え、ICTを活用した学習環境の充実を図っていく必要がある。

表9-2 児童生徒数・学級数の推移

(単位:人)

区 分	平成27年度		令和2年度		令和7年度	
	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数
小 学 校	203	3,704	199	3,280	188	2,979
中 学 校	87	1,967	83	1,812	76	1,604
計	290	5,671	282	5,092	264	4,583

(学校基本調査、各年5月1日現在)

(2) 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等

① 生涯学習

高度情報化社会の進展や生活水準の向上、余暇時間の拡大、地域ニーズの高度化などの社会構造の変化に伴い、生涯各期において学び続けることを望む市民が増加し、学習ニーズも多様化・高度化してきている。加えて、少子高齢化や核家族化、環境・健康志向の高まりなど、現代的課題に対応した事業体制の確立や学習機会の充実が求められている。

社会教育施設は、老朽化に伴い維持管理コストの増大が課題となっているが、地域の実情に応じた学習と活動を結び付け、地域づくりにつなげるコミュニティ拠点としての役割に対する期待が高まってきているほか、複雑化・複合化する地域課題の解決に向けた地域づくり活動に対し、社会教育が持つ「ひとづくり」「つながりづくり」の機能を活かした貢献が求められており、施設の再編や統廃合も視野に、

新たな視点から再構築を図る必要がある。

一方、それぞれの地域の持続的発展を促すためには、多様な人材の育成が不可欠であり、特に生まれ育った地域に残り、自らの地域を担おうとする若者に対し、様々な機会を創出・提供していくことも重要である。

② スポーツ・レクリエーション

社会の成熟化や価値観の多様化、現代社会のライフスタイルの変化などに伴い、ジョギングやウォーキング、グラウンド・ゴルフやパークゴルフ等といった余暇時間を利用した「意識的に行う軽スポーツ」が普及してきている。

これは、スポーツ活動に対する市民の意識が、これまでの競技スポーツ中心から、誰もが気軽に主体的・継続的に親しむことができる生涯スポーツへと変化している現れであり、今後も各年代層に応じた日常で気軽に楽しめるスポーツの普及が望まれている。

また、スポーツ活動促進のため、スポーツ協会・スポーツ少年団等の組織強化を図ることはもとより、総合型地域スポーツクラブの活動を促進し、地域コミュニティの強化につながる場を提供していく必要がある。

スポーツ施設等については、既存施設の老朽化に伴い、類似施設の統廃合も視野に、時代の要請に応じた改修・整備が必要となっている。また、地域の持続的発展の観点から、地方創生に資するスポーツ合宿の誘致やスポーツツーリズムの推進が求められている。

3 その対策

(1) 公立小・中学校の整備等教育施設の整備

① 幼児教育

ア 就学前教育の重要性に鑑み、認定こども園と保育所との連携を深めるとともに、園と家庭・地域との連携強化及び幼保・小の連携体制の確立を図り、情報交換や相互参観、留学生との交流等を通じて、発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実に努める。

イ 子どもの健やかな育ちの基盤である家庭教育の充実に努め、教育力の向上を目指すほか、保護者のニーズを踏まえ、地域への施設開放や機能提供を行うなど場の充実に努めるとともに、育児へのストレスや悩み、不安を解消できるよう相談体制の充実に努める。

② 小・中学校教育

ア 本市の特徴である恵まれた自然環境の中で、児童生徒一人ひとりの学力・心力・体力がステップアップできる教育活動の推進のため、学校と家庭、地域社会が一体となった開かれた教育活動を推進するとともに、グローバルな視野に立って学びを深める資質・能力を育成する教育内容の充実と基礎学力の定着を図り、教育水準の向上に努める。

イ 児童生徒の発達や学びの連続性及び系統性がこれまで以上に重視されていることを踏まえ、幼・小、小・中、中・高及び特別支援学校や大学などとの異校種間の交流と連携による教育活動を積極的に進めるとともに、児童生徒のキャリアア

ップを促す体験的な学びの機会の充実や、地域と学校が双方向の関係で取り組む協働活動の推進により、児童生徒の主体的な学習態度の育成や学習意欲の喚起を図る。

ウ 児童生徒の学びを最優先に、一定の期間において適正規模を確保・維持できる学校再編を進めるとともに、その進捗状況を勘案しつつ、空調設備の設置や高圧受電設備の改修を優先し、予防保全型による学校施設の維持補修を計画的に進めるほか、学校給食センターの改修やスクールバスの更新など、学校教育関連の整備・充実を図る。

エ 1人1台端末の環境を生かした、学びの質を高めるためのICTの活用を推進するとともに、ICTの特性・強みを生かし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた学習活動の充実を図る。

(2) 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備等

① 生涯学習

ア 属性や障がいの有無などにかかわらず、自身の興味や目標にあわせ、市民の誰もが生涯にわたって学び続けられるよう、デジタル技術も活用しながら、多様な学習機会を提供できる環境づくりを進める。

イ 生涯学習と他の分野との連携を進め、市民の学びの成果や実践活動と各種施策とを連携・連動させることで、地域課題の解決につなげていく。また、専門人材の確保や地域のリーダー的役割を担う人材の発掘と育成に努めるとともに、学びを地域で活かし、展開させる仕組みづくりを進めることで、地域における学習活動とコミュニティ活動の好循環につなげる。

ウ 社会教育に期待される役割の変化や、その拠点となる社会教育施設に対する市民ニーズを踏まえ、その在り方について検討を進めるとともに、多様化・高度化する学習ニーズに対応できる学びの場を提供するため、再編や統廃合も視野に学校再編計画とも連携を図りながら、より市民が活動しやすい環境づくりに努めていく。

エ 子どもたちに地域に根ざした様々な体験活動や、地域住民との交流の場を提供するなど、豊かな人間性と個性を育む活動を支援するとともに、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる取組を推進する。

オ 子どもたちが本に親しみ、自らの力で読書する意欲を高め、生涯にわたる読書習慣を培うため、家庭や地域、学校等が、連携・協力しながら読書活動を推進する。

② スポーツ・レクリエーション

ア 各種大会・体育行事の開催や指導者の育成、スポーツ教室・健康教室等の開催を推進するとともに、スポーツ協会・スポーツ少年団等の組織の独自運営を支援する。また、地域におけるスポーツ活動の拠点であり、地域住民の交流の場となる総合型地域スポーツクラブの活動促進などを通じ、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、生涯にわたり、市民の誰もが日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進める。

イ スポーツ施設については、計画的な修繕や設備の更新により施設機能の維持・向上と長寿命化を図るとともに、必要に応じて利用時間や利用料金の見直しを図るほか、スポーツDX等による利用しやすい環境づくりを進めるなど、持続可能で利便性の高い管理運営に努める。また、施設の老朽化や利用の状況、維持管理費などを総合的に分析しながら、類似施設の統廃合を進める。

ウ 市スポーツツーリズムコミッションと連携し、大学等のスポーツ合宿の誘致を推進するとともに、市内外から多くの人を訪れる全国・全県 500 歳野球大会や、だいせん田園ハーフマラソンを継続開催するほか、大規模なスポーツイベントやスポーツ大会等を誘致するなど、スポーツと観光資源等を組み合わせたスポーツツーリズムを推進する。

■対策の目標

指標名	基準値	目標値 (R12)
大仙ふるさと博士の累計認定者数 (人)	13,773	18,000
コミュニティ・スクール導入率 (%)	60	100

※指標名に年度の記載がないものは、令和6年度を基準値としている。

4 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設				
	校舎	小中学校校舎等維持補修・施設改修事業	市		
		小中学校高圧受電設備改修事業	市		
		小中学校施設屋上防水・屋根改修事業	市		
		小中学校空調設備設置・更新事業	市		
	屋内運動場				
	屋外運動場				
	水泳プール				
	寄宿舎				
	教職員住宅				
	スクールバス・ポート	スクールバス購入事業	市		
	給食施設	学校給食配送車購入事業	市		
	その他	教職員コンピュータ管理及び小・中学校コンピュータ及びインターネット事業	市		
		I C T機器環境整備事業	市		
	(2)幼稚園				
	(3)集会施設、体育施設等				
	公民館	市内公民館維持補修事業	市		
		かみおか嶽雄館改修事業	市		
	集会施設	八乙女交流センター維持補修事業	市		
		太田文化プラザ改修事業	市		
		はびねす大仙照明LED化更新工事業	市		
		サンクレスト大曲LED化更新工事業	市		
	体育施設	スポーツ施設環境整備事業	市		
		嶽ドーム人工芝改修事業	市		
		サン・ビレッジ中仙渡り廊下屋根整備事業	市		
		八乙女球場トイレ（洋式化）改修事業	市		
		サン・スポーツランド協和野球場整備事業	市		
		協和スキー場整備事業	市		
		大台スキー場ロマンス（第1）リフト整備事業	市		
		大台スキー場パラダイス（第2）リフト整備事業	市		
		太田野球場整備事業	市		
		協和スキー場ゲレンデ整備車両、スノーモービル更新事業	市		
		協和スキー場電源設備更新事業	市		
		太田テニスコート人工芝改修事業	市		
		神岡体育館屋根改修工事	市		
		神岡テニスコート人工芝張替工事	市		
		神岡中央公園テニスコート人工芝張替工事	市		
		神岡野球場改修事業	市		
		南外体育館高圧受電設備更新事業	市		
		協和スキー場リフト整備事業	市		
		図書館	西仙北図書館維持修繕事業	市	
			仙北図書館維持修繕事業	市	
	その他	健康文化活動拠点センター（ペアーレ大仙）管理事業	市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	幼児教育			
	義務教育	<p>体験的学習時間支援事業</p> <p>①事業の必要性：児童生徒の興味関心を伸ばす自主的、自発的な学習を推進するとともに、学校独自の計画や地域の特色を生かした弾力的な学習を推進することで、基礎的な知識の定着と地域への関心を高めていく必要がある。</p> <p>②事業内容：各小中学校に対し、宿泊体験や地元企業への職場見学、地域の行事への参加等の体験学習活動を実施するための経費を補助する。</p> <p>③事業効果：児童生徒が生涯にわたる学習の基礎を培うとともに、地域の方々との関わりや地域の特色を生かした弾力的な学習を通じて、地域への関心の高揚につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	民間	補助金
	高等学校			
	生涯学習・スポーツ	<p>小・中学生ウインタースポーツ推進事業</p> <p>①事業の必要性：児童生徒一人ひとりの学力・心力・体力がステップアップできる教育活動の推進とともに、地域資源を活かした体力づくりを通じて、ふるさと教育を推進する必要がある。</p> <p>②事業内容：小・中学生に対し市内スキー場リフト利用共通シーズン券を配付する。</p> <p>③事業効果：本市の自然環境等の地域資源を活かした体力づくりは、人口減少が進行する中、児童生徒の地域への理解の深化等ふるさと教育の推進にも寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	
		<p>スポーツ少年団補助事業</p> <p>①事業の必要性：子どもたちのスポーツ活動を通じた心身の健全な育成と体力増進のため、スポーツ少年団が充実した環境の中で活動できる体制を整える必要がある。</p> <p>②事業内容：大仙市スポーツ少年団本部事業及び各支部事業の補助を行う。</p> <p>③事業効果：子どものスポーツ機会の充実に努めることで、スポーツ習慣の定着が図られ、青少年の心身の健全な成長と地域のスポーツ振興につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	団体	補助金
		<p>スポーツ少年団派遣費補助事業</p> <p>①事業の必要性：スポーツ少年団に属する子どもたちのスポーツ活動を通じた心身の健全な育成と体力増進のため活動支援を行う必要がある。</p> <p>②事業内容：大仙市スポーツ少年団に登録している団体を対象に、全県・東北・全国大会参加の際の交通費と宿泊費を補助する。</p> <p>③事業効果：大会の派遣に対して支援を行うことで、指導者や保護者の負担が軽減されるとともに、上位大会での経験を通じ、スポーツ技術の向上や競技スポーツに対する意識の高揚が図られるほか、その活躍が地域の誇りや活力につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	団体	補助金
		<p>芸術文化に関する大会派遣費補助事業</p> <p>①事業の必要性：芸術文化活動を行う児童生徒の活動を支援し、芸術文化の継続・維持の充実と将来の担い手の育成を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：生涯学習の一環として行われる大会等に参加する芸術文化団体、又は個人を対象に、全県・東北・全国大会へ出場する際の交通費と宿泊費を補助する。</p> <p>③事業効果：大会派遣の費用を支援することで、指導者や保護者の負担が軽減されるとともに、上位大会での活躍は参加者の意識を高め、芸術文化活動の振興に寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	団体	補助金

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	その他	各種大会派遣費補助事業 ①事業の必要性：将来の担い手である児童生徒の心身の成長と地域の小中学校の活躍を、地域の活性化につなげるため、教育活動としての部活動を奨励し、大会等への積極的な参加を促す必要がある。 ②事業内容：学校教育活動の一環として対外的な部活動の大会、各種コンクール、研究発表会等の参加経費を補助し、大会参加に係る安全な移動手段の確保、保護者の経済的負担の軽減を図る。 ③事業効果：日頃から小中学校と地域が深く関わる教育活動での、児童生徒の活躍は地域全体を盛り上げ、また、児童生徒が地域の支援に感謝し、地域への理解の深化などにより、ふるさと教育の推進にも寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	民間	補助金
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、教育の振興を図る必要がある。 ②事業の内容：教育の振興を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立を行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、教育の振興が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	(5)その他	学校生活支援事業【ソフト】	市	
		小・中学校芸術鑑賞事業【ソフト】	市	
		遠距離児童・生徒通学補助事業【ソフト】	民間	補助金
		大仙グローバルジュニア育成事業【ソフト】	市	
		こころのプロジェクト「夢の教室」事業【ソフト】	市	
		ペアール大仙LED化更新工事事業	市	
		大仙アカデミー【ソフト】	市	
		学校・家庭・地域連携総合推進事業【ソフト】	市	
		学習機会の提供事業（地域別主催講座、活動普及）【ソフト】	市	
		スポーツ協会補助事業【ソフト】	団体	補助金
		スポーツ協会・スポーツ少年団本部・大曲支部事務事業委託事業【ソフト】	団体	委託費
		全県500歳・550歳野球大会事業【ソフト】	実行委員会	負担金
		スポーツツーリズムコミッション事業【ソフト】	実行委員会	負担金
		チャレンジデー開催事業【ソフト】	実行委員会	負担金
		秋田25市町村対抗駅伝大会事業【ソフト】	実行委員会	負担金
		秋田太田南部忠平杯グラウンド・ゴルフ大会開催事業【ソフト】	団体	補助金
		大台大回転スキー大会事業【ソフト】	市	委託費
		秋田県親善ゲートボール大会開催事業【ソフト】	団体	委託費
		スポーツ協会・スポーツ少年団本部・大曲支部事務事業委託事業(大曲支部以外)【ソフト】	団体	委託費
		全国500歳野球大会開催事業【ソフト】	実行委員会	負担金
		大仙太田ハーフマラソン大会開催事業	実行委員会	負担金
		図書館情報システム更新事業【ソフト】	市	
		大曲図書館空調改修工事	市	
		大曲図書館トイレ改修工事	市	
		大曲図書館LED化	市	
		図書館資料充実事業【ソフト】	市	
		子ども読書活動推進事業【ソフト】	市	
		花火ふるさと教育事業（花火産業推進プロジェクト関連事業）	市	

5 公共施設等総合管理計画との整合

教育の振興に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

学校教育関連施設については、在学及び在学予定の児童生徒や保護者を中心とした市民の理解を第一に考え、学校規模の適正化の効果が十分期待できる場合に地域の学校統合について実施していく。なお、大規模改修や改築を行う場合は、当該校の児童生徒数の推移を踏まえた施設規模とする。給食センターは比較的施設が新しいことから、学校再編等により施設の統廃合となった際には、他の用途への活用も視野に入れ検討を行う。

社会教育関連施設については、生涯学習課を本市の生涯学習推進の中核と位置づけ、各地域の中心的公民館などがネットワーク拠点となり施策を展開していく。その他の施設は、協働のつながりづくりの場やコミュニティセンター等の機能として集約していく。併せて、設置目的に添わない利用形態の施設については、利用実態を精査しながら、譲渡や用途変更を検討し、総量の縮減を図っていく。

スポーツ施設については、計画的な修繕により施設機能の維持・向上と長寿命化を図り、耐用年数まで使用することとする。なお、施設の改修や更新にあたっては、市民ニーズ、地域の人口規模、地域バランスを考慮しながら施設数の見直しを図り、適正配置を目指す。

第10章 集 落 の 整 備

1 集落整備の方針

平成21年に策定した「大仙市都市計画マスタープラン」では、機能集約を図るべき拠点を明確にするとともに、軸によるネットワークを形成することで機能集約型都市構造への転換を図り、持続可能な都市経営を目指すこととしており、都市機能が集積し、交通結節点でもある大曲駅周辺を本市の「中核拠点」、各地域の支所周辺や駅周辺等については「地域拠点」と位置づけ、それぞれの機能の維持、強化に努めるとともに、公民館や小学校等の身近な生活を支える機能が集積している地区については「生活拠点」に位置づけ、防災や子育て、高齢者福祉等、地区単位で取り組むまちづくり活動の拠点として、地区の特性に応じ、生活道路や地域公共交通などの基盤整備等を進めている。さらに、これら拠点間を結ぶネットワークとして道路や地域公共交通などの充実に努めている。

こうした方針に基づき、集落や自治会の組織化を促進するとともに、集落の生活基盤であり、活動の基盤でもある町内集落会館の整備や、地域づくり活動に対する支援などを通じてコミュニティの維持・活性化を図る。また、高齢者世帯を中心とした買い物や通院に伴う移動、除排雪などの生活課題に取り組む自治会等を支援し、地域の暮らしを地域で支え合う共助体制の再構築を進める。さらに、人口減少そのものに加え、人口減少に伴う様々な資源の制約や新たな課題の顕在化により、単独での活動を維持することが困難となる自治会の増加も見据えながら、伝統的な集落を単位としたコミュニティの枠を超え、生活拠点を基本単位に、地域運営組織と小さな拠点の形成を一体的に進める。

2 現況と問題点

地域における最も基礎的な自治組織である集落及び自治会は、市内に大小合わせて525存在しているが、その多くでは、人口減少・少子高齢化の進行や核家族化など社会環境の急速な変化に伴い、住民同士のつながりが希薄化しており、これまで培われてきた互助機能が低下し、共同活動の実施が困難となってきているほか、代々継承されてきた伝統行事や祭りなどといった貴重な地域の財産も急速に失われつつある。

また、モータリゼーションの進展や後継者の不在などにより、地域によっては、これまで生活を支えてきた身近な商店が姿を消すなど、日常生活に不可欠なサービスが徐々に失われつつあり、特に単身高齢者世帯における買い物・通院に係る移動手段や除排雪の担い手の確保など、集落だけでは解決できない多くの課題が顕在化しており、地域の暮らしを地域で支え合う共助体制の再構築が急務となっている。

3 その対策

ア 集落や自治会によって異なる現状や課題を把握し、集落・自治会の組織化を促進するとともに、支援策の見直しを図りながら自治会活動を継続的に支援し、コミュニティ機能の維持と住民の主体的な地域づくりを後押しする。

イ 自治会等の活動基盤である町内集落会館などのコミュニティ施設について、維持管理費や修繕、建替え等に対する支援を通じて負担の軽減を図り、コミュニティ活動の維持・活性化につなげていく。

- ウ 高齢者世帯等の除雪など自治会等が行う地域協働雪対策事業をはじめ、地域の暮らしを地域で支え合う仕組みづくりを一層促進していく。
- エ 集落支援員等の専門人材も活用し、住民の地域づくりへの参画意識を高めながら、生活拠点を基本的な単位として、住民が主体となり、生活課題の解決や地域づくりに取り組む地域運営組織の形成と、身近な生活機能が集積する小さな拠点づくりを一体的に進める。

■対策の目標

指標名	基準値	目標値 (R12)
雪の課題に自主的に取り組む団体数 (団体)	38	56

※指標名に年度の記載がないものは、令和6年度を基準値としている。

4 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備			
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	自治会育成支援事業 ①事業の必要性：人口減少・少子高齢化の進行に伴い、コミュニティ機能が低下しつつある集落等の維持・活性化や振興、課題の解決を支援する必要がある。 ②事業内容：市内の自治会等の自治活動及び地域づくり活動並びに自治会館の維持管理費を支援する。 ③事業効果：自治会等の組織化及び育成により、住民主体のまちづくりを推進することで、住民が誇りを持ち生き生きと暮らせる地域の創造が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	自治会等	補助金
		地域協働雪対策事業 ①事業の必要性：高齢者等が冬期間においても安全・安心に暮らすことができるよう、市民・事業者・行政がそれぞれ役割を担い、協働で雪対策に取り組む必要がある。 ②事業内容：地域内の高齢者等世帯の除雪、雪下ろしや道路除雪に取り組む自治会等を支援する。 ③事業効果：住民参画と協働により、安心して住み続けることができるまちづくりが図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	自治会等	補助金
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、集落の整備を図る必要がある。 ②事業の内容：集落の整備を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立を行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、集落の整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
(3)その他	町内集落会館建設費等補助事業	自治会	補助金	

第11章 地域文化の振興等

1 地域文化の振興等の方針

本市が有する多様な地域文化や郷土芸能などの伝統文化を今後も守り育てていくため、市民による継続的な文化活動を支援し、郷土意識の醸成を図るとともに、新たな文化を創造し充実させていくため、芸術・文化活動の担い手の育成や文化活動に参加しやすい環境づくり、芸術・文化に触れる機会の創出に努める。

払田柵跡をはじめとする市内各地に多く点在する史跡・文化財は、本市の特色となる貴重な財産であり、その歴史的価値を認識し、市民と共有しながら、保存と活用を図る。

名勝天然記念物については、その希少価値に応じて指定・保護に努めるとともに、農村地域等が持つ民俗文化の掘り起こしを進めるほか、寄贈や収集により所蔵している民俗資料等についても、保存に努めるだけでなく、積極的な活用を図る。

また、市民会館をはじめとした地域文化振興の拠点となる施設については、計画的な改修等を行い、施設機能の維持・充実を図る。

(1) 地域文化の振興等

各地域における多様な文化や、先人から伝え受け継いできた郷土芸能・風俗などの地域の伝統文化を守り育てていくため、活動の場や施設の充実、伝統文化の記録や啓発など、市民が主体となって取り組む文化活動を継続的に支援していく。

また、新たな文化を創造し充実させていくため、市民が主体的に取り組む芸術・文化活動のリーダーとなる人材や団体の育成、文化活動に積極的に参加できる仕組みづくりや環境などの整備、施設及び芸術に接する機会の充実を図っていく。

(2) 地域文化の振興に係る施設の整備等

「払田柵跡」や「旧池田氏庭園」、「旧本郷家住宅」などの指定文化財等について、多角的な視点から調査を継続し、復原や保存、環境の整備を進める。

また、文化財の歴史的価値を市民と共有する機会を創出するとともに、地域文化の振興に必要な文化財保護施設等の整備を進める。

さらに、市民との協働により、文化遺産を含めた全市的な市史等を後世に伝える資料の保存と編さんを行うとともに、その活動拠点となる公文書館の維持・運営と積極的な活用を図る。

2 現況と問題点

(1) 地域文化の振興等

経済の成長と科学の進歩や高速交通体系の発達等は、市民の生活に急激な変化と物質的な豊かさをもたらした反面、ゆとりのある暮らしや心の豊かさなど、精神的な面がなおざりにされるなどの様々な問題が生じてきている。

このような中、芸術文化の振興は、潤いのあるまちづくりや市民の豊かな情操、生きがいがいづくりにおいて重要な要素となっており、優れた芸術文化に触れる機会の創出や、新たな芸術文化の創造につながる環境づくりが求められている。

また、各地域に伝わる伝説や民話、伝統行事などの文化遺産は、本市が持続的発展

に向けた取組を進める上で重要な拠り所であるが、その伝承や継承が困難となってきた。郷土の歴史や文化に対する正しい理解と敬愛心の育成、後世に向けた保存・継承が肝要であることから、後継者の確保・育成に努めるとともに、文化財の保存と活用を通じ、市民の文化財保護に対する意識の高揚を図る。

(2) 地域文化の振興に係る施設の整備等

本市には、秋田県唯一の国宝「線刻千手観音等鏡像」をはじめとして、国指定史跡「払田柵跡」や国指定名勝「旧池田氏庭園」などに代表される数多くの歴史遺産がある。また、地域に根ざしたささらや番楽などの伝統文化も脈々と伝承されており、豊かな大地を基盤とした文化遺産が豊富に存在している。

しかしながら、歴史遺産の所有者や管理者の高齢化等により、保存管理が困難となってきたほか、民俗資料、歴史資料として重要な地域史料などの散逸が危惧されるとともに、伝統文化として受け継がれてきた郷土芸能についても、少子化による後継者不足や継承者の高齢化によってその存続が危ぶまれるものも少なくない状況にある。

3 その対策

(1) 地域文化の振興等

- ア 優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するとともに、市民の幅広い要望に応えるため、4つの市民会館の自主事業公演を総合的に調整し、地域芸術芸能団体の発表の機会を提供する。
- イ 名勝天然記念物については、その希少価値に応じて指定等の保護措置を講じながら、市固有の文化財として確実な継承に努める。また、文化的景観についても同様の措置を講じて保全に努める。
- ウ 本市は秋田県内屈指の穀倉地帯であり、農村地域特有の民俗文化が育まれてきたことから、その収集・保存に努めるとともに、積極的な活用を図る。
- エ 本市は国内外で活躍した先人を数多く輩出しており、その功績を顕彰するとともに、関連資料を収集・研究し、発信することにより、次代を担う子どもたちにその功績を伝え、郷土愛の醸成を図っていく。

(2) 地域文化の振興に係る施設の整備等

- ア 「旧池田氏庭園」や「払田柵跡」をはじめとする市内各地に数多く点在する史跡や有形文化財・無形文化財は、本市の特色となる貴重な財産であり、地域づくりの資源でもある。これらの歴史的価値を評価し、保存整備と活用を推進することにより、市民に親しみやすい環境を構築しつつ保護意識の高揚を図るとともに、文化遺産の活用や文化価値の具現化のための施設の整備について検討を行う。
- イ 各地域に土着した郷土芸能や風俗・伝統行事など、地域における多様な伝統文化を守り育てていくため、活動の場や施設の充実、記録保存や用具更新など、市民による継続的な文化継承活動を支援し、郷土意識の高揚と活動の促進を図る。
- ウ 歴史資料として重要な公文書や地域史料を保存し、確実に後世に伝えるとともに、広く一般の利用に供するため、特定歴史公文書等を公開するシステムの整備について検討を行う。

■対策の目標

指標名	基準値	目標値 (R12)
公文書館主催の講座・展示来場者数 (人)	600	650
旧池田氏庭園見学者数 (人)	8,570	10,000

※指標名に年度の記載がないものは、令和6年度を基準値としている。

4 計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振 興等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	文化財保護施設整備事業 (民俗資料収蔵庫)	市	
		公文書館整備事業	市	
		弘田柵跡環境整備事業	市	
		旧池田氏庭園環境整備事業	市	
		鈴木空如資料保存活用事業	市	
		角間川・川のまち歴史交流の杜整備事業	市	
		指定文化財等保存整備事業	市	
	その他			
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興			
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、地域文化の振興等を図る必要がある。 ②事業の内容：地域文化の振興等を図るための過疎地域持続的発展特別事業 (ソフト事業) の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、地域文化の振興等が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	(3)その他	花火伝統文化継承事業【ソフト】	市	
	芸術文化振興事業【ソフト】	市		
	市民会館自主事業【ソフト】	市		

5 公共施設等総合管理計画との整合

地域文化の振興等に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を推進する。

歴史的価値のある施設については、後世に確実に継承していくため改修等による長寿命化などの措置を講じていく。展示等施設については、類似施設が複数存在するため、施設の集約・統合を検討する。また、展示機能を失った施設は、他の用途への利活用について検討していく。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

1 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

地球温暖化を背景とした気候変動は、記録的な大雨や猛暑などの異常気象の発生要因となっており、人々の生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしている。我が国をはじめとした多くの国々では、世界的な気候変動対策である「パリ協定」の発効を受け、2050年までのカーボンニュートラルを表明し、その実現に向けた取組が進められているところであり、国の「地球温暖化対策計画」では、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標を掲げている。

本市においても、令和4年3月に2050年までのカーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、「大仙市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」のもと、再生可能エネルギーの導入と省エネ化の促進、資源循環型社会の形成を柱に、カーボンニュートラルの実現に貢献すべく各種取組を推進している。

再生可能エネルギーの導入については、他地域と比較し、日照時間や冬季間の降雪などの環境面で課題はあるものの、広大な市域等を背景に太陽光発電が最もポテンシャルを有していることから、太陽光発電を中心に据えて家庭や事業者の導入を促進するとともに、あわせてエネルギーの地産地消や公共施設における電力の切り替えなども推進していく。

また、脱炭素化の流れは、豊かな水資源や豊富な森林資源などの自然環境に恵まれた本市にとっては、新たな成長に向けたチャンスでもあり、経済と環境の両立による持続可能な地域社会の構築に向け、地域が一体となって取組を進めていく。

2 現況と問題点

近年、気候変動の影響とみられる大型台風や豪雨、豪雪などの自然災害が激甚化・頻発化し、本市にも多大な被害をもたらしており、今後も、これまでの想定を超えた自然災害の発生が予想される。温暖化対策は、私たちの生活に直結する大きな課題であり、今や企業の事業活動に欠かせない要素となっており、一人ひとりが自分事として捉え、問題意識を共有しながら市全体で取組を進めていく必要がある。

本市では、市有地の有効活用を図るため、市が発電事業者として太陽光発電事業を実施しており、売電収益を財源に、事業所や家庭部門への再生可能エネルギーの普及、省エネ設備や次世代自動車の導入を促進している。また、公共施設への太陽光発電設備の設置や用水路を活用した小水力発電事業を進めるとともに、地域総合整備資金貸付事業を活用し、民間事業者のバイオマス発電事業への参入を支援するなど、再生可能エネルギーの普及拡大に努めている。

こうした取組により一定の成果が表れてきているものの、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、取組のより一層の強化が必要である。

3 その対策

ア 住宅への太陽光パネルや蓄電池などの再エネ・省エネ設備の設置、次世代自動車の導入を支援するとともに、節電や節水、エコドライブなど、日常生活でできる身近な省エネ行動などの普及啓発を進める。

イ 事業所を対象に太陽光発電設備の導入を支援するほか、補助制度や新技術などに関する情報提供を通じて脱炭素に向けた取組を促進する。

ウ 市公用車の次世代自動車への転換を計画的に進めるとともに、公共施設へのEV充電器や太陽光発電設備の設置に加え、環境負荷の少ない再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを進めていく。

■対策の目標

指標名	基準値	目標値 (R12)
市域全体からの温室効果ガス排出量(R2)	590.1千t-CO2	361.5千t-CO2
市の事務事業における温室効果ガス排出量(R5)	17,669t-CO2	12,006t-CO2

4 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	太陽光発電事業	市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用			
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、再生可能エネルギーの利用の推進を図る必要がある。 ②事業の内容：再生可能エネルギーの利用の推進を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、再生可能エネルギーの利用の推進が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
(3)その他				

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 その他地域の持続的発展に関し必要な方針

本市では、市民と行政との連携強化や地域住民の声を施策に反映する環境づくりを進めるとともに、旧市町村区域を単位とする8つの地域において、地域振興事業や地域の魅力発見事業、彩色千輪プロジェクト事業などを通じ、市民が主体的に地域づくりに参画する機会の創出に努めるなど、市民との協働によるまちづくりを進めてきた。

人口減少・少子高齢化の進行により、地域産業経済の衰退や日常生活、地域コミュニティの維持困難など様々な弊害が懸念される中、これまで取り組んできた協働のまちづくりをさらに前に進めるとともに、新たに「共創」の理念を加え、地域課題の解決や地域活力の向上に向けた取組を通じ、持続可能なまちを共に創り上げる「協働・共創のまちづくり」を推進する。人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けることができるよう、若者や女性をはじめとした地域の多様な人材が参画し、自主的、かつ主体的に取り組む地域づくり活動を後押しするとともに、異なる価値観を相互に尊重し合い、地域の寛容性や包摂性を高めながら、誰もが居場所を持ち、個性や能力を活かして活躍できる地域社会の形成に向けた取組を進める。

2 現況と問題点

本市は、平成17年3月の誕生以来、2次にわたる総合計画のもと、協働によるまちづくりを旗印に、市民と行政が連携・協力しながらまちづくりを進めてきた。また、平成28年には大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、「人口減少の抑制」と「地方創生の実現」に向けた取組を重点的に推進してきたところであり、各分野の様々な取組が概ね順調に進捗し、人口減少スピードが緩和するなど一定の成果が表れ始めている。

こうした成果に加え、大仙市の誕生から20年を経過した現在、それぞれの地域の相互理解が進み、大仙市としての一体感が深まるとともに、複数の地域において住民が互いに協力し合いながら、買い物や除排雪の支援をはじめとした地域課題の解決に主体的に取り組む地域運営組織や、積極的に地域活動に参画する若者など、地域づくりに関心を持ち、自分たちが住む地域の未来を創ろうと積極的に取り組む事例が増加している。

一方で、依然として人口減少・少子高齢化が進行しており、様々な課題の複雑化、深刻化に加え、将来的には、地域の担い手を含めた様々な資源の制約や、新たな地域課題の顕在化が懸念されており、あらゆる場面において規模の縮小を避けては通れない状況にあるほか、市場の縮小に伴い、民間事業者の撤退やサービスの低下も現実的な問題として想定されるところである。将来にわたり、こうした課題のすべてに行政だけで対応していくことは極めて困難であり、地域のあらゆる主体が、果たしうる責任と適切な分担により相互に補完しあうことが不可欠である。地域の将来を決めるのは住民自身であり、地域で暮らし、あるいは事業を営んでいる全ての人が地域の課題を自分事として捉え、主体的に取り組むことに加え、市民と行政がさらに連携・協力を深め、協働して解決にあたっていく必要がある。

また、人口減少と少子高齢化が急速に進行する中であって、地域の持続可能性を高めていくためには、より多様な分野や属性の意見をまちづくりに取り入れていくことが重要であり、性別や年代などで異なる価値観を相互に尊重し、地域の寛容性や包摂性を高

めながら、女性や若者を含め、多様な人材の参画を進めていく必要があるが、様々な意思決定の場における女性の参画割合は低迷しているほか、家事・育児などは依然として女性に偏っており、男性の家庭参画が進んでいないのが現状である。

さらに、男女共同参画への理解は高まっている一方で、依然としてアンコンシャス・バイアスや固定的性別役割分担意識が根強く残っており、当事者の生きづらさにつながっている可能性があるほか、女性の就労継続やキャリア形成にも影響を及ぼしており、若年女性を中心とした転出超過の大きな要因の一つとなっている。社会の成熟化に伴い、価値観はますます多様化していくことが見込まれており、一人一人の意識変革に加え、当事者である女性自身の意識改革を促しながら、地域の理解や支え合いのもと、誰もが居場所を持ち、個性や能力を活かして活躍できる地域社会を形成していく必要がある。

3 その対策

- ア 地域住民一人ひとりが将来あるべき地域の連携、維持発展に関心を持ち、自立と協働のまちづくりに取り組んでいくことができるよう、基礎的組織である自治会や地区コミュニティ会議、地域運営組織をはじめとした地域づくり活動に意欲的に取り組む団体の主体的な活動を支援し、地域活力の維持向上につなげていく。
- イ 市内8つの地域において、それぞれの地域の多様な資源や活動拠点などの特性を生かし、住民との協働のもと、地域の魅力等の情報発信や地域が元気になる取り組みを実施し、地域の活性化につなげる。
- ウ 多世代が交流する機会の創出や、社会生活を営む上で困難を有する子どもや若者へのアウトリーチ支援、地域の理解や支え合いを促進し、誰もが居場所を持ち、個性や能力を活かして活躍できる地域社会の形成を推進する。
- エ 様々な場面で根強く残るアンコンシャス・バイアスや固定的性別役割分担意識の解消に向け、市民一人ひとりの意識改革と行動変容を促し、地域の寛容性と包摂性を高めながら、若者・女性をはじめ誰もが意欲に応じて活躍できる環境づくりを推進する。
- オ 市民をはじめとする地域の様々な主体との各種情報共有を強化するとともに、意見を表明し、アイデアを提案することができる機会を創出し、まちづくりの主体である市民の当事者意識の醸成を図りながら、協働・共創のまちづくりに向けた基盤づくりを進める。
- カ 女性リーダーの育成などに関するセミナーの開催を通じ、女性自身の意識改革を促進するとともに、一人ひとりのワーク・ライフ・バランスが実現し、多様で柔軟な働き方ができる、誰もが働きやすい魅力ある職場づくりを促進する。特に男性の家事や育児等の家庭生活への参画については、参画が当たり前な社会となるよう、より一層促進していく。

■対策の目標

指標名	基準値	目標値 (R12)
地域運営組織数 (組織)	12	15

※指標名に年度の記載がないものは、令和6年度を基準値としている。

4 計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関し 必要な事項		市民活動交流拠点施設運営管理事業【ソフト】	市	
		男女共同参画推進事業【ソフト】	市	
		DV防止の啓発と被害者の支援事業【ソフト】	市	
		NPO等支援事業【ソフト】	市	
		地域協議会関連事業【ソフト】	市	
	過疎地域持続的発展特別事業	地域振興事業 ①事業の必要性：地域の変化に柔軟に対応しながら、地域コミュニティや生活機能を維持するため、多様な主体の参画のもと、住民による主体的な地域づくり活動を後押ししていく必要がある。 ②事業内容：地域の課題解決や活性化に向けた住民団体による主体的な取組を支援するとともに、地域と行政との協働による地域づくり活動を推進する。 ③事業効果：コミュニティ機能の維持・活性化により、住民が安心して、誇りを持って暮らせる地域の創造が図られる。また、住民が自主的かつ主体的に地域づくり活動に参画することで、地域づくりの当事者としての意識が高まり、地域全体で活性化に取り組む機運が醸成されるとともに、地域への愛着や誇りが育まれることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市 自治会 の連合 体等	
		過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図る必要がある。 ②事業の内容：持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立を行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	<p>移住・定住推進事業</p> <p>①事業の必要性：人口減少と少子高齢化の進行を抑制し、将来にわたって活力ある地域を維持していくため、移住・定住を促進するとともに、将来的な移住者層を創出することが必要である。</p> <p>②事業内容：本市への移住を検討されている方や定住の目的で移住された方への支援、及び地元を離れた方に再び戻ってきていただくための施策を実施するとともに、テレワークやワーケーションといった新たな働き方に対応する環境整備や移住体験ツアーなど将来的な移住者層を創出する施策を実施する。</p> <p>③事業効果：本市への人の流れが創出されることより、地域コミュニティの維持・活性化や地域経済の活性化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	本市への人の流れが創出されることより、地域コミュニティの維持・活性化や地域経済の活性化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	地域間交流	<p>国内友好都市交流事業</p> <p>①事業の必要性：交流を通じて豊かな人間性を育むふるさと教育を推進し、人口減少が進む中で交流人口や関係人口の増加を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：ホームステイや文化体験を通じてコミュニケーション能力や広い視野を養う青少年交流、本市の魅力をPRできる市民まつり等への参加、自主的な相互交流を通じて絆を深める民間団体交流への支援を行う。</p> <p>③事業効果：交流により青少年の人材育成が図られるとともに、相互連携・相互理解が進むことで、交流人口、関係人口が増加し、地域の活性化につながる。また、災害時には迅速に相互連携・支援を行うことができることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	交流により青少年の人材育成が図られるとともに、相互連携・相互理解が進むことで、交流人口、関係人口が増加し、地域の活性化につながる。また、災害時には迅速に相互連携・支援を行うことができることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	基金積立	<p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	<p>新規就農者研修施設運営事業</p> <p>①事業の必要性：将来の市農業の担い手の確保・育成を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：市が設置する新規就農者研修施設において、市内で就農を希望する意欲ある者に対し、栽培技術や就農に必要な知識修得のための研修等を行う。</p> <p>③事業効果：就農に必要な技術・知識等の修得から定着までを一体的にサポートすることにより、農業後継者の確保につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>大豆産地化推進事業</p> <p>①事業の必要性：国内有数の穀倉地帯である本市の広範な水田の有効活用と農業所得の向上を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：土地利用型作物である大豆の生産に対して助成するとともに、現地検討会を開催することにより生産者の栽培技術や生産意欲の向上を図る。</p> <p>③事業効果：生産技術の向上と平準化により、作付面積の拡大と収量・品質の向上が図られ、農業所得の向上につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>就農に必要な技術・知識等の修得から定着までを一体的にサポートすることにより、農業後継者の確保につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>生産技術の向上と平準化により、作付面積の拡大と収量・品質の向上が図られ、農業所得の向上につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>・補助金</p>

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
商工業・6次産業化		<p>人材獲得応援事業</p> <p>①事業の必要性：企業の人材確保と労働環境の円滑化により、産業基盤の強化と所得の向上による若者の定着を図る必要がある</p> <p>②事業内容：職場環境の充実や社員教育による人材育成を行うことで福利厚生強化を図る市内企業に対し助成を行う。</p> <p>③事業効果：市内企業の人材獲得と若者の地元定着が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	民間	<p>市内企業の人材獲得と若者の地元定着が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>・補助金</p>
		<p>Aターン就職促進事業</p> <p>①事業の必要性：人口減少・少子高齢化の進行により、市内企業の人材確保が困難な状況のため、市内在住者はもとより、Aターン希望者に対する市内企業への就職促進と市内定着を推進する必要がある。</p> <p>②事業内容：就活者のインターンに要する費用や新入社員の入社準備に係る費用の一部を助成するほか、県外大学生と市内企業とのインターンの機会創出を図る。</p> <p>③事業効果：市内企業の人材不足の解消により、産業基盤の強化と若者の定着に寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	民間	<p>市内企業の人材不足の解消により、産業基盤の強化と若者の定着に寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>若者チャレンジ応援プロジェクト事業</p> <p>①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、若者の定住促進策の一つとして、創業や地域活性化に向けた取組など、若者の挑戦を地域全体で応援する環境づくりを進める必要がある。</p> <p>②事業内容：新たな挑戦を始める若者の相談窓口の運営や、創業や地域活性化に資する取組の初期経費の一部助成などを行う。</p> <p>③事業効果：地域活性化や新たな雇用の創出等に寄与するほか、若者の自己実現にもつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市民間	<p>地域活性化や新たな雇用の創出等に寄与するほか、若者の自己実現にもつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>資格取得応援事業</p> <p>①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、地域産業が求める専門的な資格を有する人材の育成と若者の地元定着を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：資格取得の対象講習を受講した者に対し助成を行う。</p> <p>③事業効果：資格取得に伴う就業機会の拡大により、若者等の定着を促進し、地域の活性化と地域コミュニティの維持が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	民間	<p>資格取得に伴う就業機会の拡大により、若者等の定着を促進し、地域の活性化と地域コミュニティの維持が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>・負担金、補助金</p>
		<p>工業振興奨励事業</p> <p>①事業の必要性：人口減少・少子高齢化が進む中で、将来にわたり活力ある地域を維持していくため、多様な雇用の場を創出し、特に若者の定着を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：設備投資を機とした労働生産性の向上により、労働者の待遇改善を図る企業に対して助成を行う。</p> <p>③事業効果：企業の投資意欲を喚起することにより、新たな雇用の場の創出や賃金水準の向上による地域経済の活性化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	民間	<p>企業の投資意欲を喚起することにより、新たな雇用の場の創出や賃金水準の向上による地域経済の活性化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>・補助金</p>
		<p>地域の花火大会等応援事業</p> <p>①事業の必要性：人口減少や少子高齢化が進む中、各地の花火大会や花火が打ち上がるイベントを支援することにより、伝統文化の継承や花火を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：市内各地で行われている花火大会等に対し、その規模に応じた大会運営補助や花火打上業務委託を行う。</p> <p>③事業効果：市内で開催される特色ある地域の花火大会等を支援することで、地域の結びつきが強化されるとともに、それぞれの伝統文化が継承されるほか、観光入込客数や交流人口の増加、地域経済の活性化につながるから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市民間	<p>市内で開催される特色ある地域の花火大会等を支援することで、地域の結びつきが強化されるとともに、それぞれの伝統文化が継承されるほか、観光入込客数や交流人口の増加、地域経済の活性化につながるから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>・補助金</p>
観光				

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	基金積立	<p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、産業の振興を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：産業の振興を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、産業の振興が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、産業の振興が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
3 地域における 情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	基金積立	<p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、地域における情報化を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：地域における情報化を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、地域における情報化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、地域における情報化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	<p>地域交通対策事業</p> <p>①事業の必要性：住み慣れた地域で暮らし続けられるよう利便性が高く、持続可能な公共交通システムを構築する必要がある。</p> <p>②事業内容：路線バスの運行維持を支援するほか、市が主体となる交通システムの運行や、自家用有償旅客運送や地域の共助による移動支援を行う団体等に対する支援に加え、高齢者や運転免許返納者を対象とした支援を行う。</p> <p>③事業効果：効率的で利便性の高い公共交通システムの構築と、交通弱者に対する移動支援策の実施により、地域での安全・安心な暮らしが確保されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市 NPO 等 民間	<p>効率的で利便性の高い公共交通システムの構築と、交通弱者に対する移動支援策の実施により、地域での安全・安心な暮らしが確保されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>負担金 補助金</p>
	交通施設維持	<p>橋りょう長寿命化対策事業</p> <p>①事業の必要性：住民の日常的な生活交通経路である橋りょうについて、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう計画的な維持管理が必要である。</p> <p>②事業内容：橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検及び予防的な修繕を行う。</p> <p>③事業効果：橋りょうの長寿命化と修繕及び架替えに要するコストの縮減が図られ、道路交通の安全性・信頼性が確保されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>道路長寿命化対策事業</p> <p>①事業の必要性：住民が将来にわたり安全に安心して利用することができるよう、市民生活や経済・社会活動を支える最も基本的なインフラである道路や道路附属施設の計画的な維持管理が必要である。</p> <p>②事業内容：道路における第三者被害を防止する観点から、国が示す点検要領に基づいて緊急輸送路及び幹線道路等を対象に点検を行い、結果に応じた調査及び対策を実施する。</p> <p>③事業効果：法面及び土木構造物並びに標識や照明等附属施設の健全化により安全・安心な道路交通網が形成されると同時に、対象施設の長寿命化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>通学路歩道整備事業</p> <p>①事業の必要性：商店や病院、学校等の施設が建ち並び、市民の日常生活に密着し、利用者の多い重要路線について、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう、歩行者空間の計画的な整備が必要である。</p> <p>②事業内容：通学路緊急合同点検及び通学路安全パトロール等の結果を踏まえ、区画線及びグリーンベルトの施工により車道及び歩道部の幅員を再設定するなど、通行車両の速度低下対策を実施する。</p> <p>③事業効果：通行車両の速度低下により、安全・安心な歩行者空間が確保されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>橋りょうの長寿命化と修繕及び架替えに要するコストの縮減が図られ、道路交通の安全性・信頼性が確保されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>法面及び土木構造物並びに標識や照明等附属施設の健全化により安全・安心な道路交通網が形成されると同時に、対象施設の長寿命化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>通行車両の速度低下により、安全・安心な歩行者空間が確保されることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	基金積立	<p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、交通施設の整備、交通手段の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：交通施設の整備、交通手段の確保を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、交通施設の整備、交通手段の確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、交通施設の整備、交通手段の確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
5 生活環境の 整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	防災・防犯	<p>空き家等対策事業</p> <p>①事業の必要性：過疎化の進行を背景に市内に空き家等が増加しており、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会に向け適正な管理を促していく必要がある。</p> <p>②事業内容：危険空き家等の取り壊し・撤去・処分に係る経費の一部に対して助成を行うほか、場合によっては行政代執行により市が解体を行う。また、冬期においては、危険空き家等の巡回調査を強化し、必要に応じて除排雪や屋根の雪下ろし等の緊急対応を実施する。</p> <p>③事業効果：倒壊事故等の恐れがあるなど危険な状態にある空き家等の事故等未然防止対策を推進することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	危険空き家等所有者市	倒壊事故等の恐れがあるなど危険な状態にある空き家等の事故等未然防止対策を推進することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>災害に強いまちづくり事業</p> <p>①事業の必要性：安全・安心な生活環境を確保するため、防災意識の高揚や地域防災力の向上により、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。</p> <p>②事業内容：自主防災組織の活動経費等に対し支援を行うほか、地域の防災リーダーとなる防災士の育成に係る研修講座を開催する。</p> <p>③事業効果：災害時における防災体制の整備とコミュニティ機能の強化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	自主防災組織市	災害時における防災体制の整備とコミュニティ機能の強化が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>防災ハザードマップ更新事業</p> <p>①事業の必要性：洪水発生時に想定される浸水深や土砂災害危険箇所、避難に関する情報をまとめたハザードマップを配付することにより、平時からの防災意識を高めるとともに、発災時の円滑な避難を促すことで人的被害の軽減を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：国土交通省が実施する浸水想定の結果を取り込むとともに、その他の情報についても更新を行い、作成したハザードマップを市内全世帯及び公共施設等に配付する。</p> <p>③事業効果：ハザードマップを通じて、地域での災害の発生を前提に住民自らが対策を考えることにより、防災の基本となる自助の向上と、地域住民が相互に助け合う共助による地域防災力の向上が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	ハザードマップを通じて、地域での災害の発生を前提に住民自らが対策を考えることにより、防災の基本となる自助の向上と、地域住民が相互に助け合う共助による地域防災力の向上が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	その他	<p>下水道施設長寿命化対策事業</p> <p>①事業の必要性：生活環境の改善や水域保全等の役割を担う下水道施設は今後、一斉に更新時期を迎えることから、良質な下水道サービスを持続的に提供するために計画的に対策を講じていく必要がある。</p> <p>②事業内容：生活排水処理整備構想に基づき、施設の改築・更新、統合を行う。</p> <p>③事業効果：安定的で持続的な下水道事業運営が確保されるとともに、快適で環境負荷の小さい生活環境につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	安定的で持続的な下水道事業運営が確保されるとともに、快適で環境負荷の小さい生活環境につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>公共施設等解体撤去事業</p> <p>①事業の必要性：老朽化等により有効活用が困難となっている施設については、危険防止と良好な生活環境の維持や景観保全のため、解体撤去を行う必要がある。</p> <p>②事業内容：使用されていない公共施設、校舎等の解体撤去を行う。</p> <p>③事業効果：地域の安全安心な生活環境の確保と景観の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	地域の安全安心な生活環境の確保と景観の保全が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	基金積立	<p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、生活環境の整備を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：生活環境の整備を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、生活環境の整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、生活環境の整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	<p>保育士確保推進事業</p> <p>①事業の必要性：年度途中に発生する待機児童解消のため、保育士を確保する必要がある。</p> <p>②事業内容：就労奨励金の支給や奨学金の返還に対する助成、保育士等の職場環境の改善支援等を実施する。</p> <p>③事業効果：保育士の就労と離職防止が促進され、保育士が安定的に確保されることで子育て環境の整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	法人等 市	<p>保育士の就労と離職防止が促進され、保育士が安定的に確保されることで子育て環境の整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>・補助金</p>
	高齢者・障害者福祉	<p>高齢者生活支援サービス事業</p> <p>①事業の必要性：高齢者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者を支えるために、医療・保健・福祉、生活支援が連携して包括的に支援するシステムの構築が求められている。</p> <p>②事業内容：高齢者やその家族を対象に、次の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽度生活援助／高齢者のみの世帯等に対し、軽易な日常生活上の援助サービス利用券を交付。 ・高齢者等相談支援／高齢者等に対し、弁護士等による定期的な専門相談会を開催。 ・高齢者等あんしん見守りサービス支援事業／高齢者のみの世帯等を対象に、緊急時に対応するための通報装置を設置。または、トイレ等にセンサー付き電球を設置。 ・在宅高齢者等介護世帯支援事業／要介護4・5の認定を受けた高齢者を在宅で介護している低所得世帯に対し、介護用品券の交付。および、在宅サービス費等利用負担額の一部を助成。 ・要介護者移送サービス／要介護4・5の認定を受けた高齢者を対象に、退院時、移送用車両により自宅へ移送を行う。 <p>③事業効果：高齢者や高齢者を支える家族が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の充実が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>高齢者や高齢者を支える家族が住み慣れた地域で安心して生活できる環境の充実が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>高齢者等雪対策総合支援事業</p> <p>①事業の必要性：高齢者等が地域で安心して暮らし続けることができるよう、冬期における生活上の安全確保と身体的負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>②事業内容：独力での除雪が困難な高齢者世帯等に対し、間口除雪や屋根の雪下ろし等にかかる費用の一部を助成する。また、降雪期前の事業者割り当てを支援することにより、冬期間の在宅生活の安全確保と福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>③事業効果：高齢者が冬期間も安全・安心に暮らすことができる環境につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>高齢者が冬期間も安全・安心に暮らすことができる環境につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
	基金積立	<p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	<p>特定不妊治療・不育症治療費補助金</p> <p>①事業の必要性：市民が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、必要なときに適切な医療が受けられる環境の整備が必要である。</p> <p>②事業内容：特定の不妊治療及び体外受精、不育症の治療を受ける夫婦に対し助成を行う。</p> <p>③事業効果：出産の希望を後押しするとともに、安心して子どもを産み、子育てを楽しみ、子どもが健やかに成長できる環境整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>出産の希望を後押しするとともに、安心して子どもを産み、子育てを楽しみ、子どもが健やかに成長できる環境整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>・補助金</p>
	基金積立	<p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、医療の確保を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：医療の確保を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、医療の確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、医療の確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	<p>体験的学習時間支援事業</p> <p>①事業の必要性：児童生徒の興味関心を伸ばす自主的、自発的な学習を推進するとともに、学校独自の計画や地域の特色を生かした弾力的な学習を推進することで、基礎的な知識の定着と地域への関心を高めていく必要がある。</p> <p>②事業内容：各小中学校に対し、宿泊体験や地元企業への職場見学、地域の行事への参加等の体験学習活動を実施するための経費を補助する。</p> <p>③事業効果：児童生徒が生涯にわたる学習の基礎を培うとともに、地域の方々の関わりや地域の特色を生かした弾力的な学習を通じて、地域への関心の高揚につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	民間	<p>児童生徒が生涯にわたる学習の基礎を培うとともに、地域の方々の関わりや地域の特色を生かした弾力的な学習を通じて、地域への関心の高揚につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>・補助金</p>
	生涯学習・スポーツ	<p>小・中学生ウィンタースポーツ推進事業</p> <p>①事業の必要性：児童生徒一人ひとりの学力・心力・体力がステップアップできる教育活動の推進とともに、地域資源を活かした体力づくりを通じて、ふるさと教育を推進する必要がある。</p> <p>②事業内容：小・中学生に対し市内スキー場リフト利用共通シーズン券を配付する。</p> <p>③事業効果：本市の自然環境等の地域資源を活かした体力づくりは、人口減少が進行する中、児童生徒の地域への理解の深化等ふるさと教育の推進にも寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>本市の自然環境等の地域資源を活かした体力づくりは、人口減少が進行する中、児童生徒の地域への理解の深化等ふるさと教育の推進にも寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
		<p>スポーツ少年団補助事業</p> <p>①事業の必要性：子どもたちのスポーツ活動を通じた心身の健全な育成と体力増進のため、スポーツ少年団が充実した環境の中で活動できる体制を整える必要がある。</p> <p>②事業内容：大仙市スポーツ少年団本部事業及び各支部事業の補助を行う。</p> <p>③事業効果：子どものスポーツ機会の充実に努めることで、スポーツ習慣の定着が図られ、青少年の心身の健全な成長と地域のスポーツ振興につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	団体	<p>子どものスポーツ機会の充実に努めることで、スポーツ習慣の定着が図られ、青少年の心身の健全な成長と地域のスポーツ振興につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>・補助金</p>

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		スポーツ少年団派遣費補助事業 ①事業の必要性：スポーツ少年団に属する子どもたちのスポーツ活動を通じた心身の健全な育成と体力増進のため活動支援を行う必要がある。 ②事業内容：大仙市スポーツ少年団に登録している団体を対象に、全県・東北・全国大会参加の際の交通費と宿泊費を補助する。 ③事業効果：大会の派遣に対して支援を行うことで、指導者や保護者の負担が軽減されるとともに、上位大会での経験を通じ、スポーツ技術の向上や競技スポーツに対する意識の高揚が図られるほか、その活躍が地域の誇りや活力につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	団体	大会の派遣に対して支援を行うことで、指導者や保護者の負担が軽減されるとともに、上位大会での経験を通じ、スポーツ技術の向上や競技スポーツに対する意識の高揚が図られるほか、その活躍が地域の誇りや活力につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・補助金
		芸術文化に関する大会派遣費補助事業 ①事業の必要性：芸術文化活動を行う児童生徒の活動を支援し、芸術文化の継続・維持の充実と将来の担い手の育成を図る必要がある。 ②事業内容：生涯学習の一環として行われる大会等に参加する芸術文化団体、又は個人を対象に、全県、東北、全国大会へ出場する際の交通費と宿泊費を補助する。 ③事業効果：大会派遣の費用を支援することで、指導者や保護者の負担が軽減されるとともに、上位大会での活躍は参加者の意識を高め、芸術文化活動の振興に寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	団体	大会派遣の費用を支援することで、指導者や保護者の負担が軽減されるとともに、上位大会での活躍は参加者の意識を高め、芸術文化活動の振興に寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・補助金
	その他	各種大会派遣費補助事業 ①事業の必要性：将来の担い手である児童生徒の心身の成長と教育活動としての部活動を奨励し、大会等への積極的な参加を促すことにより、地域の小中学校の活躍を、地域の活性化につなげるため。 ②事業内容：学校教育活動の一環として対外的な部活動の大会、各種コンクール、研究発表会等の参加経費を補助し、大会参加に係る安全な移動手段の確保、保護者の経済的負担の軽減を図る。 ③事業効果：日頃から小中学校と地域が深く関わる教育活動での、児童生徒の活躍は地域全体を盛り上げ、また、児童生徒が地域の支援に感謝し、地域への理解の深化などにより、ふるさと教育の推進にも寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	民間	日頃から小中学校と地域が深く関わる教育活動での、児童生徒の活躍は地域全体を盛り上げ、また、児童生徒が地域の支援に感謝し、地域への理解の深化などにより、ふるさと教育の推進にも寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・補助金
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立事業 ①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、教育の振興を図る必要がある。 ②事業の内容：教育の振興を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。 ③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、教育の振興が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、教育の振興が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	自治会育成支援事業 ①事業の必要性：人口減少・少子高齢化の進行に伴い、コミュニティ機能が低下しつつある集落等の維持・活性化や振興、課題の解決を支援する必要がある。 ②事業内容：市内の自治会等の自治活動及び地域づくり活動並びに自治会館の維持管理費を支援する。 ③事業効果：自治会等の組織化及び育成により、住民主体のまちづくりを推進することで、住民が誇りを持ち生き生きと暮らせる地域の創造が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	自治会 等	自治会等の組織化及び育成により、住民主体のまちづくりを推進することで、住民が誇りを持ち生き生きと暮らせる地域の創造が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 ・補助金

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>地域協働雪対策事業</p> <p>①事業の必要性：高齢者等が冬期間においても安全・安心に暮らすことができるよう、市民・事業者・行政がそれぞれ役割を担い、協働で雪対策に取り組む必要がある。</p> <p>②事業内容：地域内の高齢者等世帯の除雪、雪下ろしや道路除雪に取り組む自治会等を支援する。</p> <p>③事業効果：住民参画と協働により、安心して住み続けることができるまちづくりが図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	自治会等	<p>住民参画と協働により、安心して住み続けることができるまちづくりが図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p> <p>・補助金</p>
	基金積立	<p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、集落の整備を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：集落の整備を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、集落の整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、集落の整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
10 地域文化の 振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	基金積立	<p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、地域文化の振興等を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：地域文化の振興等を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、地域文化の振興等が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、地域文化の振興等が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
11 再生可能エネルギーの利用の 推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	基金積立	<p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、再生可能エネルギーの利用の推進を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：再生可能エネルギーの利用の推進を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、再生可能エネルギーの利用の推進が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、再生可能エネルギーの利用の推進が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>
12 その他地域の 持続的発展に関し 必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	<p>地域振興事業</p> <p>①事業の必要性：地域の変化に柔軟に対応しながら、地域コミュニティや生活機能を維持するため、多様な主体の参画のもと、住民による主体的な地域づくり活動を後押ししていく必要がある。</p> <p>②事業内容：地域の課題解決や活性化に向けた住民団体による主体的な取組を支援するとともに、地域と行政との協働による地域づくり活動を推進する。</p> <p>③事業効果：コミュニティ機能の維持・活性化により、住民が安心し、誇りを持って暮らせる地域の創造が図られる。また、住民が自主的かつ主体的に地域づくり活動に参画することで、地域づくりの当事者としての意識が高まり、地域全体で活性化に取り組む機運が醸成されるとともに、地域への愛着や誇りが育まれることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市 自治会 の連 合体等	<p>コミュニティ機能の維持・活性化により、住民が安心し、誇りを持って暮らせる地域の創造が図られる。また、住民が自主的かつ主体的に地域づくり活動に参画することで、地域づくりの当事者としての意識が高まり、地域全体で活性化に取り組む機運が醸成されるとともに、地域への愛着や誇りが育まれることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>過疎地域持続的発展基金積立事業</p> <p>①事業の必要性：過疎地域の持続的発展のため、持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図る必要がある。</p> <p>②事業の内容：持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図るための過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の財源とするため、基金の積立てを行う。</p> <p>③事業効果：財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>	市	<p>財政負担の軽減・平準化が図られるとともに、持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。</p>